

東京都知事 小池百合子 殿

令和6年度 東京都予算等に対する要望

東京都印刷工業組合
公益社団法人東京グラフィックサービス工業会
東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合
東京都製本工業組合

1. 中小・小規模事業者への支援策の拡充

(1) 構造的課題解決への支援

中小印刷産業は印刷需要が減少する中、同質化からの脱却と供給過剰の解消を意図し、高付加価値コミュニケーションサービス産業への構造改革を目指している。構造改革のためには、DXへの取り組みと併せて、構造改革に必要な人材・ITリテラシーの高い人材の確保・育成及び新たな事業への取り組みが必要であり、東京都では、令和5年度に「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業」、「企業変革に向けたDX推進事業」、「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」、「DX人材リスクリング支援事業」、「能力開発訓練」といった事業を推進されているが、令和6年度においても構造改善に必要な人材、ITリテラシーの高い人材の育成支援や再教育のための社内の多能工化支援等新たな事業に取り組むための柔軟な助成支援を要望する。

- ① 構造改革に必要な人材、ITリテラシーの高い人材を確保・育成するため公的なデジタル人材育成機関の設置と、個企業に対する人材の確保・育成のための助成と金融支援を要望する。
- ② 構造改革推進には、各社のIT化の実装が求められる。それに必要な環境整備として、ハードウェア、ソフトウェアなどの導入費用の助成措置を拡充すること。特に印刷業界では業務上扱うデータ量が大きいため、ハイスペックな機器が必要になることから、業界の実情にあわせた助成を要望する。

(2) エネルギーコスト、原材料の高騰に対する助成と資金繰り支援

原油、天然ガス、石炭等の高騰によるエネルギーコストの急騰、原材料費の上昇が続いている。全日本印刷工業組合連合会が組合員を対象に行った調査でもエネルギーコストが前年同月に比べて50%以上の上昇となっているとの回答が一番多く、厳しい現実に晒されている。中小企業の場合その立場上、これら上昇分の価格転嫁が遅れ、企業継続の瀬戸際に立たされている。特にエネルギーコストは全産業の共通課題であり、助成制度と資金繰り支援を要望する。

(3) 2030年「カーボンハーフ」に向けた省エネ機械設備投資への支援策の継続

東京都は、2030年「カーボンハーフ」達成に向けた施策として、ZEVの普及拡大や太陽光発電等の再エネ活用を掲げているが、その一層の促進を図るため、製造業が取り組みやすい省エネ設備への買い替えや再生可能エネルギー導入に対する更なる支援をお願いしたい。営業や配送で使用するガソリン車からEV車等への買い替えや充電設備導入に対する更なる費用の一部助成、産業向け太陽光発電と蓄電池の導入やCO2の見える化に寄与するクラウドシステム導入およびCO2クレジット購入費用への補助といった施策の拡充・継続を要望する。

(4) BCP 策定支援事業の継続

関東大震災から100年を迎え、また日本全国各地で想定外と報道される水害が頻発している現状から、サステナブルな企業経営と顧客情報の保守、サプライチェーン確保の観点から、都の地場産業である中小印刷業界のBCP対策はますます重要性が増してくる。引き続き、BCP策定支援事業の拡充を要望する。

2. 事業者団体向け支援事業の継続

東京都の施策を各業界に浸透させるためには、各業界団体が会員および組合員に啓発し、施策の取り組みを業界団体の事業として推進することが最も有効な手段である。これまで東京都では、「団体課題別人材力支援事業」、「団体別採用カスパイラルアップ事業」、「業界別人材確保支援事業」、「はじめてテレワーク(テレワーク導入促進補助事業)」といった支援事業を展開し、印刷・同関連業界の事業者団体及び会員・組合員も積極的に利用しているところである。令和5年度においても「中小企業組合等新戦略支援事業」、「デジタル技術活用による業界活性化プロジェクト」などを実施しているが、引き続き時機にかなった事業者団体向け補助金・助成金事業、委託事業の実施を要望する。

3. 入札制度の改善

(1) 最低制限価格制度の改善と適正な予定価格の設定

令和4年度から印刷請負に係る最低制限価格制度が本格導入された。しかしながら制度の運用において課題も多いことから、以下の点を改善するよう要望する。

① 予定価格の下限金額を現行の200万円から100万円に引下げること

② 最低制限価格の設定率を10分の7.5から10分の8に引上げること

また、最低制限価格制度の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠の明確化である。近年の最低賃金の大幅な上昇や用紙・インキなどの原材料費、エネルギーコストの価格高騰が常時反映される予定価格の設定を図られたい。

(2) 知的財産権(著作権)の財産的価値への配慮と保護に対する周知・啓発

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に平成29年度から知的財産権の財産的価値に配慮することが加わり、令和2年度からは新たに調達コストの適正化や著作物の二次的利用を図る観点から「コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努める」という表現が加わった。東京都においても、知的財産権の財産的価値への配慮およびコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を市内及び区市町村への積極的な周知・啓発を引き続き図るよう要望する。

(3) 著作権の正当な評価と著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別にその正当な評価(対価)をしていただきたい。加えて、著作者の基本的な人権を否定する「著作者人格権の不行使特約条項」は即時撤廃するよう要望する。

(4) 東京都および各特別区・都下市町村における地元企業への優先発注ならびに地域の中小・小規模事業者等の積極的な利活用

- ① 印刷・同関連産業は、東京の地場産業として東京都の経済・雇用の重要な担い手となっている。東京都の指導によって、各特別区や都下市町村から発注される印刷物は、地元企業への優先発注を徹底し、地域の中小・小規模事業者の経営の安定に向けた積極的な利活用をされるよう強く要望する。
- ② 地域の経済活動回復のための施策において、最近では印刷物とデジタルの両方(例えば、地域のプレミアム商品券の場合、紙の商品券とキャッシュレス決済)を求められるケースがあるが、印刷物とデジタル両方の一括発注では中小企業では対応できないケースがある。分割発注が望ましいが、一括発注せざるを得ない場合であって域外業者に発注する場合は、域内中小企業の振興および発展のため、域内の企業とJVを組むことを入札要件にする、あるいは域内の企業とJVを組んだ場合に加点評価する、といった制度を設けるよう要望する。

4. 社会的責任に配慮した新しい調達行為(SR調達)の実現

価格を基準とする競争入札による調達は過度な低価格受注、不適格な企業の参入、さらには品質やサービスの低下を招くことにつながる。調達は東京都や自治体の課題を解決する政策手段として戦略的な活用が望まれる。すでに東京都では「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」を設置し、公共調達を通じて、SDGsの理念を踏まえた社会的責任を果たすための指針策定を進められているが、社会や地域の持続可能性に向けたイノベーションに取り組む企業に対し、その社会貢献度が正当に評価される新しい調達行為(SR調達)の実現を図りたい。

(1) 経済合理性のみならず持続可能性に配慮した調達の実現

持続可能な社会の実現に向け、法令遵守、環境負荷を低減するための配慮、障害者の権利尊重、地域経済の活性化等、持続可能な社会の実現に配慮した調達先を選定する新しい調達行為(SR調達)の実現を図りたい。

(2) 共生社会実現のための情報保障、メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)の採用・普及

カラーユニバーサルデザインは色覚障害者の方々の「色の不便」を解消する技術だが、情報アクセスにおいて不便と感じる点は色だけではない。印刷業界が要望しているメディア・ユニバーサルデザイン(MUD)とは、

色だけでなく、「視覚」にもその領域を広げ、文字、レイアウト、図表、ピクトグラム、イラストなど視覚情報を構成する全てを配慮したものであり、これからの情報伝達のインフラにとって欠くことのできない重要かつ必要不可欠なツールとなるものである。また、障害者差別解消法で定義している「情報アクセシビリティの向上」はあくまでも障害者に向けてのものだが、MUDは障害の有無だけでなく、子ども・高齢者・外国人も対象にしている。このことは多様性を尊重するダイバーシティの取り組みにも直結するものである。

この観点から東京都の発注印刷物については、東京都カラーユニバーサルデザインへの取り組みに加え、MUDを入札要件に加えるよう強く要望する。

以上

令和6年度東京都予算等への要望

令和5年12月6日

東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合
理事長 石崎利一

文京区湯島1-11-10

電話 03-3814-5621

FAX 03-3816-6166

各 位

東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合

日頃、私どもの業界に対して、あたたかいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

めっき技術はあらゆる工業製品に施され、現代社会を支える重要な加工技術であるとともに、我が国の基幹産業である自動車、電子機器にとっても欠かせない基盤技術であります。さまざまな製品・部品の表面を創生するうえで重要かつ不可欠な技術であり、航空機、自動車、携帯電話、パソコン、アクセサリ等々、現代人の生活の中のありとあらゆるところで用いられている技術です。

5月に入り新型コロナウイルスも季節性インフルエンザと同じ、「5類」に移行されましたが、いまだに収束の目途はたっていません。内閣府が5月17日に発表した2022年度の実質国内総生産（GDP）は前年度比1.2%増、コロナ禍の反動で高成長だった21年度（2.6%増）から伸びは鈍っています。

我々めっき業界も組合が毎月実施している組合員の生産額調査によると、昨年4月から本年3月までの実績は前年度比3.1%増とわずかの伸びにとどまりました。

こうした状況におきましても、排水規制、土壌・地下水汚染などの環境問題、技術・技能の承継や人材育成など困難な課題への対応を引き続き迫られています。

めっき業におきましては環境負荷の大きい原材料を使用するため、環境対策には特段の配慮が必要であり、「環境との共生」は我が業界の最重要課題であると認識しております。また、人材の育成・強化はコロナ禍の中、業界の存続をかけて取り組まなければなりません。とりわけ将来を担う人材の育成は喫緊の課題ともいえます。

私たちは、直面する困難な課題解決のために創意・工夫、自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化してまいりたいと考えております。

このようなめっき業界が置かれた現状にご理解をいただき、令和6年度の東京都予算に私達の願いを反映されるべく、ご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 要望分野

- 1、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について
- 2、水道料金・下水道料金の減額措置について
- 3、六価クロム並びに亜鉛に係る排水基準について
- 4、土壌汚染対策について
- 5、人材の育成・強化について

要 望 事 項

一、生産性向上のための設備更新に係る資金の助成について

新型コロナウイルス感染収束の兆しがなかなか見えない中、我々めっき業界の先行きも不透明な状況です。その中でも生産性向上への設備更新を怠るとはできません。その際排水処理等除外設備の更新が必ず伴い、一体的整備の必要性について引き続きご理解を賜りますようお願いいたします。

生産性向上と環境問題への対応はめっき事業者にとって一体不可分のものであり、両問題を合せた資金助成に特段のご配慮をいただけるようお願い申し上げます。

一方、こうした補助事業において採択されながらも申請を取り下げるケースが増えていきます。コロナ禍やウクライナ危機などでサプライチェーンが分断され、原材料など上流からの製品組み立てや下流までの供給網のつながりに停止や遅れが生じ、年度内の納品や完成が困難となるからです。予算執行が単年度との制度の主旨は理解できますが、こうしたケースを救済できる方法についてご検討くださるようお願いいたします。

二、水道料金・下水道料金の減額措置について

めっき業界に対する標記減額措置につきましては、令和3年度から水道料金は1月当たり100m³を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%へ、下水道料金は従来通り1月当たり100m³を超える汚水排出量に係る料金の20%を減額していただくこととなり、感謝申し上げます。

東京のめっき事業者は都市型（節水型）の排水処理に努めておりますが、エネルギーを始め原材料価格の高騰が続くなか、我々事業者にとって水道・下水道料金の負担には大きいものがあります。今後環境規制の強化が予想される中で現行減額措置の継続についてご配慮くださるようお願いいたします。

また、めっき事業者の多くは中小零細企業であり、使用水量が1月当たり100m³を超える事業者は269組合員（令和5年3月末現在）の内の約60%であり、未だに約40%の組合員がこの減額措置を受けておりません。全ての事業者がこの減額措置を受けられますよう、水道、下水道ともに下限使用量を引き下げてくださいようお願い申し上げます。

三、六価クロム並びに亜鉛に係る排水基準について

水質汚濁にかかる環境基準について、六価クロムの基準値が昨年4月0.05mg/lから0.02mg/lに改正されました。この改正に伴い、六価クロムの排水基準値について、0.5mg/lから0.2mg/lへと強化されることが懸念されます。0.2mg/lへと強化された場合は、現状の処理方法を見直さなければならず、土壌汚染対策法や産業廃棄物処理法への影響も危惧され、めっき業界への影響は計り知れません。このような厳しい事態が予想されますので、0.5mg/lの現行排水基準値が維持されますよう国への働きかけについて、東京都関係局のご配慮をお願いいたします。

また、亜鉛の暫定排水基準適用期間が令和6年12月10日までと来年期限を迎えます。一律排水基準適用に向け改善努力を行っておりますが、安価で実用的な排水技術が確立していない現状から、その適用期間の再延長に関する国への働きかけについて、併せて東京都関係局のご配慮お願い申し上げます。

さらに、将来の本則適用に対応できるよう国とともに新しい薬品の開発や排水処理技術の調査研究・開発を進め、その実用化・普及に努められますようお願いいたします。

四、土壌汚染対策について

現行土壌汚染対策法の下、東京都は法の健康リスクの考え方を取り入れつつ条例の環境保全の考え方を反映した対策の要件を定め、土地所有者の関与の在り方を明確化していくことなど「法と条例と自主的取組のベストミックス」を目指した基本方針を示しています。とりわけ、条例は地下水汚染についてより厳しい規制を加えております。こうした状況の中、我々めっき事業者は生き残りをかけ持続的な発展を遂げるべく早急に対策を講じ、土地の有効利用を図っていかねばなりません。

「土壌汚染対策アドバイザー派遣制度」において、操業中の土壌汚染対策として事前調査の実施や「地下水汚染未然防止のアドバイス」への活用などが可能となったほか、令和5年度からは「土地利用転換アドバイザー派遣制度」の開始など、制度の強化が図られておりますが、今後ともこうした制度の維持・拡充についてご配慮いただき、現状に即した条例の弾力的運用をお願いするとともに、これらの対策を講じるうえで我々事業者の負担が増えることのないようお願い申し上げます。

五、人材の育成・強化について

新型コロナウイルス感染の収束が未だ見えない中、「めっき技術者の養成」を目的に我が組合は職業能力開発法に基づく認定職業訓練校を運営し、また技術・技能者の質的向上という面から技能検定試験を実施しております。とりわけ、訓練校につきましては、東京以外の近県からも多くの訓練生を受け入れております。ところが、東京都補助金交付規程によりますと、補助対象要件として都内事業所から派遣される訓練生数が全体の50%以上とあります。近県事業所とも連携を深め、めっき業界全体の発展を目指す上からもこの規程を緩和し、組合の体制強化にご支援くださるようお願いいたします。

また、現代は脱炭素社会の構築という課題を我々に迫り、「IT化からDX化へ」社会も大きく変わろうとしています。こうした社会の変化はめっき業界にとって決して無縁ではありません。産業構造の変化を支える基礎に、先端素材や微細加工・革新的加工技術が必要とされ、そこには表面処理技術を欠かすことができないからです。

東京都立産業技術研究センターにおかれましては、産業構造の変化に対応しためっき技術の更なる発展と実用化に取り組まれるとともに、業界の人材育成・強化にご指導・ご支援をお願いする次第です。

電気めっき業の暫定排水基準の推移

(R5.6.14現在)

1 ほう素・ふっ素等

物質名等	一律基準	電気めっき業の暫定排水基準 (mg/ℓ)										備考
		①(26業種)	②(21業種)	③(15業種)	④(13業種)	⑤(12業種)	⑥(11業種)	⑦(10業種)				
ほう素	10	H16.7.1~ H19.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H257.1~ H28.6.30	H28.7.1~ R元.6.30	R元.7.1~ R4.6.30	R4.7.1~ R7.6.30	1ほうろう装置 2貴金属製造・ 再生業 3電気めっき業 4金属鋳造業 5シリコンウラム 化合物 6モリブデン 化合物 7バナジウム 化合物 8旅館業 9畜産農業 10下水道業			
		50	50	50	40	30	30	30				
ふっ素	8	—	—	—	—	—	—	—				
		50	50	50	40	40	40					
		15	15	15	15	15	15					
		50	50	50	40	40	40					
アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素	100	—	—	—	—	—	—	—				
		500	500	400	300	100	100	100				

2 亜鉛

物質名等	一律基準	電気めっき業の暫定排水基準 (mg/ℓ)				備考
		①(10業種)	②(3業種)	③(3業種)	④(1業種)	
亜鉛	H18.12.11~ (mg/ℓ)	H18.12.11~ H23.12.10	H23.12.11~ H28.12.10	H28.12.11~ R3.12.10	R3.12.11~ R6.12.10	1電気めっき業
		—	—	—	—	
50m ³ /日未満	—	5	5	5	4	
50m ³ /日以上	2	—	—	—	—	

注) 東京都は50m³/日未満にも、大阪府は30m³/日以上に一律基準が適用されている。

★組合は排水基準適用に向けて東京都立産業技術センター指導のもと組合員に対する巡回指導および東京都下水道局による講習会を毎年実施している。

東京都知事

小池 百合子 殿

公益社団法人 東京都助産師会
会 長 宗 尚子

令和6年度予算及び政策に関する要望書

コロナウイルス感染症拡大は、妊娠の届出件数にも大きく影響を及ぼしています。そのような中、子育て不安、虐待、産後うつなど子育てを取り巻く諸問題もさらに顕著化しています。女性や子ども、家族にとって最も近い場所で、継続的なケアを提供できる助産師の役割がますます必要とされています。

公益社団法人東京都助産師会では、助産師職の専門団体として、次代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および、女性と家族の健康支援に取り組んでおります。

命が大切に生まれ、安心した子育てができる社会の実現に向けて、助産師による一層充実した母子保健サービスの提供等が推進されるよう、以下の5項目を要望いたします。

要 望 事 項

1. すべての出産を経験する女性が、出産にかかるケア・支援サービスを利用できるよう支援されたい。また、地域で母子を支援する助産師の参画が推進されるよう区市町村に周知を図られたい。
2. 助産所における安全で安心な分娩を支援されたい。
3. 安心して妊娠・出産・子育てができる社会を実現するために、地域や施設で活動する助産師の能力向上に向けた取り組みを推進されたい。
4. NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行及び退院後の安定した生活の継続のために、母親への支援において、地域の助産師の活用を推進されたい。
5. すべての子ども（小・中・高）、プレコンセプション世代そして親世代など、あらゆる世代へ向けた、妊娠・出産・育児などに希望や喜びを感じられ、また一人ひとりが自身の性を受け入れられるような助産師による包括的性教育の実施と拡大を推進していただきたい。

1. すべての出産を経験する女性が、健やかに出産にかかるケア・支援サービスを利用できるように包括的に支援されたい。また、地域で母子を支援する助産師の参画が推進されるよう区市町村に周知を図られたい。

- 出産を経験する女性が、すべての区市町村において、出産にかかるケアや支援を包括的に利用できるよう、区市町村における産後ケア事業の実施施設や人材の確保、産後ケア補助券の導入など、事業の実施促進を支援されたい。
- 出産にかかるケアや支援に関する事業においては、地域で母子を支援する助産師の参画が推進されるように、区市町村への支援や周知を図られたい。
- 東京都に在住する在留外国人の女性の妊娠、出産、育児を支援する、助産師による「在留外国人向け両親学級」の実施促進に向け支援されたい。

妊娠・出産・育児は、女性や子ども、家族にとって大きな変化をもたらすものです。核家族化が進み、地域の互助や親族等からの十分な支援が受けられない傾向にある現代において、とりわけ初めての出産においては、女性は孤立した子育て環境で、経験したことの無い不安や悩みを抱えながら過ごしている状況があります。また、東京都における外国人母子は増加傾向にありますが、言語の問題などで出産にかかわる支援が行き届いていない状況です。さらに、育休取得を推進されていますが、パートナーへの出産や育児に関する知識の供与や支援が十分でないといった側面もあります。

昨今は、虐待により乳幼児が死亡するといった痛ましい事例も報告され、子育て不安、虐待、産後うつなど子育てを取り巻く諸問題が顕在化している危機的な状況といえます。出産という大きな環境変化をもたらすタイミングの前後に、出産にかかるケアやサポートとして包括的に女性や子ども、家族を支援することは、産後の変化の多い時期を問題なく過ごすとともに、その後の長い育児を健やかに過ごすためにも重要だと考えます。

東京都においては、令和2年度予算より、「産後ケア事業」の補助率が10/10に拡充されました。これにより、区市町村が負担していた費用も都が負担することにより、区市町村の負担がなくなることになりました。都政において、産後の女性や子どもへの支援の重要性を踏まえた施策が実行されることに敬意を表しますとともに、より充実した産後ケアを提供できるように、職能団体として助産師のバックアップをさらに行ってまいります。産後ケアは、ショートステイ、デイケア、アウトリーチの3種類の形態で行われますが、東京都内では、区市町村によって、一部の形態の産後ケアが実施されていないこともあるのが現状です。また、産後ケア事業を利用したいと考えても区市町村が規定する利用者の条件に合致しなかったり、手続きが煩雑だったりすることを理由に、利用をあきらめてしまう母子も存在しています。産後ケアを実施する施設・人材の確保や、産後ケアを利用しやすくするための都全体での「産後ケア補助券」の導入など、東京都の母子が産前産後のケアや支援を十分に利用できるよう、引き続き各市区町村における事業の実施各市区町村における事業の実施につきまして、ご支援をお願いいたします。

助産師は、女性や子ども、家族にとって最も近い場所で、生活に密着し継続的なケアを提供することができる存在であり、妊娠期から出産後の女性の身体の自然な適応と乳児の成長を促す支援を包括的に支援するスキルをもつ専門家として第一線としてこの事業にかかわれる人材です。

助産所での産後ケア事業実施においては、光熱費や食材費等の値上げで運営経費の負担が増加している現状があり、事業継続のためにも産後ケア実施施設に対し、運営費の補助が必要です。そうした状況を踏まえて、出産にかかるケアや支援に関する事業において、地域で母子を支援する助産師のあらゆる段階における参画が推進されるよう、引き続き区市町村に支援や周知をお願いいたします。

また、特に東京都で課題となっているのが在留外国人の妊娠出産への支援です。日本における在留外国人数は、令和4年度末で過去最高の307万人を突破し、その中で東京都は59万人と全国1位(19.4%)で、東京都における在留外国人の割合は3.7%となっています。さらに、日本における外国人父母からの出生率(2020年)は2.19%(18,797人)で、2010年の1.14%(12,311人)と比較すると、外国人母の出生率が10年間で2倍近くに増加しています。

現在、東京都の出産施設や保健所などで、日本に在住する外国人を対象とした両親学級等の開催は、ほとんど見受けられません。そのため、在留外国人妊産婦が日本人と同様に、安心して日本で出産育児が行えるよう、多言語における母親学級の開催、また、在留外国人の母子が孤立しないような、同じ言語を話す者同士が集まる居場所作りを提供することが重要だと考えます。令和2年度より東京都助産師会は、在日外国人妊産婦が安心して日本で出産育児が行える事を目的に在留外国人向けの両親学級を開催しています。令和2年度から4年度における3年間の両親学級実績は、中国語13回、タガログ語5回、ベトナム語4回を開催し、延べ181名の参加がありました。

在留外国人向けの両親学級の開催は、母国語と日本語を併記したチラシを作成し、東京都内の保健所と病院に配布し周知しており、令和3年度は43%、令和4年度は67%の参加者保健所から情報を得て参加していると答えています。市区町村や医療機関単位での在留外国人への両親学級の開催はその特異性から困難な面もあると考えます。しかし、東京都助産師会が「在留外国人向けの両親学級」をパッケージ化し開催する事ができれば、東京都全域に住んでいる在日外国人の方々の支援が可能になります。

令和2、3年度は独立行政法人福祉医療機構による社会福祉振興助成事業助成金を得て、在留外国人向けの両親学級を開催できていましたが、令和4年度からその助成金が得ることができず、ボランティアでの活動になっています。東京都で出産し育児をする在留外国人の安心や健やかな生活に向け、両親学級の継続そして実施言語を増やしての活動の必要を感じております。市区町村や病院での助産師による「在留外国人向け両親学級」の実施に向け、そのパッケージ化等実施の促進策についてご理解、ご支援をお願いいたします。

2. 助産所における安全で安心な分娩を支援されたい。

- 身近な地域で出産を希望する母親を受け入れる助産所の設立・存続に対して支援されたい。
- 妊婦の負担軽減のために、妊婦健康診査受診票・産褥健診票を妊婦が東京都全域において直接助産所で使用できるよう図られたい。
- 嘱託医または嘱託医療機関を、地域ごとに行政側から決定されたい。もしくは、その確保について東京都における相談窓口を明確にさせていただく等、必要な支援をされたい。
- 自然分娩の安全性を高めるための医療機器の購入に支援をされたい

猛威を振るっているコロナウイルスの感染拡大については、地域の助産所でも必要な感染防御策を講じて分娩受け入れや保健指導等の母子への直接の支援・ケアを行っています。病院等で活動する助産師と同様に、助産所や地域で活動する助産師は、密接な状態で不安な思いをもつ母親や新生児へのケアを行う必要があります。全ての助産所や地域の助産師が万全に感染対策を行ったうえで活動することができるように、衛生材料等の支給もしくは確保に係る経費の補助を引き続きお願いいたします。

また、助産所は、自身の身近な地域で出産をしたいという希望をもつ母親の受け入れ先として大きな役割を担ってきました。その助産所が、コロナ禍でますます進展する少子化の影響を受け、事業としての存続が厳しい状況になってきております。助産所が市区町村の委託を受けて産後ケア事業を担っていることもありますが、出来高払いとなっていることが多く、利用者が減少すると収入も減少します。しかし、助産所のケアの安全と質を担保するために、施設の維持や人員の確保は常時行っており、収入がなくても支出は継続します。

コロナ禍という厳しい状況下でも母子の身近な場所で支援を行い、そして地域で安全に出産したいという母親たちの希望を受け止めてきた助産所の事業継続、そして新規設立に対してぜひ固定的な経費の補助等によって支援をお願いいたします。

妊婦が助産所で妊婦健康診査を受診した際、全国で東京都のみ妊婦健診受診票の直接使用ができず、償還払いとなっています。令和5年6月時点、東京都の担当者において各市区町村との調整等ご尽力いただいているところですが、東京都内で仕事をして東京都内の施設で出産子育てをする女性・家族への産後の健診も含め、さらなる配慮をお願いします。

また、国の方針として2026年を目安に分娩費用を保険診療とすることが明言されました。自然分娩と医療介入の正常分娩との違いを明確になると、嘱託医と嘱託医療機関の役割が今以上に明確になり助産所とのつながりが今までとは変わってくる可能性があります。より安全性を高めるための嘱託医・嘱託医療機関を地区ごとに決定していただくようお願いいたします。

そして今年度より、助産所と嘱託医療機関等の連携支援事業と、助産所設備整備費補助（新規）が開始されることになっております。助産所の状況を鑑み、嘱託医療機関との連携や、安全な妊娠出産の管理に必要な機器の整備等にご支援いただくことに感謝申し上げます。引き続き、助産所における安全安心な事業の実施について、支援をお願いいたします。

- ※1 助産所の嘱託医師には偏りがあり、15ヶ所の助産所（東京都の助産所の45.5%）の嘱託医師となっている医師がいる。また、3名の嘱託医師で、全助産所の約88%をカバーしている状況である。
- ※2 丸川珠代参議院議員により「助産所の開設問題に関する質問主意書」（第180回国会質問第77号）が提出され、助産所の嘱託医師が得られない状況について助産所開設を可能にする環境整備に努めるべきという質問がされている。政府はその答弁書において、「課長通知により、嘱託医師等の確保に関する相談窓口の助産所への周知を要請している」と本通知をもとに答弁している。

3. 安心して妊娠・出産・子育てができる社会を実現するために、地域や施設で活動する助産師の能力向上に向けた取り組みを推進されたい。

○ 助産師教育指導講習会の予算を継続（増額）されたい。

東京都助産師会では、東京都内に就業している助産師を対象に、期待される社会的ニーズや役割をふまえた高度な専門性や資質向上に寄与し、もって都民の保健医療の充実に資することを目的とし、東京都委託事業として、助産師教育指導講習会を昭和 42 年より実施しています。病院勤務、保健指導、開業助産師など様々な場所で活動している助産師が参加しています。

令和 4 年度は、オンライン（Zoom ミーティング）19 講座、対面 5 講座の講習会を開催しました。感染対策のため対面講習会はオンラインの定員 80 名の半数の 40 名定員としたこともあり、申し込み開始すぐに定員に達した講習会もありました。1351 名（のべ）の参加があり、参加者アンケートからはどの講座も満足、すぐに役立つと好評のコメントがほとんどでした。

令和 5 年度は、実技やディスカッションを行う講義は対面開催を計画し、感染対策を継続しながらも定員数を増やす予定です。昨年度、定員に達した講座は今年度も同じテーマ、講師に依頼しています。又、最新のトピックスや参加者からの要望より、新しくテーマを考え、内容に適した講師に依頼しています。

東京都において安心した子育てができる社会を実現するために、地域や施設で活動する助産師の能力向上に向けた取り組みを推進するため、助産師教育指導講習会に関する予算の継続（増額）を引き続きお願いいたします。

4. NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行及び退院後の安定した生活の継続のために、母親への支援において、地域の助産師の活用を推進されたい。

- NICU等に入院している子の母親に対して、必要な支援を提供した地域の助産師に対する経費の補助を事業化し実施されたい。
- NICU等入院児の在宅での療養生活への円滑な移行のために、子及び子の看護を担う母親への包括的なケア実施のために、地域の助産師の活用を推進されたい。

医療の高度化に伴い、以前は救命が困難であったような低出生体重児や先天性の疾患をもつ新生児も、出生後迅速にNICUやGCUで治療が行われています。

そうしたNICU等入院児が増えていく中で、その母親への支援の必要性もより高まっているといえます。出産後は子どもと一緒に過ごすことによって愛着を深め、親としての役割を獲得していく時期ですが、子どもがNICU等に入院していることによって、母親も育児に不安を抱えることが多くなります。さらに、入院している子どもに母乳を与えるために、母親が自宅で搾乳をして母乳を病院に持参することがありますが、母親自身は産科を退院しているために母乳に関するケアを受けることが難しいといった声や、産後ケアといった退院後の支援を適時に受けることができなかつたという声もあります。このように、NICU等入院児の母親は、虐待予防等の観点での心理的支援、そして母乳等の身体的な支援が必要な状況にありますが、「母親は病気ではない」とされてしまい、母親自身に対する支援は届きにくい状況があります。母親が児の入院中でも心身共にケアが受けられるよう、NICU等入院児の母親に対する助産師のケアにつなげるための補助を強化していただきたいと考えます。

平成29年NICU/GCU等入院児の在宅移行支援事業が実施されています。NICU等入院児支援コーディネーター等が退院後の自宅における療養環境を調整しています。連携先の対象となるのは保健師、訪問看護師となっており、助産師は入っておりません。児とともに重要な者は、母親（家族）です。地域の助産師はその母親を支援することが可能であり、地域と母親をつなぐコーディネーター^{※2}としての役割も果たし、子どもの在宅移行において安定した母子の生活に貢献します。このような状況をご理解いただき、こうした母子が助産師による産後ケアが受けられるよう連携先として助産師、助産所を加えていただきたい。

※1 出生時の体重を単産―複産別にみると、単産の平均体重は、昭和50年には3.20kgであったが年々減少しており、令和元年は3.02kgと0.18kg減少している。また、複産も同様に、昭和50年の2.43kgから、令和元年には2.22kgと0.21kg減少している。出生時の体重が2.5kg未満の割合をみると、単産では昭和50年には4.6%であったが年々上昇し、令和元年には8.1%となっている

※2 平成28年度東京都母子保健医療センター等NICU等入院児実態調査の調査において、NICU等入院児のうち、退院時に医療ケアを要する児の退院後の地域のコーディネーター役については、保健師や訪問看護師があげられたが、コーディネーターが「いない」という回答も約3割であった。

5. すべての子ども（小・中・高）、プレコンセプション世代そして親世代など、あらゆる世代へ向けた、妊娠・出産・育児などに希望や喜びを感じられ、また一人ひとりが自身の性を受け入れられるような助産師による包括的性教育の実施と拡大を推進していただきたい。

- 小・中・高校など、すべての子どもや親世代・プレコンセプション世代など、あらゆる世代へ向けた、助産師が行う「包括的性教育（命の大切さや性に関する科学的な知識を伝える教育）」の実施を推進していただきたい。
- 「包括的性教育」を行う助産師の養成を推進するために、研修の実施について予算化されたい。

助産師は「包括的性教育^{*1}（いのちの大切さや性に関する科学的な知識を伝える教育）」として、小学校、中学校や高校に出向き、性に関する科学的な知識を含め、いのちの大切さという観点から各年代の生徒たちに合わせて分かりやすい教育活動をおこなっています。胎児や赤ちゃん人形など工夫を凝らした教材や実際の赤ちゃんや妊婦さんのご協力を得てふれあい体験などを通して、生徒たちは自分と周りの人たちの命の大切さを感じる機会となります。また、子どもが自分の将来に思いをはせ、妊娠・出産・育児に肯定的なイメージを持つことができます。こうした思春期からの充実したいのちや性に関する教育は、人間関係を構築していく上でも重要であり、性における問題となる、デートDVや性犯罪・性暴力防止等の観点においても、重要なものです。

妊娠・出産・育児に関わる助産師が、人間の尊厳にかかわる命の大切さを青少年に伝える教育を実施することは、生殖に関して肯定的なイメージを持てるという意義があり、都民の健やかな暮らしに貢献するものと考えております。「包括的性教育」を受けた生徒からも、「性に関する知識は誰もが学ばなければならない重要な事だと考え直しました」「性に関して自分の意志をもつこと、そして何かあったら周りの人に相談することの大切さを知りました」「将来、赤ちゃんを産みたくなかったと思っていたのですが、やってみてもいいかなと思いました」等の感想が聞かれ、その重要性が共有されていることが分かります。

「包括的性教育」は、子どもたちに正確な知識を提供し、人の多様性に対する理解を促すことで、彼らとその未来において、正確な知識に基づいた行動をすることや、困難があるときには相談してよいという認識をもつことができ、青少年から成人に至る健康的な生活を導く重要なものだと考えています。さらに、助産師が行う「いのちの教育」には、国の性犯罪・性暴力対策強化の方針における「生命（いのち）の安全教育」の内容が含まれております。

助産師による「いのちの教育」の需要は高まり、当会助産師が実施した包括的性教育は、都内で2019年度は356回、2020年度はコロナウイルス感染拡大の影響を受け中止が相次いだ中にもかかわらず220回、同じくコロナ禍にあった2021年度は225回実施されました。しかし、地域格差・学校ごとの格差が顕著であります。東京都全域での子どもたちの地域の未来の健康を創ることに貢献する、小学校や中学校・高校をはじめ、あらゆる世代で助産師が行う「包括的性教育」の実施を推進し、また拡大していただけるよう支援をお願いいたします。

また、東京都助産師会では、「包括的性教育」の講師となる助産師の養成を行っています。平成29年度より講師となる助産師の質の向上に向けて「生・性（いのち）を語るエデュケーター^{**2}」教育認

定制度を開始しました。講師を担う助産師が常に新しい知識を備え、講師数の確保といった教育実施体制を確立するために、「生・性(いのち)を語るエデュケーター」の認定を含む助産師への研修を推進していくことが重要だと考えています。国は、健康教育事業の予算の中に、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師など向けの研修の実施を含めています(補助率1/2)。こうした事業を活用し、助産師向けの研修の実施について予算化される等、「包括的性教育」を実施する助産師の能力向上に向けた支援をお願いいたします。

また、東京都の新事業である「東京ユースヘルスケア推進事業」、「都立高校などでの理解促進及び相談などへの支援」関しても、産婦人科と連携し、ユースヘルスケア相談事業所として東京都全域にある助産院や地域助産師の活用と推進、また都立・公立の各学校などでの公開授業や相談事業などへの助産師の活用を推進していただけるようお願いいたします。また、新事業であるユースヘルスケア分野についての、助産師のより良い資質向上のための研修や教育支援をお願いいたします。

- ※1 「包括的性教育」とは、命の大切さや性に関する科学的な知識を、人権の視点で捉え、心や体、社会など幅広い側面から体系的に学ぶ性教育である。
- ※2 「生・性(いのち)を語るエデュケーター」とは、「いのちの教育」を行う助産師として東京都助産師会が認定した者のこと。「包括的性教育」の質を高めるために平成29年度に導入された制度である。

5都薬会発第358号
令和5年12月6日

東京都知事

小池百合子 殿

公益社団法人東京都薬剤師会

会長 高橋正夫



令和6年度 補助金・委託金に関する要望について

標記のことについて、別添のとおり要望書を提出いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

令和6年度

東京都保健医療局
東京都福祉局

予算要望書

公益社団法人東京都薬剤師会

予算要望（目的別）

I 要員の養成

- 1 薬学技術振興・薬学講習会（補助）
- 2 かかりつけ薬剤師育成研修会（委託）
- 3 薬剤師認知症対応力向上研修事業（委託）

II 態勢の整備充実

- 1 医薬品情報提供システムの拡充（委託）
- 2 医薬分業推進事業（補助）
 - (1) 後発医薬品データ検索システムの拡充
 - (2) 在宅医療支援推進事業補助
 - (3) 地域医薬品使用実態調査の実施
- 3 薬局災害対応力向上事業（委託）
- 4 健康食品安全性情報共有及び啓発（委託）
- 5 連携薬局活用推進事業（委託）
- 6 重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業（委託）

III 都民への普及啓発

- 1 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（委託）
- 2 薬物乱用防止啓発事業（委託）
- 3 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（補助）

IV 適正な薬局管理・運営の推進

- 1 自治指導事業（委託）
- 2 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（委託）
 - (1) 保険調剤講習会資料の作成
 - (2) 地区保険指導者講習会の開催
 - (3) 地区保険薬剤師講習会の開催

要 望 一 覧

《保健医療局》

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

- ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）
- イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- ウ 在宅医療支援推進事業補助（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）
- オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

(2) 委託事業

- ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）
- イ 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（都民への普及啓発）
- ウ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）
- エ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）
- オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）
- カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）
- キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）
- ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

2 保健政策部関係

(1) 委託事業

- ア 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）
 - 1) 保険調剤講習会資料の作成
 - 2) 地区保険指導者講習会の開催
 - 3) 地区保険薬剤師講習会の開催
- イ 重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業（態勢の整備充実）

《福祉局》

1 高齢者施策推進部関係

(1) 委託事業

- ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

要 望 事 項

《保健医療局》

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）

医薬品の安全・適正使用を確保するためには、医薬品の供給・管理に責任を持つ薬剤師に対して最新の知識及び情報を習得する機会を提供することが必要不可欠である。いつでも都民のニーズに対応できる要員を確保する観点から、東京都内のすべての薬剤師を対象に年1回講習会を開催し、都民のニーズに即応可能な人的態勢整備を図ることにより、地域における保健衛生の増進に寄与する。

イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成21年7月、薬剤師による銘柄選択の判断材料として後発医薬品の添加剤、製品性状、生物学的同等性試験、血中濃度比較試験、溶出試験及び製品の安定性などに関する情報の有無並びに価格、過去の使用頻度情報を加えた一覧表と医薬品比較表をインターネットで入手できる“後発医薬品比較サイト”の供用を開始した。

同サイトで提供する情報は、随時追加され、かつ、正確に改訂されてこそ意味を持つ。供用開始後も毎年多数の新たな後発医薬品が薬価基準に収載され、随時添付文書が改訂される既収載後発医薬品は約10,000品目に及ぶ。これらを的確に把握しデータ化する。

ウ 在宅医療支援推進事業補助

（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

（薬局・薬剤師における在宅医療推進講習会の実施）

団塊の世代が75歳を迎える2025年を間近に控え“地域包括ケアシステム”の構築が急務となっており、薬局に関しては在宅訪問薬剤管理指導業務の強化が極めて重要となっている。このため、在宅医療推進に向けて、都内の薬局薬剤師に対して全体講習会等を実施し、薬局における在宅に係る情報の共有と調剤技術の向上を図る。

エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）

2013年に東京で開催された国体を契機に、都内の薬剤師・医師にドーピング防止のための情報を提供するとともに、スポーツ選手に対しても、医薬品適正使用の一環として「意図しないドーピング」対策の啓発を図ってきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、今後のスポーツ大会を見据えた一層の普及啓発が必要であり、WADAが指定する規制薬物が毎年変更になる状況も踏まえ、様々な競技で低年齢層の活躍が増えるなか、家族も含めた関係者に対する最新情報の周知に努める。

要 望 事 項

オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成18年度から隔年ごとに地域医薬品使用実態調査を実施し、後発医薬品使用における地域特性や薬効別進捗度合い等を明らかにして、きめ細かい情報を提供することで、後発医薬品の一層の使用促進を図ってきた。

こうした中、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用割合については、平成29年6月に2020年9月までに80%とする目標が、さらに、令和3年6月には2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が閣議決定された。

また、東京都は、令和元年度に「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、関係者の意見を聴きながら、後発医薬品の一層の使用促進を図っている。

しかし、東京都の後発医薬品の使用割合は未だ80%には到達していない。一方で、昨今、後発医薬品を中心に安定供給の確保等が課題となっている。このため、最新の供給状況を踏まえた正確な情報に基づき安定供給に資する対応ができるよう、引き続き地域医薬品使用実態調査を毎年度実施し、後発医薬品のさらなる使用促進に向けた施策に積極的に取り組む。

要 望 事 項

(2) 委託事業

ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）

① 全体研修会

医薬品の供給拠点としての薬局・薬剤師の役割についての理解促進、都民の身近な健康の相談役である「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能向上を図るため都内の薬局薬剤師を対象として、年1回の全体研修会を開催する。

② 地区研修会

都民から信頼される「かかりつけ薬剤師」としての機能を最大限に発揮するためには、都民から寄せられる様々な薬事関連・医薬品関連相談への的確な対応力が必要となる。このため、医薬品の適正使用と健康管理支援に資する研修会を、地域特性を加味して都民の生活圏ごとに年2回開催する。

イ 地区薬剤師会による都民相談等街頭事業（都民への普及啓発）

～「薬と健康の週間」関連事業～

医薬品適正使用の推進並びに薬物の誤用・乱用防止については、日常業務を通じて都民への啓発活動を行っているが、「薬と健康の週間」において、街頭相談事業に加え、医薬品の適正使用の啓発、生活習慣病の予防運動及びお薬手帳の啓発キャンペーンなどに重点的・統一的に取り組むことにより、一層の周知徹底を図る。

ウ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）

頻繁に変更される医薬品情報を、効率よく収集・整理することは容易なことではなく、組織的な対応が必要となる。新薬の効能・効果、用法・用量の設定根拠などの「医薬品情報」等について、現場で使いやすいように加工し情報提供するほか、特に重篤な副作用が発現した医薬品については、当該副作用の具体的内容や副作用防止のための方策等について最新の情報を迅速に提供する。

① 医薬品情報誌の発行 年5回

② 都薬DIレターの発行 年4回

エ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）

都民の健康意識の高まりに伴い、健康によいと称される「いわゆる健康食品」が多数流通し飲食されている。しかし、一方では栄養成分を過剰に摂取することに起因する身体への影響が懸念され、これらに含有される有害成分による健康被害も発生している。

こうした健康被害に関する情報を薬局から速やかに収集し、健康食品の危害性を迅速に把握して情報発信・共有することにより、健康被害の拡大防止に資するとともに、健康食品の適正な利用に関する都民啓発を推進する。

要 望 事 項

オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の所持・使用による検挙が相次ぐなど、薬物乱用事件は未だ大きな社会問題となっている。特に薬物乱用の若年化が進んでおり、青少年薬物乱用防止講習会を偏りなく都内各地で積極的に開催することにより、乱用薬物の危険性を正しく理解させる必要がある。あわせて、麻薬・覚醒剤・知事指定薬物・大臣指定薬物といった規制薬物ばかりでなく、OTC医薬品も含めた薬物乱用の危険性について、都民に対し積極的に周知する。

カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）

自治指導委託事業は、行政当局の行う監視指導業務を補完し、適正な薬局の管理・運営の確保を通じて都民から信頼される薬局を育成していく上で極めて重要かつ効果的な事業である。

医薬品医療機器等法の諸規定の遵守状況のみならず、薬局薬剤師の業務の質を高めるための取組状況等について、自治指導員によるきめ細かい巡回指導体制を構築する。また、近年の薬局における不祥事等に鑑み、薬局管理者を対象としてコンプライアンス意識向上に向けた啓発の取組を強化する。

キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）

① 災害時薬事活動リーダー研修事業

都の災害医療体制及び災害時に連携が必要になる団体の活動方針等に関する講習会と実践的な図上訓練を行う。

（対象者）

- ・ 区市町村の災害薬事コーディネーター
- ・ 地区薬剤師会の災害担当者及び担当予定者
- ・ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の薬剤師
- ・ 区市町村と災害時医薬品供給協定を締結している卸売販売業者の担当者

② 災害時の円滑な医薬品供給に係る取組の実施

災害派遣経験のある薬剤師を中心として、平成30年度に策定した「災害時薬剤師班活動ガイドライン」の改定に向けた原案を作成する。また、改定方針に沿って災害発生時の医薬品供給を円滑に実施できるよう、連絡・調達供給体制の整備構築を図る。

ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

薬局・薬剤師の地域包括ケアシステムへのさらなる参加促進を図り、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月に施行された連携薬局制度の活用を推進する。

患者の薬剤、健康食品などの使用状況の把握や服薬指導、無菌製剤の調製など

要 望 事 項

の在宅医療、がんをはじめとする5大疾病や緩和ケア等の臨床薬学に関する知識・技能を有する人材の育成・確保を図るとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局薬剤師の連携（薬薬連携）を構築・強化することで、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していく事業を実施する。

2 保健政策部関係

(1) 委託事業

ア 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）

1) 保険調剤講習会資料の作成

医療保険制度は、公費負担医療並びに介護保険制度との関係を含め、極めて複雑な体系となっている。また、頻繁な制度改正が行われることから、適正な保険調剤を進める上での解説書が必須である。これら情報を的確に保険薬局に提供するため「国民健康保険調剤必携」等を作成し、周知徹底を図る。

2) 地区保険指導者講習会の開催

保険薬局及び保険薬剤師の適切な業務を支援するため、東京都薬剤師会の地区社会保険担当指導者を育成する講習会を年2回開催する。

3) 地区保険薬剤師講習会の開催

地区において、アの「国民健康保険調剤必携」等をテキストとし28地区で年2回、個々の保険薬局・保険薬剤師に対して講習会を開催し、医療保険制度、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、調剤報酬の算定及び届出事項等についての正確な理解を図る。

イ 重複・多剤服薬者対策連携構築支援事業

国民健康保険の被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進することを目的として、区市町村ごとに地域の関係機関が連携し、重複多剤服薬者に対する服薬管理指導等を適切に実施できるよう、連携構築の支援を行う。

《福祉局》

1 高齢者施策推進部関係

(1) 委託事業

ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

都内で勤務又は開業する薬剤師を対象に、年2回、「東京都薬剤師認知症対応力向上研修標準カリキュラム」に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識、連携等の習得に資する研修を行う。

令和5年12月6日

東京都知事
小池百合子殿

令和6年度予算等に係る要望書

(一社)建設コンサルタンツ協会 関東支部
支部長 大本 修

平素より、建設コンサルタンツ協会の活動につきまして、ご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。また、このような要望をさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。

ご対応への御礼

東京都におかれましては、公共工事の品質確保には、その上流工程となる調査設計業務の品質確保が重要であることのご認識の上、種々の改革を進めていただいております。

特に、令和3年11月2日に建設コンサルタンツ協会から要望させていただきました「契約書や契約関係書類の電子化」に対して、昨年11月より電子契約サービスの財務局での試行運用が始まり、本年10月より段階的本導入いただきました。また、最低制限価格制度も導入いただきました。ご対応に感謝申し上げます。

建設コンサルタンツ協会の課題認識

I. 計画的かつ持続的な事業の推進

関東地方、特に東京都は我が国の中枢機能が集積し、日本経済のけん引役を担っていると認識しています。一方、戦後復興や高度経済成長期に整備したインフラの老朽化も進行しており、社会資本の整備及び維持管理の計画的かつ持続的な推進が必要と考えます。また近年、首都直下地震や豪雨災害の発生リスクが高まっており、災害時等において継続すべき事業を担う業界として事業継続に取り組むため、企業経営を持続的に安定させる必要があります。

II. 担い手の確保・育成、技術の高度化・継承

社会資本の整備及び維持管理の上流工程を担う建設コンサルタンツ協会の会員会社は、発注者の皆様のパートナーとして今後とも貢献していく所存です。そのために、担い手の確保・育成は、建設コンサルタントにとって最重要課題となっています。

これに対して会員会社は、技術の高度化と継承並びに『ワーク・ライフ・バラ

『ス』を実現するための職場環境の改善に積極的に取り組んでおります。このような取り組みを継続的に推進するためには適正な収益を確保し、企業経営を持続的に安定させることが必要と考えます。

令和6年度予算等に係る要望事項

1. 安定的な事業量の確保

“計画的かつ持続的な事業の推進” “建設コンサルタントの担い手の確保・育成、技術の高度化・継承” “災害復旧などの社会貢献活動の使命を果たす” ために、安定的な事業量の確保が必要です。令和5年度は前年比7%増（建設局）の予算を計上いただきましたが、会員会社の“災害時等において事業継続するための安定経営”と“人及び技術への投資”を推進するために、引き続き中長期的な事業計画に基づく安定的な事業量の確保をお願いします。

2. 履行期限（納期）の平準化と必要履行期間の確保

平成31年4月の「改正労働基準法の施行」により、“働き方改革”は重要な経営課題であります。特に“納期の平準化と必要履行期間の確保”は“働き方改革”と“調査設計業務の品質確保”の面で不可欠です。すでに債務負担行為の活用などにより履行期限（納期）の平準化は進めていただいています。この施策において、“引き続き債務負担行為の活用の拡大”と“年度内工期で契約した案件の年度を跨いだ工期変更（設計変更の際の繰越明許費の積極的な活用）などにより、より確実な履行期限（納期）の平準化と必要履行期間の確保をお願いします。

3. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、ICTの導入・活用による生産性の向上

“電子契約サービスの早期本導入” “ASPサービスの活用促進” “Web会議の推進”などICTの利活用促進による業務効率化”と“建設生産・管理システム全体に係る生産性向上を図るため BIM/CIM運用に向けた試行業務等の継続発注と積算体系の整備”を引き続き進めていただくようお願いします。

令和 5年 12 月

令和 6 年度 「私学振興予算等」 に関する

要 望 書

一般財団法人東京私立中学高等学校協会
東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会

東京都知事 殿

東京都議会議長 殿

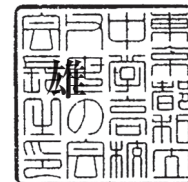
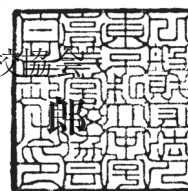
一般財団法人東京私立中学高等学校協会

会 長 近 藤 彰

東京都私立中学高等学校父母の会

中央連合会

会 長 鹿 濱 徳



令和6年度「私学振興予算等」に関する要望について

東京都、東京都議会の皆様におかれましては、私立学校の振興を最重要事項の一つであると位置づけ、その充実にご尽力いただくとともに、保護者が負担する教育費の軽減につきましても、ご理解ご高配を賜り関係者一同心から感謝申し上げます。

私立学校は創立者の建学の精神に基づく特色ある教育活動を積極的に展開し、国公立学校とともに公教育を担っております。私立学校の健全な発展を図る目的で昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」による公費助成の法的保障により、今日まで公共性を保ちつつ重要な役割を果たすとともに、先人たちが築き上げてきた私立学校の自主性・独自性を守り続けることができいております。

さて、東京都は令和6年度予算を「変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」と位置付け、「人が輝く」の観点から大胆な施策を積極的に展開するとしております。

子どもの育成において重要な期間である中等教育を担う私立学校では、従来から取り組んでいる各校独自の教育活動に必要な環境整備や人材確保に係る経費を保護者の負担に配慮しながら創意工夫を凝らして捻出しております。

一方、都教育委員会は「魅力向上に向けた実行プログラム」を策定し、令和6年度までに都立高校において早期かつ集中的にすべて公費による教育活動を展開すると公表しました。

公教育の充実を図るには公私双方の発展が欠かせないところ、公私においてこのような不公平な公費支出はあってはなりません。そのため、「私立学校の教育活動充実に必要な経費」についても、時機を失せず、新たな補助制度を設けていただくなど、特段の配慮を賜りますようお願いいたします。

私立学校が公教育に果たしている役割に鑑み、「私立学校振興助成法」の目的である私立学校が効率的な学校運営を図りながら財政基盤を強化し、より良い教育環境の整備充実、子どもたちの能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に供給するとともに保護者が負担する教育費の公私間較差の是正のため、下記の事項について、より柔軟かつ弾力的な運用が行われるとともに、更なる公費負担の拡充・強化を要望いたします。

要 望 事 項

1. 私立学校教育の更なる充実のため、私学助成の基本である経常費補助の拡充強化

私立学校がより良い教育環境の整備・充実を図り、子どもたちの能力や個性に応じた質の高い教育を安定的に提供するためには、健全な財政基盤の構築が重要です。そのためには「私立学校振興助成法」の主旨を踏まえ、私立学校自らが効率的な学校運営に取り組むとともに、公的支援の充実が必要不可欠です。また、近年の光熱水費等の高騰をはじめとした物価上昇による管理経費の増加や教員の処遇改善に係る経費等が、私立学校運営を大きく圧迫していることから、私学助成の基本である経常費補助の拡充強化を東京都の方針や財政に関わらず引き続き強く要望いたします。

2. 私立中学校における保護者負担軽減制度の拡充強化

私立学校に通う生徒の保護者は、自分の子供の教育費負担に加え、納税者として公立学校にかかる教育費をも負担しているという不平等な状況にあり、その是正は重要です。

東京都では、私立高等学校等特別奨学金補助を充実していただいたほか、令和5年度より私立中学校に通う年収910万円未満の世帯に対し、年額10万円の公的支援制度を新設いただくなど父母負担教育費の軽減に対するご理解をいただいております。

私立中学校の多くは高等学校との併設による中高一貫教育の前期課程を担っており、都内中学生の4人に1人が私立中学校を選択しております。

また、東京都は公立にも中高一貫教育校が必要とし、設置義務のない中高一貫教育校を設置しておりますが、前期課程は「義務教育の無償」を理由に授業料を課しておらず、同様に中高一貫教育を希望し入学した私立中学校の生徒・保護者が負担する教育費と大きな公私間較差が生じていることから、家庭の経済状況に合わせた支援制度の拡充を要望いたします。

3. ICT環境の整備に対する補助の拡充強化

学校の教育活動において、既にPC端末やタブレット等のICT機器の活用は必須なものになっておりますが、これまで積極的に導入・整備を進めてきた私立学校では、それら経費は保護者の負担によるところが大きくなっております。

私立高等学校では、東京都において都内全・定私立高校の新入生を対象に令和4年度から開始された「私立高等学校新生端末整備費助成事業」により、保護者負担が軽減され、更に整備の進展が見込まれております。一方、私立中学校では、国のGIGAスクール構想に基づく「ICT教育整備推進事業」により整備が進められておりますが、これまでの私立学校の整備方針と異なり学校物品として整備する端末を補助対象としていることから補助率が1/2に留まっているため、全額補助の国公立中学校と比べて整備が思うように進捗しておりません。そのため、都の「私立高等学校新生端末整備費助成事業」制度を中学校にも拡大し、公私間の整備較差を是正できるよう制度の充実を要望いたします。

4. グローバル人材育成にかかる支援の拡充強化

政府の「教育未来創造会議」が取りまとめた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月）では2033年までに高校段階での留学生数を大幅に増やし、中学高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流を

全ての学校で行なうとの目標が示されました。

東京都においては、「私立高等学校海外留学推進補助」により私立高校生の海外留学の促進が図られているものの、今後更に留学者数の裾野を広げ、世界の様々な分野で活躍できる国際的な感覚を身につけた人材を育成するために支援制度の大幅な拡充は必要不可欠です。併せて、生徒が海外に目を向けるきっかけとなりえる修学旅行費用についても、世界的な物価高騰と円安により海外での滞在費や航空運賃が値上がりし、保護者の経済的負担が増加していることから負担軽減に必要な支援を要望いたします。

また、教員の国際感覚の醸成及び指導力向上に資する取組は更に加速していく必要があるため、現在の「海外派遣研修事業費補助」の助成対象を4週間未満の短期研修や5教科以外の教員及び英語圏以外の諸外国にも拡大するなど、より活用しやすい制度への見直しを要望いたします。併せて、代替教員を雇用する経費や今後オンライン等を含む国際交流の仕組みを構築する際に生じる各国への視察費や渉外費等の必要な経費に対する支援についても要望いたします。

5. 生徒の安全・安心に対する支援の拡充強化

生徒の命を守るため、今後発生が懸念される首都直下地震等の大規模地震に備える私立学校の全施設の耐震化や体育館の空調整備は重要なことから、引き続き補助制度の堅持を要望いたします。また、防犯カメラやオートロックシステムの整備や更新などに係る経費など、生徒・教職員全員の安全確保に向けた支援について新たに要望いたします。

6. 環境に配慮した施設設備等の整備・改修に対する支援の堅持

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各方面で様々な取組が進められています。私立学校においても、経費節約、生徒の環境意識の醸成、及び国・都の環境施策への協力のために省エネ施設設備の積極的な導入に取り組んでいるものの、学校の事情により整備が実施出来ない学校も存在いたします。そのため、これらの施設設備整備に対する支援を堅持いただくことを要望いたします。

7. 多様な経験や専門知識を有する人材の活用に対する補助制度の新設

教職員が学校現場において直面する様々な課題に対応するためには、教職員の資質向上に加え、勤務条件の整備が喫緊の課題です。

整備には、部活動指導員やスクールソーシャルワーカー等、多様な経験や専門知識を有する専門人材の活用が必要不可欠ですが、これらの人材は、雇用形態が多様であり、かつ就業形態が不規則であることから、一部を除き経常費補助金の対象経費となっておりません。公立学校において、教職員の働き方改革と教育の質の向上等を目的に外部人材を積極的に活用している中、私立学校が雇用する多様な人材の人件費・報酬に関しても、公私の別なくその費用の全額を公費負担とする補助制度の新設を要望いたします。

8. 私学振興のための税制改正等、国に対する要望実現のための協力

教育費が保護者の大きな負担となっていることから、教育費を税額控除する「教育費減税」の創設や祖父母等から孫等に一括贈与された教育資金等に係る贈与税の非課税措置の恒久化が図られるべきです。

また、私立学校等に対する寄付が容易となる緩和策についても国に対する要求実現の協力をお願いいたします。

以上

父 母 の 願 い

私立学校は、独自の教育方針と個性豊かな校風を持ち、それぞれが特色ある教育を行っております。私たちが子供を私立学校に学ばせる理由はここにあります。

また、東京の私立学校が我が国の教育にも大きな役割を果たしていることは、誰もが認めるところであります。これまで東京都並びに東京都議会の諸先生方には、さらなる私学の振興のため、格別のご理解とご高配を賜り、深く感謝いたしております。

私たちは、私立学校に通う自分たちの子供の授業料を納入し、また、納税者の一人として、公立学校に通っている子供の授業料までもを負担していることから、住民間の大きな負担較差を一刻も早く是正し、税金の公平な配分を進めていただきたいと願っております。

まず、私立学校運営の中核となる補助であります経常費補助については、私立学校が特色ある教育を展開するために必要な環境整備や人材確保に多くの経費が必要と聞いており、もしも、私立学校に対する補助金が削減されるようなことになれば、授業料等の納入金が値上げされることが考えられ、教育費負担を理由に子供たちの学校選択の自由が大きく制約されることとなります。私たちは、教育は未来への投資として社会全体で支えるという理念のもと、子供たちの意思と能力に応じた質の高い教育に必要な環境の確保・充実を図るため、経常費補助の更なる拡充強化を強くお願い申し上げます。

そして、父母の負担する教育費の軽減については、高等学校では「私立高等学校等特別奨学金補助」等による軽減が進んでいる一方で、中学校では、令和5年度より年額10万円の公的支援制度を新設いただいたものの、同じ中高一貫教育校である国公立中学校の授業料は無償であり、公私間では依然として大きな較差があることから、中学生の父母への助成を拡充いただくことが特に重要と考えております。

本来、教育の場である学校を選ぶことは自由でなければなりません。私たち父母は、子供の自己実現のため、より良き教育を求め、独自の教育方針に賛同したからこそ、子供を私学に学ばせているのであって、すべての父母が、決して経済的にゆとりがあるわけではありません。光熱水費等の高騰をはじめとした物価上昇により家計に大きな影響を受けている今日、父母の教育費負担の更なる軽減が望まれます。

東京都知事並びに東京都議会の諸先生方におかれましては、どうぞここに参集いたしました私たち父母の切実な、そして心からの願いである「父母負担教育費の公私間較差の是正」を一日も早く実現し、私立学校が安定して存続できる基盤をつくっていただくとともに、家庭の経済状況によってあきらめることなく、誰もが自由に学校を選択できる社会となりますよう、お力添えを切にお願い申し上げます。

大会決議

本日、この大会に集う、私たち私立学校父母の代表は、我が国の将来を担う人材育成のため、建学の精神に基づき、自主性・独自性を発揮した特色ある私立学校教育のより一層の充実並びに父母と子供たちがより良き教育を求め、家庭の経済状況に関わらず、自由に学校選択ができる環境を整えるべく、東京都及び東京都議会に対して、次の事項を要望し、その実現を期待して大会決議といたします。

記

- 一、私立学校教育の更なる充実のため、経常費補助の拡充強化
- 一、父母負担教育費の公私間較差の是正
- 一、施設設備等を含む教育水準維持・向上のための支援補助制度の拡充強化

令和6年度私学振興予算要望期成大会

東京都の高等学校数と生徒数（全日制・定時制）

年度	総数		国立				公立				私立			
	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒		
昭和23	384	135,142	3	0.7	799	0.5	123	32.0	56,597	41.8	258	67.1	77,766	57.5
25	396	194,939	5	1.2	1,278	0.6	138	34.8	106,997	54.8	253	63.8	86,664	44.4
30	400	286,464	7	1.7	3,045	1.0	143	35.7	141,894	49.5	250	62.5	141,525	49.9
35	402	407,175	7	1.7	3,162	0.7	142	35.3	159,324	39.1	253	62.9	244,689	60.0
40	421	584,988	7	1.6	4,088	0.6	155	36.8	209,316	35.7	259	61.5	371,584	63.5
45	417	420,748	7	1.6	3,735	0.8	157	37.6	184,092	43.7	253	60.6	232,921	55.3
50	431	433,889	7	1.6	3,697	0.8	174	40.3	178,815	41.2	250	58.0	251,377	57.9
55	456	477,208	7	1.5	3,960	0.8	204	44.7	210,772	44.1	245	53.7	262,476	55.0
60	465	526,910	7	1.5	3,989	0.8	213	45.8	240,385	45.6	245	52.7	282,576	53.6
63	467	542,098	7	1.5	3,992	0.7	215	46.0	249,839	46.1	245	52.5	288,267	53.2
平成元	468	543,166	7	1.5	4,021	0.7	216	46.1	248,893	45.8	245	52.4	290,252	53.5
5	467	446,828	7	1.5	4,031	0.9	216	46.3	192,254	43.0	244	52.2	250,543	56.1
10	458	369,403	7	1.5	3,895	1.1	214	46.7	157,386	42.6	237	51.8	208,122	56.3
13	457	349,813	6	1.3	3,437	1.0	213	46.6	151,578	43.3	238	52.1	194,798	55.7
14	456	338,051	6	1.3	3,453	1.0	212	46.5	146,264	43.3	238	52.2	188,334	55.7
15	452	329,659	6	1.3	3,463	1.0	208	46.0	142,045	43.1	238	52.7	184,151	55.9
16	445	325,178	6	1.3	3,473	1.1	201	45.2	139,699	42.9	238	53.5	182,006	56.0
17	448	318,279	6	1.4	3,487	1.1	204	45.5	136,069	42.7	238	53.1	178,723	56.2
18	451	311,369	6	1.3	3,438	1.1	207	45.9	132,589	42.6	238	52.8	175,342	56.3
19	450	306,695	6	1.3	3,481	1.1	206	45.8	130,236	42.5	238	52.9	172,978	56.4
20	447	306,503	6	1.3	3,490	1.1	203	45.4	129,663	42.3	238	53.3	173,350	56.6
21	438	308,375	6	1.4	3,523	1.1	195	44.5	130,841	42.4	237	54.1	174,011	56.4
22	435	313,241	6	1.4	3,445	1.1	192	44.1	133,558	42.6	237	54.5	176,238	56.3
23	434	313,779	6	1.4	3,378	1.1	191	44.0	134,864	43.0	237	54.6	175,537	55.9
24	432	315,262	6	1.4	3,327	1.1	189	43.8	136,097	43.2	237	54.9	175,838	55.8
25	431	312,593	6	1.4	3,316	1.1	188	43.6	135,274	43.3	237	55.0	174,003	55.7
26	431	315,967	6	1.4	3,323	1.1	188	43.6	136,898	43.3	237	55.0	175,746	55.6
27	429	316,839	6	1.4	3,296	1.0	186	43.4	137,251	43.3	237	55.2	176,292	55.6
28	429	318,368	6	1.4	3,279	1.0	186	43.4	137,759	43.3	237	55.2	177,330	55.7
29	429	316,832	6	1.4	3,246	1.0	186	43.4	137,340	43.3	237	55.2	176,246	55.6
30	429	314,305	6	1.4	3,262	1.0	186	43.4	135,741	43.2	237	55.2	175,302	55.8
令和元	429	310,285	6	1.4	3,242	1.0	186	43.4	133,349	43.0	237	55.2	173,694	56.0
2	428	306,229	6	1.4	3,266	1.1	185	43.2	130,180	42.5	237	55.4	172,783	56.4
3	429	301,648	6	1.4	3,231	1.1	186	43.4	126,736	42.0	237	55.2	171,681	56.9
4	429	299,883	6	1.4	3,218	1.1	186	43.4	124,723	42.0	237	55.2	171,942	57.3
5	429	299,793	6	1.4	3,183	1.1	186	43.4	123,958	41.3	237	55.2	172,652	57.6

学校基本調査速報

東京都の中学校数と生徒数

年度	総数		国立				公立				私立			
	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒	学校	生徒		
昭和23	732	285,074	8	1.0	2,340	1.8	472	64.4	181,020	63.4	252	34.4	101,714	35.7
25	623	327,881	9	1.4	3,581	1.0	382	61.3	233,638	71.2	232	37.2	90,662	27.6
30	620	455,204	8	1.3	3,633	0.7	409	65.9	389,455	85.5	203	23.7	62,116	13.6
35	676	500,512	8	1.1	3,543	0.7	463	68.4	426,088	85.1	205	30.3	70,881	14.1
40	711	450,669	8	1.1	3,726	0.8	497	69.9	387,389	85.9	206	28.9	59,554	13.2
45	713	371,554	8	1.1	3,818	1.0	507	71.1	320,616	86.2	198	27.7	47,120	12.6
50	745	429,064	8	1.0	3,570	0.8	546	73.2	370,841	86.1	191	26.6	54,653	12.7
55	804	481,278	8	1.0	3,610	0.7	613	76.2	424,048	88.1	183	22.8	53,620	11.1
60	852	532,336	8	0.9	3,637	0.7	658	77.2	467,230	87.8	186	21.9	61,469	11.5
63	857	486,881	8	0.9	3,665	0.8	664	77.5	417,007	85.6	185	21.6	66,209	13.6
平成元	858	451,242	8	0.9	3,616	0.8	665	77.5	380,448	84.3	185	21.6	67,178	14.9
5	857	380,066	8	0.9	3,592	0.9	665	77.6	297,397	78.2	184	21.5	79,077	20.8
10	848	339,365	8	0.9	3,613	1.1	662	78.1	255,980	75.4	178	21.0	79,772	23.5
13	843	312,565	7	0.8	3,261	1.1	657	78.0	233,593	74.7	179	21.2	75,711	24.2
14	839	305,622	7	0.8	3,250	1.1	653	77.8	227,713	74.5	179	21.4	74,659	24.4
15	839	299,439	7	0.8	3,253	1.1	653	77.8	221,854	74.1	179	21.4	74,332	24.8
16	837	295,387	7	0.8	3,249	1.1	651	77.8	217,509	73.6	179	21.4	74,629	25.3
17	832	295,843	7	0.9	3,245	1.1	645	77.5	216,664	73.2	180	21.6	75,934	25.7
18	828	298,062	7	0.8	3,246	1.1	640	77.3	217,332	72.9	181	21.8	77,484	26.0
19	826	304,557	7	0.8	3,116	1.0	636	77.0	221,426	72.7	183	22.1	80,015	26.3
20	822	307,538	7	0.8	2,979	1.0	631	76.8	222,919	72.5	184	22.4	81,640	26.5
21	817	311,305	6	0.7	2,819	0.9	627	76.8	225,885	72.6	184	22.5	82,601	26.5
22	822	309,246	6	0.7	2,816	0.9	629	76.5	225,364	72.9	187	22.7	81,066	26.2
23	819	311,987	6	0.7	2,799	0.9	626	76.4	229,483	73.6	187	22.8	79,705	25.5
24	819	311,759	6	0.7	2,799	0.9	625	76.3	231,212	74.2	188	23.0	77,748	24.9
25	818	312,764	6	0.7	2,783	0.8	624	76.3	235,384	74.6	188	23.0	76,597	24.5
26	817	311,840	6	0.7	2,776	0.9	623	76.3	233,932	75.0	188	23.0	75,132	24.1
27	815	310,874	6	0.7	2,755	0.9	621	76.2	233,762	76.2	188	23.1	74,357	23.9
28	808	306,820	6	0.7	2,767	0.9	614	76.0	229,731	74.9	188	23.3	74,322	24.2
29	807	304,199	6	0.7	2,764	0.9	613	76.0	227,218	74.7	188	23.3	74,217	24.4
30	804	300,085	6	0.7	2,705	0.9	611	76.0	222,876	74.3	187	23.3	74,504	24.8
令和元	804	300,377	6	0.7	2,644	0.9	610	76.0	222,730	74.2	188	23.3	75,003	25.0
2	803	304,405	6	0.7	2,582	0.8	609	75.8	225,116	74.0	188	23.4	76,707	25.2
3	801	311,049	6	0.7	2,576	0.8	608	75.9	229,999	73.9	187	23.3	78,474	25.2
4	801	313,353	6	0.7	2,575	0.8	608	75.9	230,894	73.7	187	23.3	79,896	25.5
5	800	314,459	6	0.8	2,553	0.8	607	75.9	230,649	73.3	187	23.3	81,257	25.8

学校基本調査速報

私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）に係る

【高等学校（全日制・定時制）】

（単位：円）

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		順位	
都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価		
鳥取	457,036	鳥取	471,080	鳥取	467,486	鳥取	461,378	鳥取	448,471	1	
東京	373,011	東京	380,976	東京	386,001	東京	395,300	東京	398,288	2	
佐賀	369,991	佐賀	374,504	静岡	380,064	静岡	384,429	静岡	389,710	3	
山形	369,640	山形	368,823	佐賀	379,124	佐賀	383,037	佐賀	388,127	4	
群馬	357,701	広島	364,255	山形	375,777	広島	377,172	広島	381,820	5	
長崎	356,990	群馬	361,486	広島	369,774	山形	371,990	千葉	377,410	6	
広島	355,780	石川	361,351	石川	366,322	千葉	371,329	福島	373,053	7	
富山	355,291	長崎	360,202	千葉	365,423	秋田	367,084	高知	372,619	8	
石川	354,353	千葉	359,811	長崎	363,446	高知	367,058	岩手	372,542	9	
静岡	354,024	静岡	358,613	高知	363,076	長崎	366,143	富山	372,186	10	
千葉	353,306	福岡	355,046	福岡	360,551	富山	365,612	秋田	372,166	11	
福島	350,312	富山	354,389	福島	360,355	石川	365,578	長崎	371,084	12	
岩手	350,241	岩手	353,664	富山	359,547	岩手	364,952	石川	369,765	13	
福岡	349,487	徳島	351,900	徳島	358,027	福島	364,862	福岡	369,430	14	
新潟	347,806	秋田	351,147	岩手	356,422	福岡	362,354	徳島	368,340	15	
岐阜	346,739	兵庫	350,772	秋田	355,759	北海道	361,349	茨城	367,934	16	
兵庫	346,727	福島	349,959	兵庫	354,358	徳島	360,252	山形	365,413	17	
秋田	345,935	高知	348,311	北海道	353,962	茨城	358,701	香川	363,227	18	
徳島	345,716	岐阜	348,192	岐阜	352,892	兵庫	357,496	兵庫	362,014	19	
高知	343,388	鹿児島	346,288	鹿児島	350,915	岐阜	356,828	北海道	361,131	20	
山梨	343,229	山梨	346,066	山梨	350,585	鹿児島	354,721	鹿児島	359,656	21	
鹿児島	341,624	新潟	345,658	茨城	349,057	山梨	354,455	岐阜	359,540	22	
茨城	341,171	香川	345,542	香川	348,388	新潟	351,798	山梨	358,330	23	
香川	341,129	茨城	345,057	新潟	347,937	香川	351,462	新潟	357,963	24	
北海道	340,814	奈良	342,932	大分	344,374	大分	349,378	群馬	357,159	25	
奈良	339,699	北海道	340,887	奈良	343,239	沖縄	347,435	大分	351,889	26	
山口	335,507	愛知	338,775	三重	342,867	三重	346,673	長野	350,712	27	
青森	332,504	沖縄	338,703	沖縄	341,638	青森	345,527	青森	350,608	28	
愛知	332,461	大分	337,453	青森	341,621	宮城	345,177	宮城	350,259	29	
宮城	332,155	青森	337,009	群馬	341,523	栃木	344,900	栃木	350,000	30	
栃木	331,900	山口	336,930	愛知	341,466	島根	344,829	三重	349,918	31	
島根	331,806	宮城	336,660	宮城	341,272	宮崎	344,828	島根	349,910	32	
三重	331,101	島根	336,464	山口	341,119	奈良	344,823	宮崎	349,910	33	
宮崎	328,155	栃木	336,400	栃木	341,000	愛知	344,483	沖縄	349,909	34	
長野	327,034	宮崎	334,964	島根	340,923	群馬	344,438	愛媛	349,613	35	
沖縄	326,802	三重	334,942	宮崎	340,922	山口	343,638	愛知	347,918	36	
愛媛	326,655	長野	333,067	長野	339,105	長野	340,716	奈良	347,117	37	
大分	325,989	愛媛	331,132	熊本	337,273	愛媛	339,521	山口	345,762	38	
京都	325,817	熊本	330,312	愛媛	335,209	熊本	339,203	熊本	343,018	39	
和歌山	324,140	京都	328,721	和歌山	332,728	京都	333,509	京都	337,793	40	
熊本	321,880	和歌山	327,051	京都	330,417	和歌山	331,062	福井	332,152	41	
福井	320,965	福井	323,349	福井	327,935	福井	330,850	滋賀	329,101	42	
滋賀	305,110	滋賀	310,043	滋賀	325,856	滋賀	329,749	和歌山	328,218	43	
大阪	305,071	大阪	303,642	大阪	309,738	大阪	316,479	大阪	322,716	44	
神奈川	279,465	神奈川	289,891	神奈川	293,638	岡山	300,973	埼玉	303,042	45	
埼玉	274,398	埼玉	283,021	埼玉	292,811	神奈川	298,313	岡山	300,250	46	
岡山	251,659	岡山	270,634	岡山	285,318	埼玉	298,231	神奈川	295,478	47	
平均	334,752	平均	340,230	平均	346,001	平均	351,453	平均	355,466		
財源措置	国庫補助金	55,006	財源措置	国庫補助金	55,611	財源措置	国庫補助金	56,223	財源措置	国庫補助金	57,410
	地方交付税	276,800		地方交付税	280,700		地方交付税	284,700		地方交付税	292,500
	計	331,806		計	336,311		計	340,923		計	349,910
都道府県格差(倍)	1.82	都道府県格差(倍)	1.74	都道府県格差(倍)	1.64	都道府県格差(倍)	1.55	都道府県格差(倍)	1.52		

【注1】本表は、国庫補助金(私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助)の算定基礎となった各都道府県の経常費助成の単価(都道府県補助金総額を実員で除したもので、確定額)の一覧で、金額の高い順に並べたものである(出典:文部科学省私学助成課)。【注2】都道府県格差は、都道府県単価の最上位と最下位の格差(最大格差)である。【注3】網掛けは、都道府県単価が財源措置額に満たないことを示す。(財源措置額には、私立高等学校生徒授業料軽減費分〔25年度単価11,100円、26～令和4年度単価12,800円〕、令和3年度からの授業目的公衆送信補償金補助分を算入せず。)【注4】平成28年度までの財源措置額は加算分を含み、29年度以降は加算分を含まず一般分のみである〔一般分のみ財源措置額 23年度308,107円、24年度309,560円、25年度312,531円、26年度316,304円、27年度320,241円、28年度323,929円〕。

生徒一人当たり額（確定額）順位推移表

【中学校】

(単位:円)

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		順位				
都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価	都道府県	単価					
鳥取	454,488	鳥取	462,588	鳥取	468,515	鳥取	462,626	鳥取	454,873	1				
福井	412,420	福井	416,449	福井	407,749	福井	380,673	福井	381,769	2				
東京	334,866	静岡	337,975	静岡	342,560	静岡	346,453	三重	353,822	3				
静岡	333,495	東京	337,390	高知	340,222	三重	346,153	静岡	351,499	4				
愛媛	327,777	三重	331,993	三重	337,347	高知	344,063	高知	349,207	5				
鹿児島	327,122	鹿児島	331,520	鹿児島	336,049	鹿児島	340,004	鹿児島	345,024	6				
熊本	325,188	沖縄	330,954	東京	335,900	沖縄	339,575	福島	342,534	7				
佐賀	324,735	佐賀	329,169	沖縄	334,543	佐賀	337,556	青森	342,533	8				
青森	324,730	大分	329,163	佐賀	333,709	青森	337,537	大分	342,365	9				
福島	324,729	青森	329,160	福島	333,695	福島	337,537	島根	342,152	10				
大分	324,727	群馬	329,160	青森	333,694	群馬	337,537	岩手	342,150	11				
群馬	324,654	福島	329,159	群馬	333,694	大分	337,454	千葉	342,149	12				
岩手	324,349	富山	328,778	大分	333,599	島根	337,155	長崎	342,149	13				
千葉	324,345	岩手	328,775	富山	333,314	富山	337,154	富山	342,147	14				
長野	324,345	千葉	328,775	岩手	333,312	岩手	337,153	群馬	341,993	15				
島根	324,345	島根	328,775	千葉	333,310	千葉	337,153	北海道	341,161	16				
長崎	324,345	高知	328,775	島根	333,310	長崎	337,153	熊本	340,588	17				
高知	324,222	長崎	328,775	長崎	333,310	熊本	336,552	広島	339,895	18				
三重	323,911	熊本	328,773	新潟	332,153	東京	336,178	愛媛	339,243	19				
福岡	323,206	愛媛	327,915	愛媛	331,770	広島	335,512	佐賀	339,087	20				
北海道	323,053	北海道	326,709	熊本	330,358	北海道	334,636	東京	337,808	21				
新潟	322,993	新潟	326,418	北海道	329,265	新潟	333,422	福岡	337,661	22				
富山	321,975	福岡	324,958	福岡	328,678	福岡	329,821	茨城	337,587	23				
沖縄	321,262	広島	323,963	広島	328,671	岐阜	329,725	新潟	335,780	24				
広島	318,583	石川	318,656	岐阜	326,022	茨城	329,356	沖縄	335,623	25				
岐阜	315,454	山梨	317,988	茨城	324,369	山梨	327,992	岐阜	331,678	26				
山梨	315,124	岐阜	316,053	石川	322,949	石川	327,088	石川	331,632	27				
石川	314,893	長野	315,843	山梨	320,781	和歌山	323,393	和歌山	330,893	28				
徳島	312,193	茨城	315,821	長野	319,970	宮城	322,804	山梨	329,784	29				
茨城	309,813	宮城	314,613	宮城	318,842	長野	322,123	徳島	326,700	30				
宮城	309,318	徳島	314,274	徳島	317,547	徳島	321,435	兵庫	325,371	31				
兵庫	307,936	兵庫	312,661	兵庫	317,295	兵庫	320,203	宮崎	325,337	32				
宮崎	307,602	宮崎	308,150	和歌山	313,406	宮崎	319,501	宮城	325,120	33				
愛知	303,236	和歌山	306,046	宮崎	311,155	香川	313,593	香川	324,701	34				
和歌山	295,382	愛知	305,577	愛知	308,608	愛媛	313,429	長野	319,746	35				
香川	294,005	栃木	295,900	岡山	304,000	愛知	312,537	岡山	319,480	36				
栃木	292,000	京都	295,142	香川	303,823	岡山	308,017	愛知	318,802	37				
京都	291,336	岡山	294,606	栃木	300,000	京都	303,599	栃木	308,000	38				
岡山	290,918	香川	288,627	京都	299,362	栃木	303,500	京都	305,447	39				
滋賀	259,549	山口	260,209	滋賀	271,193	滋賀	269,209	滋賀	273,514	40				
山口	258,527	大阪	260,020	山口	265,591	山口	268,116	山口	268,384	41				
大阪	256,693	滋賀	258,285	大阪	259,436	大阪	255,924	奈良	259,973	42				
奈良	249,456	奈良	250,328	奈良	253,668	奈良	255,837	大阪	253,388	43				
埼玉	229,758	埼玉	231,115	神奈川	232,530	神奈川	236,012	神奈川	237,107	44				
神奈川	223,149	神奈川	226,074	埼玉	226,295	埼玉	229,752	埼玉	233,931	45				
秋田	-	秋田	-	秋田	-	秋田	-	秋田	-	46				
山形	-	山形	-	山形	-	山形	-	山形	-	47				
平均	301,118	平均	304,408	平均	306,724	平均	308,868	平均	311,913					
財源措置	国庫補助金	48,145	財源措置	国庫補助金	48,675	財源措置	国庫補助金	49,210	財源措置	国庫補助金	49,653	財源措置	国庫補助金	50,249
	地方交付税	276,200		地方交付税	280,100		地方交付税	284,100		地方交付税	287,500		地方交付税	291,900
	計	324,345		計	328,775		計	333,310		計	337,153		計	342,149
都道府県格差(倍)	2.04	都道府県格差(倍)	2.05	都道府県格差(倍)	2.07	都道府県格差(倍)	2.01	都道府県格差(倍)	1.94					

【注1】本表は、国庫補助金(私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助)の算定基礎となった各都道府県の経常費助成の単価(都道府県補助金総額を実員で除したもので、確定額)の一覧で、金額の高い順に並べたものである。(出典:文部科学省私学助成課)【注2】都道府県格差は、都道府県単価の最上位と最下位の格差(最大格差)である。【注3】網掛けは、都道府県単価が財源措置額に満たないことを示す。(令和3年度からの財源措置額には、授業目的公衆送信補償金補助分を算入せず。)(注4)平成28年度までの財源措置額は加算分を含み、29年度以降は加算分を含まず一般分のみである[一般分のみ財源措置額25年度305,472円、26年度309,197円、27年度313,065円、28年度316,690円]。

令和3年度 生徒1人当たり公費支出額の公私比較

【高等学校（全日制）】

区分	公立(円) A	私立(円) B	公私差額(円) A-B	私立比率(%) (公立=100) B/A	公私格差(倍) A/B
北海道	1,375,040	379,817	995,223	27.6	3.6
青森	1,880,776	366,460	1,514,316	19.5	5.1
岩手	1,717,724	405,561	1,312,163	23.6	4.2
宮城	1,586,315	347,511	1,238,804	21.9	4.6
秋田	1,760,551	418,390	1,342,161	23.8	4.2
山形	1,652,541	416,076	1,236,465	25.2	4.0
福島	1,501,764	381,033	1,120,731	25.4	3.9
新潟	1,445,601	376,134	1,069,467	26.0	3.8
茨城	1,330,024	374,549	955,475	28.2	3.6
栃木	1,172,141	352,632	819,509	30.1	3.3
群馬	1,157,565	379,109	778,456	32.8	3.1
埼玉	1,168,401	377,280	791,121	32.3	3.1
千葉	1,040,781	411,142	629,639	39.5	2.5
神奈川	1,158,354	345,634	812,720	29.8	3.4
東京	1,290,637	474,619	816,018	36.8	2.7
富山	1,468,857	391,035	1,077,822	26.6	3.8
石川	1,508,717	396,275	1,112,442	26.3	3.8
福井	1,389,684	418,874	970,810	30.1	3.3
山梨	1,351,335	360,001	991,334	26.6	3.8
長野	1,165,503	349,129	816,374	30.0	3.3
岐阜	1,303,962	396,142	907,820	30.4	3.3
静岡	1,279,176	437,910	841,266	34.2	2.9
愛知	1,114,731	448,717	666,014	40.3	2.5
三重	1,205,994	349,285	856,709	29.0	3.5
滋賀	1,261,334	352,913	908,421	28.0	3.6
京都	1,753,625	453,436	1,300,189	25.9	3.9
大阪	1,119,565	488,619	630,946	43.6	2.3
兵庫	1,233,917	396,825	837,092	32.2	3.1
奈良	1,293,662	370,782	922,880	28.7	3.5
和歌山	1,247,960	334,838	913,122	26.8	3.7
鳥取	1,639,731	504,476	1,135,255	30.8	3.3
島根	1,475,891	429,087	1,046,804	29.1	3.4
岡山	1,426,980	324,618	1,102,362	22.7	4.4
広島	1,383,164	417,376	965,788	30.2	3.3
山口	1,645,537	401,942	1,243,595	24.4	4.1
徳島	1,515,502	383,683	1,131,819	25.3	3.9
香川	1,539,132	364,362	1,174,770	23.7	4.2
愛媛	1,482,944	391,197	1,091,747	26.4	3.8
高知	1,962,500	404,748	1,557,752	20.6	4.8
福岡	1,367,795	380,384	987,411	27.8	3.6
佐賀	1,455,278	404,060	1,051,218	27.8	3.6
長崎	1,566,503	386,354	1,180,149	24.7	4.1
熊本	1,546,045	375,852	1,170,193	24.3	4.1
大分	1,768,645	377,756	1,390,889	21.4	4.7
宮崎	1,534,649	353,149	1,181,500	23.0	4.3
鹿児島	1,747,296	378,166	1,369,130	21.6	4.6
沖縄	1,251,860	385,152	866,708	30.8	3.3
全国	1,326,711	413,189	913,522	31.1	3.2

注：①公立は消費的支出、資本的支出及び債務償還費を含む教育費総額の生徒1人当たりの金額であり就学支援金を含む。
 (資料:文科省「令和3会計年度地方教育費調査(中間報告)」) ②私立は経常費補助、授業料等軽減補助及び施設設備費補助
 等を含む私立高等学校に対する補助金総額の生徒1人当たりの金額である。高校就学支援金は除く。(資料:中高連「令和4年
 度都道府県小学助成状況調査報告書」・文科省「令和3年度学校基本調査報告書」) ③「私立比率」は公立の公費支出額を10
 0とした場合の私立の公費支出額の比率である。

【中学校】

区 分	公立 (円) A	私立 (円) B	公私差額 (円) A-B	私立比率 (%) (公立=100) B/A	公私格差(倍) A/B
北海道	1,415,597	335,553	1,080,044	23.7	4.2
青 森	1,426,300	339,807	1,086,493	23.8	4.2
岩 手	1,485,682	374,024	1,111,658	25.2	4.0
宮 城	1,188,572	333,018	855,554	28.0	3.6
秋 田	1,549,304	-	-	-	-
山 形	1,266,038	-	-	-	-
福 島	1,457,049	367,591	1,089,458	25.2	4.0
新 潟	1,249,586	333,537	916,049	26.7	3.7
茨 城	1,185,176	338,115	847,061	28.5	3.5
栃 木	1,060,484	303,939	756,545	28.7	3.5
群 馬	1,022,752	337,759	684,993	33.0	3.0
埼 玉	942,931	234,674	708,257	24.9	4.0
千 葉	1,061,137	339,720	721,417	32.0	3.1
神奈川	929,531	242,481	687,050	26.1	3.8
東 京	1,417,430	351,432	1,065,998	24.8	4.0
富 山	1,421,779	337,154	1,084,625	23.7	4.2
石 川	1,086,253	340,303	745,950	31.3	3.2
福 井	1,166,169	380,871	785,298	32.7	3.1
山 梨	1,315,434	337,185	978,249	25.6	3.9
長 野	1,205,054	337,586	867,468	28.0	3.6
岐 阜	1,037,088	337,365	699,723	32.5	3.1
静 岡	1,003,688	347,955	655,733	34.7	2.9
愛 知	918,592	316,852	601,740	34.5	2.9
三 重	1,114,289	347,121	767,168	31.2	3.2
滋 賀	1,159,456	279,448	880,008	24.1	4.1
京 都	1,095,547	315,187	780,360	28.8	3.5
大 阪	1,053,600	256,705	796,895	24.4	4.1
兵 庫	1,040,552	324,856	715,696	31.2	3.2
奈 良	1,117,505	269,365	848,140	24.1	4.1
和歌山	1,341,196	328,203	1,012,993	24.5	4.1
鳥 取	1,370,139	476,960	893,179	34.8	2.9
島 根	1,541,712	358,437	1,183,275	23.2	4.3
岡 山	1,117,326	313,767	803,559	28.1	3.6
広 島	1,126,045	339,297	786,748	30.1	3.3
山 口	1,254,467	274,474	979,993	21.9	4.6
徳 島	1,486,781	328,003	1,158,778	22.1	4.5
香 川	1,177,878	313,203	864,675	26.6	3.8
愛 媛	1,174,977	530,921	644,056	45.2	2.2
高 知	1,818,194	370,430	1,447,764	20.4	4.9
福 岡	1,037,501	332,582	704,919	32.1	3.1
佐 賀	1,205,331	348,774	856,557	28.9	3.5
長 崎	1,279,030	341,135	937,895	26.7	3.7
熊 本	1,213,973	336,926	877,047	27.8	3.6
大 分	1,236,467	339,494	896,973	27.5	3.6
宮 崎	1,145,271	320,472	824,799	28.0	3.6
鹿児島	1,233,192	340,159	893,033	27.6	3.6
沖 縄	1,095,467	341,630	753,837	31.2	3.2
全 国	1,141,878	318,179	823,699	27.9	3.6

注：①公立は消費的支出、資本的支出及び債務償還費を含む教育費総額の生徒1人当たりの金額である。(資料：文科省「令和3会計年度地方教育費調査(中間報告)」) ②私立は経常費補助、授業料等軽減補助及び施設設備費補助等を含む私立中学校に対する補助金総額の生徒1人当たりの金額である。中学校就学支援金は除く。(資料：中高連「令和4年度都道府県私学助成状況調査報告書」・文科省「令和3年度学校基本調査報告書」) ③「私立比率」は公立の公費支出額を100とした場合の私立の公費支出額の比率である。

私立高校には学費負担を 軽減する制度があります

授業料の負担軽減

① 国の助成 **就学支援金**

② 都の助成 **授業料軽減助成金**

→ 都内在住要件があります。

各制度には
所得要件等があります。

合計で
年 **47万5,000円** まで
※1
(在学校の授業料が上限 ※2)

※1 都内の私立高校平均授業料相当額

※2 学校授業料額が47万5,000円未満の場合は、保護者が負担した金額が上限となります。

授業料以外の負担軽減

③ 都の助成 **奨学給付金**

→ 都内在住要件があります。

年 **15万2,000円** まで

学費全般の支援

④ 貸付(無利子) **育英資金**

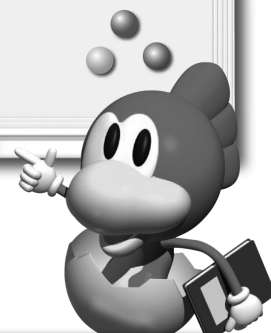
→ 都内在住要件があります。

年 **42万円**



全ての制度は併用できます！
①～③はそれぞれ毎年申請が必要です。

詳しくは次のページをご覧ください。
お問合せ先は裏面にあります。



都認可の私立通信制高校[※]も授業料負担が軽減されます！

制度の概要については私学財団HP でご確認ください。

年収目安約590万円～約910万円
就学支援金+授業料軽減助成金=
26万5,000円まで
(都認可私立通信制高校平均授業料相当)

※ NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

公益財団法人
東京都私学財団

令和5年度版です。令和6年度以降は変更となる場合があります。

私立中学校の 授業料負担を軽減する 制度が始まります



助成額

私立中学校の授業料に対する助成として
保護者の方に **年額10万円**[※]を支給します

※助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した金額が上限となります。なお、授業料が全額免除されている場合などは助成を受けられません。

対象者

東京都在住者

保護者と生徒が都内にお住まいで、私立の中学校等に在学する生徒の保護者が対象です。

所得要件

約910万円未満
(世帯年収の目安)

年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。

手続きの流れ

申請書等提出
(申請者 → 私学財団)

審査
(私学財団)

助成金振込
(私学財団 → 申請者)

助成を受けるためには、
毎年度申請が必要です。

制度の詳細及び問合せ先は裏面をご覧ください。



公益財団法人
東京都私学財団

令和5年度版です。令和6年度以降は変更となる場合があります。

私学振興に関する意見書

東京の私立学校は、それぞれ独自の建学の精神や教育理念に基づき、新しい時代に対応する個性的で特色ある教育を積極的に展開しており、東京都ひいては我が国における公教育の進展に寄与している。

現在、都内の学校に在学する園児・児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約 6 割、幼稚園では約 9 割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は極めて大きい。

少子高齢化が急速に進行する中で、持続可能な社会を創り上げ、社会課題の解決を図っていくためには、将来を担う子供たちの個性や能力を最大限に伸ばす教育の充実がますます重要となっている。

こうした状況において、公立・私立あいまの教育体制を維持し、各学校が新たな時代に対応した質の高い教育を実践していくことが必要であり、そのためには、私立学校振興助成法第 1 条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、令和 6 年度予算編成に当たり、私学教育の重要性に鑑み、教育基本法第 8 条に規定される「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 私立高等学校等の経常費助成等に対する補助を拡充すること。
- 2 私立高等学校等における ICT 教育設備の整備や生徒の高等学校段階からの海外留学等に対する補助制度を拡充すること。
- 3 私立高等学校等における耐震化、省エネルギー設備の導入、換気・冷房設備の整備など、施設・設備に対する補助制度を拡充すること。
- 4 より一層の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校等就学支援金制度等を拡充改善するとともに、私立中学校等の生徒に対する授業料支援制度を創設すること。
- 5 都道府県の行う私立高等学校等奨学金事業に対する国の支援を拡充すること。
- 6 私立専修学校については、専門課程及び高等課程に対する新たな助成制度を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 5 日

東京都議会議長 三宅しげき

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 宛て

令和6年度「私学振興予算等」に関する要望

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針)
 - ・新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」を促進する政策を展開
- ⇒●私立小学校は、外国語教育、各種の先駆的教育プログラム・カリキュラムの開発等、義務教育をリードしてきた。
- 建学の精神に基づき、特色ある教育を時代に即して実践してきた。
- 東京の私立小学校は56校、東京私立初等学校協会へ全校が加盟
- 新たな時代の課題や日々起こる諸問題への対応のため膨大な費用が必要

1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

- 私立高等学校等経常費助成費等補助(一般補助)の拡充強化
- ①【2分の1助成】私学助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現
- ②【35人学級】公私間に差をつけず、財政支援を等しく行われるよう要望
- ③【教員の大幅な増加】次の教員増が必要
 - 1) 特別支援を要する児童対応の教員採用への支援
 - 2) 年休時代替教員の採用への支援
 - 3) 期間限定の産休代替教員・育休代替教員のための専任教員増員
 - 4) 体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員の増員
 - 5) ICTに造詣の深い専門教員を、専門職として一校一人採用・加配の支援
 - 6) 学校図書館に司書教諭採用の支援を要望
- ④【外国語教育】ネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラムの拡充

●特別補助の拡充強化

教育環境の整備のための補助の拡充

2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

- ①【私立小に対する認識の改善】私立小学校の保護者は、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して選択。必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではない。
- ②【家計の苦しい家庭の配慮】私立中学生への年10万円支援制度(世帯年収910万円未満の家庭)を私立小学生まで拡充を要望
- ③【共働き家庭とアフタースクール等】
 - 1, 給食費については、全住民サービスとして実施すべき
 - 2, 給食については、外部発注の場合か給食施設を自校に用意する場合にかかわらず、給食支援補助

3. 学童保育やアフタースクールへの補助

3. 【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① ICTの維持・保守・発展させるために緊急補助を引き続き要望
- ② 児童一人一台のタブレット端末支給において、全額補助を要望。メンテナンスや買い替えに対しても10分の10助成を
- ③ プログラミング教育等への補助金制度の拡充
- ④ デジタル教科書の導入については無償に
- ⑤ 教師用「指導書」の購入費用は極めて高額。公立同様の支援を
- ⑥ ICTに極めて造詣のふかい専門教員を各校とも1名、採用・加配できるよう特別な支援を

4. 【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① 【補助率の改善】 私立小学校の耐震化措置に対して補助内容の拡充を
- ② 【随時更新への補助】 災害時備蓄品(水、食料等)は随時更新が必要。宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についても支援を
- ③ 【地球温暖化に伴う補助】
 - ・ 水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助
 - ・ エアコン維持管理にかかる費用への支援を
 - ・ 体育館のエアコンのメンテナンスや更新について補助拡充を
- ④ 【通学の安全への補助】
 - ・ 通学区間の安全対策の取り組みへの支援
 - ・ 通学路の安全確保の人員の人件費やバス等の維持費に関するご支援
 - ・ 登下校確認メールシステムやGPS利用システムへの支援
- ⑤ 大型遊具設置の実現を要望

5. 【特別支援について】特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 特別支援を要する児童が入学するようになっている。この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対してご支援の制度新設を
カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助の拡充を要望
- ② 特別支援を要する児童を入学させている学校、不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする学校もある。特別支援の学校に緊急支援を

6. 【研修・研究】教職員の研修・研究への助成拡充

- ① 【自校研修】 講師を自校に招いて開催する費用への補助
- ② 【全国研修】 教員の研修を保障するための補助

令和5年12月

令和6年度「私学振興予算案等」に関する

要 望 書

東京私立初等学校協会
東京私立初等学校父母の会連合会

要望事項

1. **【経常費補助】**
私立小学校の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

2. **【保護者負担の軽減】**
保護者負担教育費の公私間格差の是正

3. **【ICT関連】**
ICT環境の整備に向けた支援措置の拡充強化

4. **【危機管理】**
学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

5. **【特別支援について】**
特別支援を要する児童に対する教育支援補助

6. **【研修・研究】**
教職員の研修・研究への助成拡充

東京都知事 殿
東京都議会 議長 殿

東京私立初等学校協会
会長 重永 睦夫
東京私立初等学校父母の会連合会
会長 池田 幸寛

令和6年度「私学振興予算等」に関する要望

はじめに

本年5月8日より、新型コロナウイルスが2類感染症から5類感染症へ移行され、私立小学校においても通常の学校運営に戻すべく鋭意つとめているところです。再び喜びにあふれた学校生活を取り戻すために、倍旧のご支援をお願い申し上げます。

政府においても、新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」「質の高い教育の実現」が重要であるとうたわれ、「異次元の少子化対策」や「こども家庭庁予算を2030年までに倍増」「教員の処遇改善」などが強調されています。

先年、日本私立小学校連合会として、文部科学大臣のご来臨をあおいで創立80周年記念式典を行いました。私立小学校は明治以来の学制において義務教育をリードしてきた誇りを持っております。外国語教育、体験学習など各種の先駆的教育プログラム・カリキュラムを開発、また学校選択の自由を保障してきました。

東京都内の私立小学校は56校で、都内の小学校総数の4.2%にすぎませんが、(※全国では1.2%)、どの学校も建学の精神に基づき、私学人としての誇りを持ち、特色ある教育を時代に即して実践してきました。東京私立初等学校協会は本年で創立89年を数え、今日、東京にある私立小学校全56校が加盟しております。一致結束・協力して研究・研修に励み、新たな小学校教育のための実践を積み重ねています。

また大学まで併設する私立小学校は55.47%、中高を併設する私立小学校は39.3%、幼稚園を併設する私立小学校は76.8%あります。このように、私立小学校はさまざまな学校種と連携して運営されていますので、時代の課題に鋭敏であり先端を走ることができるのだと思っております。

子どもは、①AI（人工知能）など社会の急激な変革、②感染症対策と熱中症対策の両立、③不登校児童をはじめ特別支援を要する児童に対する細やかな配慮など、新しい課題に取り組んでおります。それらを少子化という困難のなかで進めており、経営面で圧迫されている私立小学校が少なくない状況です。

私立学校も公立学校と同じく公教育を担う機関であることに深くご留意いただき、下記要望事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

要望事項

1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

① 【2分の1助成】

経常費補助の拡充強化をお願いするにあたって、確認したいことは、私立小学校は、戦前から、創立者の建学の精神のもと、特色ある教育を開発・推進し、日本の教育をリードし、学校選択の自由も保障している貴重な存在であるということです。この私立小学校の存在意義を高め維持発展させるためにも、私立学校振興助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現をお願いします。

② 【東京都私学行政への敬意と期待】

全国的には、私立小学校は少子化の中にあっても増えています。来年度も4校が開校予定です。東京においても近年2校が開校しました。このことは私立小学校が保護者のニーズにこたえていることを象徴するものです。そして、特筆すべきは、東京都においては、全56校全てが東京私立初等学校協会に加盟していることです。このことは、東京都私学行政に対する敬意と期待が高いことを示すものです。

③ 【35人学級】

令和3年度より40年ぶりに公立小学校の学級定員が改定され、35人学級となりました。素晴らしい施策ですが、私立小学校でも35人学級をめざせば、授業料減収となってしまいます。このような積極的改善のためには、公私間に差をつけず、財政支援を等しく行われるよう要望いたします。

財政的支援がない現状においても、35人学級法制化の趣旨を汲み、多くの私立小学校が学級定員を減らす努力をしています。その場合、学校経営を圧迫させないためには、1) 授業料値上げ、2) 学級数増による総定員の維持（普通教室増加）などが必要です。しかしながら、1) は応募者減を招き元も子もなく、2) は敷地が限られている中で実質的に不可能であり、どの私立小学校も経営に苦しみながら学級定員減に踏み切っている現状で、これは教師採用減や施設整備改善の放置などにつながり、質の高い教育にとってマイナスになりかねません。以上、35人学級を自前で実現することは、私立小学校にとって大変困難であることをご理解いただき、格別なご支援をお願いいたします。

④ 【教員の大幅な増加】

教員志望者が減少していることが社会的問題になっていますが、私立小学校においても教員採用が困難になっています。教員志望者が減少している理由の一つは、

よく言われているように、教育活動の周辺事務作業が多いことや保護者対応など、教員の働く環境が過酷であること、それなのに処遇が低いことが挙げられます。これを解決するには、(1) 教員の数を増やし一人の労働荷重を減らす。(2) 教員の処遇を改善することが必要です。いずれも人件費の大幅増となりますが、欠くべからざる費用と位置付けることを要望いたします。

特に私立小学校は、特色ある教育を開発してきた先駆性がありますので、その点を評価していただき、公立小学校と変わらぬ大幅な助成を要望いたします。

「教員志望者の大幅増加＝処遇改善」の施策を要望いたします。持続可能な社会を実現する基盤は間違いなく教育です。

さしあたり、次の教員増が必要であることを特記しておきます。

- 1) **特別支援を要する児童が増えている**ことは後述しますが、特別支援を要する児童が1人でもいれば、その子に専念できる教員を1人採用する必要があります。現状において実現しておらず、他の児童を自習にして対応している状況です。特別支援を要する児童対応の教員採用が必要です。
- 2) **教員が年休をとるときは**、その当日、代替教員を教室に派遣する必要がありますが、現状において実現しておらず、隣の教室の教員が子どもたちをまとめて面倒をみている状況です。そのため、教員は年休をとることもままならない状態です。働き方改革の一環ということからも、年休時代替教員が必要です。
- 3) **産休代替教員・育休代替教員**は「期間限定」ですので、見つけるのに大変な苦労があります。学級数ぎりぎりの専任教員数ではなく、現状より1人か2人でも専任教員が多ければ対応できるわけです。そのことは安心して産休や育休をとれることにもつながり、少子化対策でもあります。
- 4) **高学年専科担任制**について公立小学校においても検討されていますが、私立小学校においては以前から、体育・音楽・図工・家庭科・外国語・理科などにおいて専科教員を採用してきました。これらの専科において担当教員が1名しかいない場合、その教員は休むことすらできない現状にあります。この点に対応できる教員採用が必要です。
- 5) **ICTに極めて造詣のふかい専門教員**を専門職（担任業務等につかせない）として採用することが急務になっています。チャットGPTなど生成AI（人工知能）が広く話題を呼ぶなど、ICTの進化は目をみはるものがありますが、それに対応できる専門的な教員を配置できておらず、担任と兼務など過重労働となっています。一校一人、採用・加配が必要です。
- 6) **学校図書館に司書教諭を配置**することは学校図書館法5条に定められる通りですが、実際の配置は満足のものではありません。令和2年資料では、

国立 59%、公立 51%、私立 47%です。特に私立における司書教諭は非常勤であるケースがほとんどです。専任教諭として採用が必要です。

以上1～6において述べてきましたように、専任教員について、各学校とも3名～6名の緊急教員増が必要であることをご認識いただき、人件費のための経常費補助のご支援を要望いたします。

⑤ 【外国語教育】

また、現行学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されております。私立小学校では、戦前から、特色ある教育として、早くから外国語教育を進め、そのノウハウを蓄積してまいりました。公立小学校においても英語科が必修となった今日の新たな状況においても、私立小学校の先駆性を発揮してまいります。昨年開設の東京都立立川国際中等教育学校附属小学校が授業料無償にて週4時間の英語教育を進めておりますが、公私間格差の解消という観点をも含めて、外国語教育を切り開いてきた私立小学校の英語の授業時間増やネイティブ教員の採用・増員が必要です。また、海外交流教育プログラム等の拡充などに対する補助制度の新設をお願いいたします。

2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

① 【私立小に対する認識の改善】 まず大前提として、私立小学校の保護者は、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではないということ、創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているのであるということ、この点について、認識の改善を要望いたします。「無償の公立小学校に通えるのに、わざわざ授業料を支払って私立小学校に通わせるのだから、裕福な家庭に違いない」というのは実態を必ずしも反映していないことをご認識願います。家庭の教育方針と合致する私立小学校を探して、多くの保護者は、学校説明会に足を運んでいます。そういう教育に対する情熱が、私立小学校の特色ある教育の創出に反映するとともに、ひいては日本の教育の質向上を支えていると言っても過言ではありません。

② 【家計の苦しい家庭への配慮】 令和2年度に日本私立小学校連合会がおこなったアンケート結果によると、全国の私立小学校において、コロナ禍において保護者の家計状況が急変し、授業料等の納付金が払えない家庭が52校の私立小学校において存在しました。(回答を寄せた学校の35.6%)

このことから、私立小学校に通わせている家庭が必ずしも裕福ではないという

現状認識に立っていただけると幸いです。

この点について、平成29年度～令和3年度において国の施策として「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が実施され、私立小学校においても少なくない保護者が利用しました。しかし、令和4年度より、「家計状況急変家庭に限った支援制度」となってしまいました。それに対して、東京都は、国に代わって、令和5年度（本年度）より、私立中学生を対象にして、世帯年収910万円未満の家庭に対して、年間10万円の支援制度の設置に踏み切られました。私どもも、大英断と高く評価しております。ただし、私立小学校の児童が対象外とされていることは甚だ遺憾であり、今後、私立小学校まで拡充されるよう要望いたします。

③ **【共働き家庭とアフタースクール等】**男女共同参画社会が浸透するなかにおいて、私立小学校においても保護者共働き家庭が増えていることに鑑み、以下の三点を要望いたします。

- 1) 自治体の中には、公立小学校の給食費を無償化する動きが相次いでおります。このことについては、公私立の違いにかかわらず、全住民サービスとして実施すべきであると思います。
- 2) 私立小学校の給食制度では、外部発注の場合か給食施設を自校に用意する場合かにかかわらず、保護者負担が大きいことを理解願います。私立小学校における給食支援補助についてご検討いただきたいと思います。
- 3) 共働き家庭のために、私立小学校として独自の学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっております。この点における補助の実現を要望いたします。

3. **【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化**

① 私立小学校は、早くから校務システムや授業のICT化に取り組んできましたが、その維持・保守のために大きな出費を必要としました。

コロナ禍においても、公立小学校と比べていち早く、児童の在宅学習支援のためにオンラインによる学級活動や授業を実施しました。ほとんどの学校において、ICT端末の整備やWi-Fi環境の整備を進めました。さらには教員のオペレーション能力や指導能力など技術的な対応力の研修も実施しました。これらの整備に多大の費用がかかったことは言うまでもありませんが、今後これらを維持・保守・発展させるために多くの費用が想定されています。よって、本件に関する緊急補助を引き続き要望いたします。

- ② 国の進めるGIGAスクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給において私立小学校も対象とされていますが、私立学校に対しては公立児童の2分の1助成と大きな差異が設けられました。本施策が国家的事業であることに鑑み、東京都として、全額補助に向けてご助力願います。
- 端末を含むICT機器は短期間の更新やメンテナンスが必要ですが、メンテナンスや買い替えに関する長期にわたる助成をお願いいたします。
- ③ 現行学習指導要領で重視されているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICTの研修・研究のための補助金制度の拡充について引き続きお願いいたします。
- ④ デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用についても、ご支援をお願いいたします。
- ⑤ また教科書に準拠している教師用「指導書」の購入費用は極めて高額です。ご支援をお願いいたします。
- ⑥ 以上のICTに関連する教育施策は国の将来を左右すると言っても過言ではありません。経常費補助のところにおいても要望しましたように、ICTに極めて造詣のふかい専門教員（担任業務につかない）を各校ともせめて1名、採用・加配できるよう特別な支援を要望いたします。

4. 【危機管理】 学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① **【安全確保のための補助】** 東日本大震災から12年が経過しました。この間、私立小学校の耐震化措置に対してご支援をたまわりましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、子どもたちの命を守り、安全を確保するためのご支援をよろしくお願い申し上げます。
- ② **【随時更新への補助】** また、災害時備蓄品(水、食料等)は消費期限のまえに随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。また宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についてもご支援願います。
- ③ **【地球温暖化に伴う補助】** 近年とみに地球温暖化に伴う問題が発生しています。
- 毎年のように全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害

が生まれています。新たな自然災害への備えとしての環境整備が必要になってきています。水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助をお願いいたします。

- 近年は5月から猛暑となり、9月いっぱい猛暑が続くようになっているため、夏休み前後に限らず、極めて長期にわたる熱中症対策が欠かせなくなっております。

また、エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大になっています。以上の点における支援をお願いいたします。

- 体育館のエアコン整備が絶対要件となっている中で、その補助が実現したことに感謝しております。今後ともメンテナンスや更新について補助拡充を要望いたします。

④ 【通学の安全への補助】 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠距離通学をしております。

- 通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっているところも多くございます。また通学バスを設けている学校もあります。これらの人件費やバス等の維持費に関するご支援もご検討いただければと存じます。
- 私立小学校は遠距離通学の児童の位置情報や安全確認のために、登下校確認メールシステムやGPS利用システムなどを利用しております。この点の支援もご検討願います。

- ⑤ 幼稚園から小学校の教育において「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していないところはありませんが、幼稚園に対するように遊具設置に対する補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を要望いたします。

5.【特別支援について】 特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 近年、私立小学校においても特別支援を要する児童が入学するようになっております。いうまでもなく特別支援を要する児童に対しては特別に教員を加配することが必要であり、従来の私立小学校の教員配置体制では対応できなくなっております。上述もしておりますが、この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対して格別のご支援の制度新設を要望いたします。カウンセラーやソーシャルワーカーの採用に対する補助もお願いいたします。

- ② 私立小学校の中には長年、特別支援を要する児童を入学させて教育している学校があります。そして、公立小学校等において不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする私立小学校も設立されています。

特別支援の私立小学校には、現在、国と都から「私立学校特別支援学校等経常費補助」として一人あたり約115万円が出ていますが、公立学校のそれは、一人あたり約800万円近い補助金が学校教育費として出されており、ここにおける公私間格差は実に1対7にのぼります。健常児の場合のおよそ1対3の公私間格差の改善も要望しておりますが、それと比較しましても大きな格差であり、その改善は急務であります。緊急支援の位置づけを要望いたします。

そして「不登校の児童に限定して入学させている私立小学校」への支援はもっと低い現状にあります。これらの私立小学校に対する緊急で格別のご支援を要望いたします。

6. 【研修・研究】 教職員の研修・研究への助成拡充

- ① 【自校研修】 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。外部研修会参加のために日常的に学校を留守にできないのが小学校教員です。しかしながら研修会や研究会を開ける環境は絶対に必要です。講師を自校に招いて開催する費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えております。自校研修会開催に対する補助をお願いいたします。

- ② 【全国研修】 長期休業期間には、日本私立小学校連合会の全国教員研修会を実施しています。一年間の数少ない機会を利用して、対面で全国の教員同士が触れ合い、共に学びあうことは、他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨しあい、教育力を向上させるうえで大切なことです。全国の学校から一ヶ所に集合するわけですから、交通費や宿泊費がかさむために、多くの学校が参加者を制限せざるをえない状況にあります。大阪で行われる場合では、東京から2泊3日の研修会に参加するには1人10万円を超える費用となっております。20人の教員を派遣すれば200万円を超える費用となるため人数制限をせざるをえない状況も生まれています。教員の研修を保障するための補助を要望いたします。

以上

令和5年12月6日

東京都知事

小池百合子様

東京都私立幼稚園連合会
会長 内野光裕
東京都私立幼稚園PTA連合会
会長 月本喜久

令和6年度 私立幼稚園等補助金予算について（要望）

東京都におかれましては、幼児教育の充実を都政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な幼児教育振興施策を講じてくださり、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに翻弄された3年間、幼児教育の現場を支える教諭たちは感染拡大防止と教育課程の両立に試行錯誤を積み重ね、前例踏襲の保育スタイルから改善すべき点を見出し、子供達の「育ち」環境を維持発展させることにまさに全力で挑んでまいりました。

経常費補助及び教育振興事業費補助、私立幼稚園等教育体制支援事業費補助、幼児教育質向上のための取り組みに対する支援など、東京都の効果的な補助制度を通して、こうした教職員の努力に報いるための処遇改善を確かなものにししながら、幼児教育環境の質向上を実現し、子供達とご家庭の負託に応えていかなければいけないと私たちは考えています。

しかしながら、最低賃金の上昇、光熱水費の高騰、教材の値上げが相次ぐなか、経常費補助額は思うように伸びず、同じく諸物価高騰に悩む子育て世帯に教育費の負担をお願いせざるを得ない状況が続いています。5年間変わっていない保護者負担軽減事業費補助の単価の見直しが望まれています。

さて、コロナ禍の閉塞的な環境下、幼稚園入園前すなわち3歳未満児のご家庭での子育ては苦難に満ちたものであったと拝察しています。私達は、こうした子供達が3歳以降の学校教育（幼稚園教育）に入るに当たり、注意深い気遣いをもってお迎えしています。具体的には、多くの私立幼稚園が地域ならではの問題意識をもって「プレスクール」と呼ばれる子育て支援事業を実施し、ご家庭の子育てに寄り添っています。本年度、東京都が取り組まれている「多様な他者との関わりの機会の創出事業」に幼稚園が参加することで、多様な子育て期家庭に、幼児教育・保育の専門家のサポートが届くことになると期待しています。

私立幼稚園は、安心して子供を産み、心豊かに育てられる、希望に満ちた未来の実現に貢献したいと願っております。何卒、特段のご理解とご高配を今後とも賜りますよう切にお願い申し上げます。

1 私立幼稚園経常費補助

人格形成の基礎を培う幼児教育、その現場を担う教職員の確保育成に資するため、教職員の処遇改善に配慮した措置をお図り下さいますようお願い申し上げます。

加えて、子育て支援などの機能拡大、無償化に係る事務量、研修代替え教員確保、学校評価の強化など、園統括業務が急増しています。園長を補佐する副園長（教頭）等管理職への支援の拡充をお願い申し上げます。

また、ティーム保育の推進、及び、満三歳児保育、加えて未就園児に対する子育て支援の取組について更なるご支援をご考慮いただけますようお願い申し上げます。

2 私立幼稚園教育振興事業費補助

宗教学法人立園及び個人立園等に対する深いご理解のもとに本補助制度の維持継続についてご配慮いただいております。また、国の学法幼稚園教員処遇改善の枠組を都独自にご適用くださいましたことに深く感謝申し上げます。令和5年度においても、引き続きのご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

3 保護者負担軽減事業費補助

国が全国一律に設定した幼児教育無償化上限額年間 308,400 円は、東京都内私立幼稚園の年間納付額平均とは大きな開きがあることから、都は本補助制度を見直していただきました。

しかしながら、教職員の処遇改善を図るには、幼稚園に対する補助の拡充があったとしても、保護者負担の引き上げを行わざるを得ません。更に、光熱費や教材の物価高騰は園の財政に大きな影響を及ぼしており、保護者にもご負担をお願いせざるを得ない状況にあります。

私立幼稚園保護者負担の軽減に、格段のご配慮をお願い申し上げます。

4 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

国の補助制度が何年も変わらない中、設置形態に関らない補助を、対象人数の多寡を問わず実施していただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、心身に何らかの障害を有し、教育上特別な配慮を必要とする幼児の状況は多様化しており、個別支援計画を立案しきめ細かく対応するために、かつて無い対応が求められ、教員の負担は大きくなっています。都による支援の拡充をご検討いただければありがたく存じます。

5 預かり保育の推進

幼稚園の預かり保育は多くのご家庭に利用されています。都独自の「TOKYO子育て応援幼稚園」へ多くの幼稚園が参加できるよう引き続きのご支援をお願いいたします。また、私学助成幼稚園の多くが実施している預かり保育推進補助についての拡充をお願い申し上げます。

6 震災対応、省エネ、教育環境整備の推進

設置形態に関らない補助をいただいている耐震補助に加え、遊具教具等の整備等、子供たちの安全確保や教育環境整備事業の実施、省エネ設備等導入事業費助成制度の充実をしていただいております。今後とも、子供たちが安全に過ごすため、教育施設整備事業の継続実施とともに、幼児教育の質向上のための環境整備についても引き続きご考慮賜りますようお願い申し上げます。

7 幼児教育の質向上に関わる補助

令和3年度に、幼児教育の向上に対する新たな取り組みをご支援いただく補助制度を創設していただき、以来ご継続いただいております。学校評価とあわせた幼児教育の質向上への取り組みに、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

8 認定こども園に対する補助

少子化の加速度的な進行が経営を圧迫していますが、これを解消するために利用定員を迅速に見直してくださる区市も増えているようです。両親（一人親）が就労する保護者が増える中、ニーズに応えるために認定こども園を志す園が増えています。国の子ども子育て制度の中核をなす認定こども園への移行が円滑に行われますよう、東京都からのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

また、保育教諭に対する都のキャリアアップ補助は2・3号児分しか対象とならず、1号児の多い幼稚園由来の認定こども園においては、認可保育所に比べて処遇改善が薄まってしまおうという問題は未だ解決されておりません。幼児教育と児童福祉、それぞれの施策の谷間に沈んでしまうこと無く、教育と保育ともに高い質を保てるよう認定こども園振興施策について特段のご配慮をお願い申し上げます。

東京都知事

小 池 百 合 子 様

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
会 長 多 忠 貴

令和 6 年度東京都予算編成に係る当協会の要望について

平素より東京都の私立専修学校各種学校における学校運営と教育推進に格別なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

専修学校各種学校では、これまで一貫して社会や時代のニーズを捉えた先進的な職業教育を進め、優秀な人材の輩出を通じて産業界の発展に寄与してまいりました。

近年における私達を取り巻く社会環境は、技術革新、産業構造の変化、国際競争の激化等の影響によりまして大きな変革期を迎えており、専修学校では、これに対応する専門職人材の育成が急務です。

また、生産年齢人口の減少や多文化共生社会を迎えるにあたり、外国人材の活用が必要不可欠であることから、各種学校として日本語教育を担う日本語学校の存在はますます重要となってまいります。

こうした中であって、専修学校各種学校の果たすべき役割が以前にも増して大きくなっていることは論を俟ちません。

加えて、大学全入と言われて久しい今日において「とりあえず大学へ」という風潮に流されない高校新卒者、様々な環境を経てリトライする既卒者、自分らしい生き方・学び方を追求する高等専修学校進学者、勇気と希望を胸に海を渡ってくる留学生が、それぞれの思いから専修学校・各種学校を選んでおり、その学生・生徒の数は都内私立学校生の 27.2%に達しています。また、都内の専修学校専門課程（専門学校）を卒業した者のうち 71.9%が都内の企業等に就職を果たしており、東京都の産業を支えていると言っても過言ではありません。

このような情勢を踏まえ、専修学校各種学校においては、質の高い職業教育や教育環境の充実を通じて、社会の変革や課題への対応を図りながら、学生・生徒、ひいては産業界の期待に応え続けていくことが責務であると認識しております。

しかしながら、学校教育法第一条に類する学校種に比して、専修学校各種学校の経営基盤は脆弱と言わざるを得ず、また、東京都からの補助額も都内私立学校全体の 1.2%に留まっております。

専修学校各種学校で勉学に勤しむ学生・生徒への修学支援及び職業教育の更なる質の向上のために、今次要望につきまして格別なるご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和6年度 東京都予算編成に関する要望

- 1 私立専修学校専門課程（専門学校）教育振興費補助の創設
- 2 職業実践専門課程認定校への支援の拡充
- 3 教育環境整備費補助の拡充
- 4 私立専修学校高等課程（高等専修学校）教育振興費補助制度の改善
- 5 私立専修学校高等課程（高等専修学校）特別支援教育事業費補助の改善
- 6 留学生の就労及びキャリア形成の実態把握に向けた支援

1 私立専修学校専門課程（専門学校）教育振興費補助の創設

現在、12万人を超える学生が学ぶ都内の専門学校は、大学・短大に比して国からの経常費補助が皆無であり、教育のDX化進展や光熱水費高騰等の社会情勢の中、自助努力での教育推進は限界に達しております。専門学校に対して経常費補助を行っているのは全国で33道府県あり、近隣三県に目をむけると、神奈川県が学生一人当たり73,261円、埼玉県が同25,510円、千葉県が同15,000円の補助を行っています。（※全国専修学校各種学校総連合会調査より）

東京の産業振興や医療福祉体制の充実等に貢献する人材の輩出を使命とする専門学校が、長期的な視点で経営基盤を強化し高度な職業教育を行うことができるよう、認可者である東京都から専門学校に対する教育振興費補助の実現を強く要望します。

2 職業実践専門課程認定校への支援の拡充

専門学校のうち、企業等と連携して最新の知識や技能を身に付けるよう組織的な職業教育に取り組み、文部科学大臣から認定を受けた職業実践専門課程については、東京都からの補助制度もあり、都内専門学校の44.6%が同課程の認定校となりました。職業実践専門課程は、学生の満足度が高く、産業界からもその教育効果が評価されている一方、企業ニーズに即した職業教育の質の保証・向上や評価の可視化など絶え間ない改善が必要であることから、学校の負担も大きく支援の拡充が必要となっています。

つきましては、

①現在、同課程の学生一人当たり5,000円の補助をいただいておりますが、助成支援に係る国の特別交付税措置が実現したことも踏まえ、職業実践専門課程のさらなる充実に向け、補助の増額をお願いいたします。

②職業実践専門課程の認定校では、客観的な質保証を目途に第三者評価を受審し、結果を公開して社会的信頼の向上を図ることが肝要です。こうした気運の醸成と振興に向けて、職業実践専門課程の第三者評価実施校に対し、補助の加算をお願いいたします。

3 教育環境整備費補助の拡充

教育設備の充実及び教職員の資質向上のための教育環境の整備は、実践的な職業教育を担う専修学校にとって重要な課題ではありますが、そのすべてを自力で調達することは専修学校にとって過大な負担となっています。

特に、デジタル技術を活用した多様な学習環境や、遠隔教育で用いる著作物の利用促進体制の整備は、早急に対応すべき課題であり、教育設備装置助成金・図書等助成金に係る助成実績（執行率）が経年に渡って90%を大きく超過している状況も十分に踏まえ、専修学校に対する教育環境整備への支援の拡充を強く求めます。

また、海外からの留学生に対して入口教育を担う各種学校である日本語学校についても、効果的かつ充実した教育環境を整備する必要があることから、専修学校と同様の支援をお願いします。

4 私立専修学校高等課程（高等専修学校）教育振興費補助制度の改善

現在、私立高等専修学校に対する教育振興費補助は実施されていますが、私立高等学校に対して実施されている経常費補助と比較した場合、生徒一人当たりで私立高等学校が395,314円(67,868,000,000円÷171,681人)、私立高等専修学校が108,264円(300,000,000円÷2,771人)と、同じ後期中等教育機関であるにもかかわらず依然として大きな格差が生じています。(※東京都の私学行政令和5年版より)

私立高等専修学校で学ぶ生徒に対し、より一層の教育の充実を図るべく、私立高等学校と同等・同額の財政支援策を講じていただくことを要望します。

5 私立専修学校高等課程（高等専修学校）特別支援教育事業費補助の改善

私立高等専修学校は、発達障害者支援法第8条に明記されている教育機関であり、教育困難と言われている障害のある生徒を受け入れ、身辺自立から生活自立、さらに社会自立に向け、インクルーシブの環境下で職業教育を施し、社会自立を支援している学校群です。

しかしながら、特別支援学校高等部との比較では、特別支援学校高等部への経常費補助が生徒一人当たり1,583,000円に対し、高等専修学校への特別支援教育事業費補助は同791,500円であり、両者には大きな格差があります。(※東京都の私学行政令和5年版より)

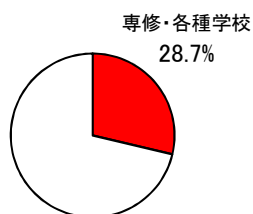
つきましては、特別支援学校高等部と同様に障害者教育、さらには障害者雇用を推進している私立高等専修学校に対し、同等・同額の財政支援をいただき、学びのセーフティネットの確立をお願いいたします。

6 留学生の就労及びキャリア形成の実態把握に向けた支援

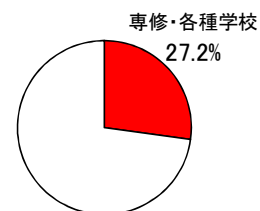
専門学校を卒業した留学生の就職制限緩和など、外国人専門人材の活躍に向けた法制度の充実が進んでいます。こうした状況から、日本語学校から専門学校へ進学し、卒業後、都内の中小企業等へ就職する留学生は増加することが見込まれます。一方、留学生における卒業後の就労やキャリア形成の状況については、その実態が十分に把握できていないのが現状です。今後、専門学校を卒業した留学生が専門職人材として幅広く活用されることを想定し、こうした実態調査を継続して行い、エビデンスを蓄積していくことが極めて有効的であることに鑑み、留学生を輩出する日本語学校・専門学校に対し、東京都からの幅広い支援を要望します。

東京都の私立学校に対する助成状況の比較(令和4年度学校基本調査より)

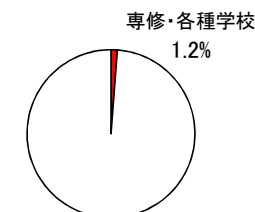
	学校数	%	在学者数	%	教員数(本務)	%	職員数(本務)	%	※都補助額(千円)	%
専修学校	384	20.5	132,090	23.6	7,048	19.7	3,738	38.4	1,245,411	1.1
各種学校	153	8.2	19,851	3.6	1,986	5.5	763	7.8	90,915	0.1
計	537	28.7	151,941	27.2	9,034	25.2	4,501	46.3	1,336,326	1.2
幼保連携型認定 こども園	36	1.9	6,341	1.1	970	2.7	200	2.1	439,375	0.4
幼稚園	806	43.1	114,192	20.4	9,715	27.1	1,926	19.8	15,283,133	14.1
小学校	55	2.9	25,730	4.6	1,517	4.2	286	2.9	6,517,524	6.0
中学校	187	10.0	79,896	14.3	4,446	12.4	643	6.6	24,596,290	22.7
高等学校	237	12.7	171,942	30.8	9,852	27.5	2,090	21.5	58,293,783	53.8
高等学校通信制	8	0.4	8,872	1.6	193	0.5	54	0.6	115,207	0.1
特別支援学校	4	0.2	234	0.04	85	0.2	31	0.3	1,734,266	1.6
合計	1,870	100	559,148	100	35,812	100	9,731	100	108,315,904	100



学校数



在学者数



その他の学校

98.8%

都補助額

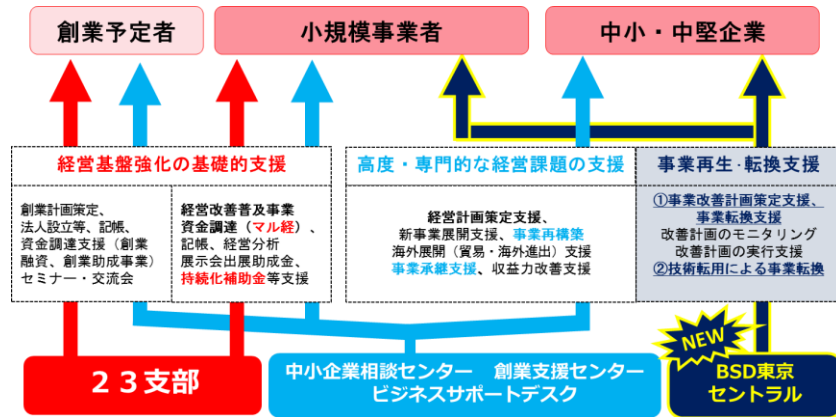
※学校数等は学校基本調査(令和4年度)から抜粋。「高等学校」のうち通信制課程を併置している学校は、学校数を「高等学校」と「高等学校通信制」に重複計上した

※高等学校の在学者数は本科生のみ

※都補助額は東京都生活文化スポーツ局私学部所管予算(令和5年度)を基に、原則として、東京都の独自財源で各学校への直接補助に限定して集計した。(学種間にまたがる補助等を除く)

中小企業支援の実施体制と経営相談

○23区に設置している支部のほか、中小企業相談センターやビジネスサポートデスク（BSD）では、より専門的な経営課題（事業承継・新事業展開・経営改善等）の支援を行っている。6月には事業転換と円滑な承継を支援する新たな拠点（BSD東京セントラル）を開設。



○2022年度の巡回・窓口等の相談件数は **約12.5万件。**

（経営改善普及事業・地域持続化支援事業・中小企業活力向上プロジェクトネクスト・経営革新計画点検業務・東京都倒産防止特別相談事業等を含む）

○オンライン相談や、売上拡大・販路開拓をワンストップで支援する「**売上アップまるっと相談会**」など相談体制も拡充。



○ビジネスサポートデスク（BSD）では、2015年の開設以来、8年間で延べ**6,443社・22,575回**の事業承継支援を実施。

東京都等の支援施策の周知

- 毎月発行の会報誌（約8万部発行）や東商HPにて、目的ごとに整理した最新の施策情報一覧を掲載し周知。
- 支援施策の解説や、施策を活用した経営改善手法などを解説したオンラインセミナーを実施。



東商新聞 施策一覧ページ

経営課題に応じた企業支援

人材確保に向けた支援

○採用活動を後押しする「**会員企業と学校法人との就職情報交換会**」や「**職業能力開発センターの企業見学会・求人相談会**」のほか、シニア人材の転籍・出向を支援する「**大手企業との求人情報面談会**」を実施。



大手企業との求人情報面談会 (2023年6月)

スタートアップ・イノベーション創出支援

○スタートアップとの協業・中小企業のイノベーション活動を支援するため、「**中堅・中小企業 × スタートアップ 東商マッチングピッチ**」や「**東商イノベーションスクール**」を実施。



中堅・中小企業 × スタートアップ 東商マッチングピッチ (2023年6月)

販路開拓に向けた支援

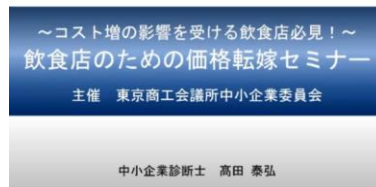
○取引拡大に向けて、展示会「**東京ビジネスチャンスEXPO**」を実施、2022年度は**297社が出展、延べ12,719人が来場**（オンライン含む）。



東京ビジネスチャンスEXPO (2022年12月)

円滑な価格転嫁に向けた支援

○円滑な価格転嫁を後押しするため、価格転嫁に関する相談窓口を設置したほか、業種別のオンラインセミナーを通じて、価格交渉術などを発信。



飲食業向け価格転嫁セミナー

節電・省エネに向けた支援

○東京都のH T T（減らす・創る・蓄める）に関する情報を発信。
○脱炭素の取り組みを支援する事業「**Tosho 攻めの脱炭素**」を展開。



Tosho 攻めの脱炭素

事業承継に向けた支援

○中小企業におけるM&Aの理解促進に向けて「**後継者が決まっていない小さな会社のためのM&Aガイド**」を発行。



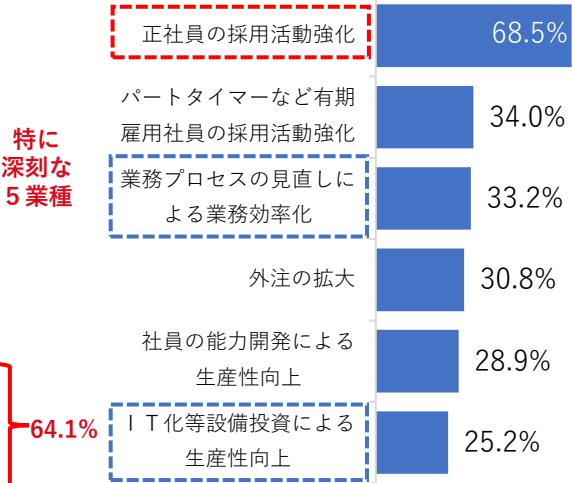
後継者が決まっていない小さな会社のためのM&Aガイド

I. 深刻化する人手不足への対応

【人手不足の状況（2023年7～8月）】 n=3,120

人手不足と回答した割合	
全体	68.0%
介護・看護業	86.0%
建設業	82.3%
宿泊・飲食業	79.4%
情報通信・情報サービス業	77.7%
運輸業	77.1%

【人手不足への対応】（複数回答・上位6位）
⇒業務効率化・生産性向上の取り組みは約3割にとどまる。 n=2,121



【人手不足の深刻度】 n=2,121

非常に深刻（人手不足を理由とした廃業等、今後の事業継続に影響がある）	6.9%
深刻（事業運営に支障が生じている）	57.2%

出典：日本商工会議所・東京商工会議所「人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査」（2023年9月）

<省人化・省力化の事例>

- RPA（PCの自動操作）ツールを用いて、EDIシステムから受注情報を基幹システムに取り込む作業を無人化し、1日累計2時間程度かかっていた作業を省人化した。また、RFID（電波を使ってICタグのデータを非接触で読み書きする仕組み）を活用して製造現場での金型管理を行い、在庫管理と棚卸作業が大幅に効率化された。（自動車部品製造）

<企業の声>

- 人手不足が深刻な状況で、特に特殊作業工が減少しており、若い作業員もほぼいない。仕事の引き合いはかなり増えているが、職人確保が急務な状況。（建築工事業）
- 時給を上げて人材募集を行っても問い合わせすらない状況で、人手不足により稼働率は65%程度に落ち込んでいる。（屋形船）
- 観光客は戻っているものの、人手不足の状況で店をフル稼働できていない。従業員の確保に加えて、オペレーションの変更を検討している。（飲食店）
- これまで新卒採用は応募人数が集まったものの、募集をかけても集まらない状況。人手不足に対応するため、RPAの導入等、一層の業務効率化も必要となっている。（繊維製品卸売）

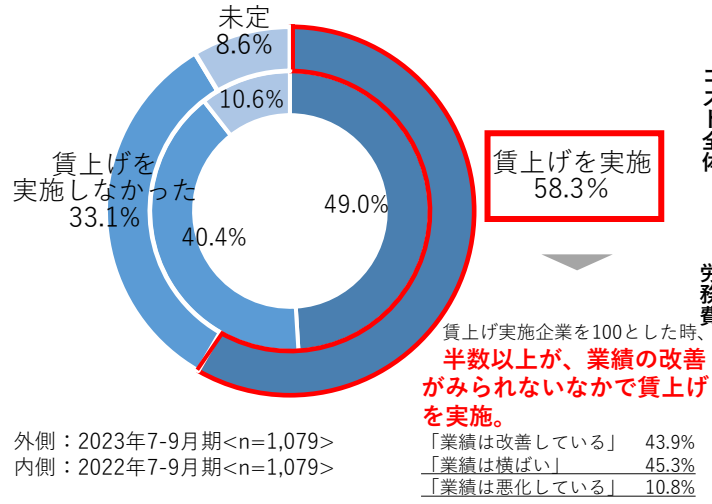
<<要望項目>>

- 生産性向上・業務効率化に向けたデジタル化の推進、省力化・省人化に係る設備投資に対する支援の強化
- 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の活用促進、デジタル人材の中小企業とのマッチング支援（「DX人材リスクリダクション支援事業」の周知徹底、「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングの強化）
- ITツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続と実効性向上に向けた対応の強化（「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の継続・周知強化等）
- 自己変革に向けた人材育成に取り組む企業や、自己啓発、能力向上に対する支援施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充
- 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Webなどを活用した合同会社説明会、マッチング支援の充実、セミナーや好事例の周知等）

II. 取引適正化に向けた環境整備（自発的・持続的な賃上げの実現）

<正社員の賃金について（予定含む）>

⇒賃上げ企業の半数以上は防衛的な賃上げで、持続的な賃上げの実現が求められている。

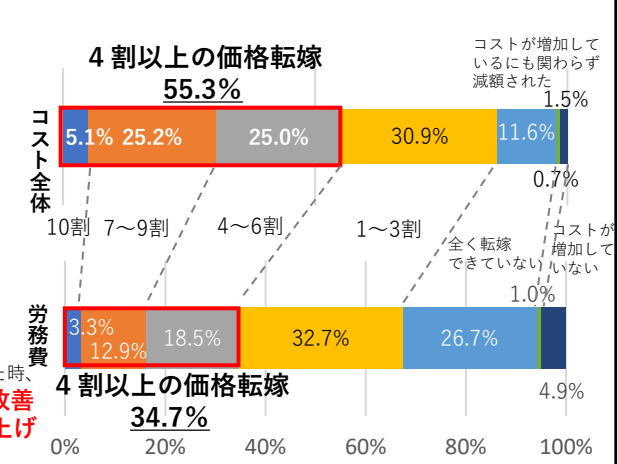


外側：2023年7-9月期<n=1,079>
内側：2022年7-9月期<n=1,079>

賃上げ実施企業を100とした時、半数以上が、業績の改善がみられないなかで賃上げを実施。
「業績は改善している」 43.9%
「業績は横ばい」 45.3%
「業績は悪化している」 10.8%

<価格転嫁の動向>

⇒原材料のみならず、労務費の価格転嫁が必要。



出典：日本商工会議所「商工会議所LOBO（早期景気観測 10月調査結果）（2023年10月）」

<企業の声>

- 原材料価格や燃料価格が高騰していることに加えて、社員の離職防止のため賃上げを行ったことから契約料金の改定を行いたいが、同業者による値引き競争により価格転嫁につながらない。（エレベーター・機械式駐車装置メンテナンス業）
- 原材料の価格転嫁はできたが、エネルギーコスト・労務費等は交渉の仕方が分からず価格転嫁ができない。（医療検査機器製造）
- 運賃交渉により値上げや燃油サーチャージに応じてくれた荷主がいる一方で、取引解除や値下げ要請、威圧的な対応を取る荷主もいる。（印刷物運輸）

<<要望項目>>

- 下請企業との公正取引や知財取引の適正化など「下請振興基準」の遵守に向けた国との連携による「下請振興法」の普及・啓発事業の展開
- 下請企業の価格交渉促進に向けて業種に応じた個社支援・指導の強化（下請企業対策の拡充、下請センター東京における普及啓発・相談対応の強化）
- B to C事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値を含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施

III. イノベーション活動、販路開拓に向けた支援の強化

<企業の声>

- 大手メーカーの工場から生じる廃材や、サトウキビを活用した環境に配慮した製品を開発し、セレクトショップから高価格帯商品としての受注を獲得した。（ゴム製品卸）
- カカオのトレーサビリティを実現するため、自社の特殊印刷ができる機器と連動した専用システムを開発し、エクアドルでの活用に取り組んでいる。（産業用印刷）

<<要望項目>>

付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

- 中小企業の競争力強化やDXなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の継続・拡充
- 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化
- 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、支援に対する費用補助制度の創設
- ゼロエミッションに資する製品の調達推進、販路拡大支援の強化（「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」の継続・強化 等）

<企業の声>

- 販路拡大に向けて、新たな展示会に出展したことで、大企業をはじめとした新規顧客の獲得につながった。（精密部品製造）
- スペインの販売会社を通じて同国でのEC販売を行い、昨年は1万4千足販売した。今後はヨーロッパ他国への展開も予定しており、さらなる拡大が見込まれる。（靴下製造）

<<要望項目>>

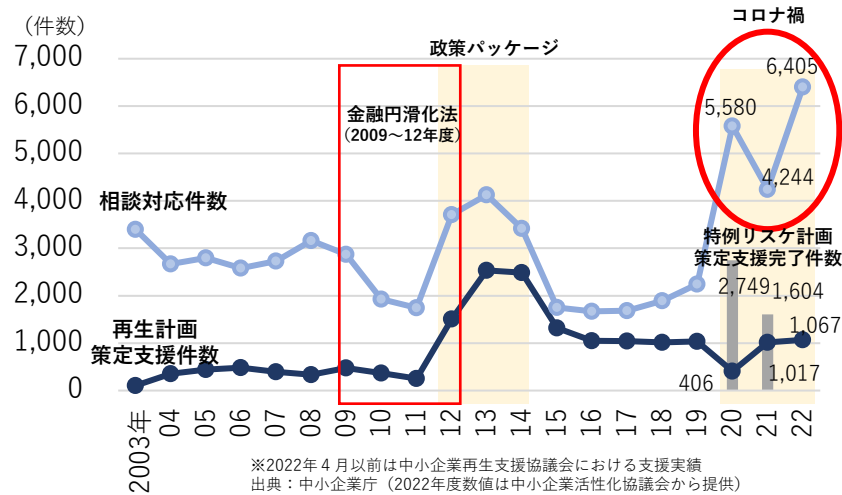
新たな市場開拓と国際展開による中小企業の販路開拓に向けた取り組みの支援強化

- 都内中小企業の新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続・強化（「東京ビジネスチャンスEXPO」の予算規模の拡充、民間展示会において東京パビリオンブースを設置することで幅広い分野の販路拡大を支援する制度の創設）
- 都内企業の新規商品開発を強力に後押しし、都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な「地域連携型商談機会創出事業」の継続・強化
- 新たに国際展開に取り組む企業のサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、越境EC活用、外国語サイトの構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）

IV. 「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

<中小企業活性化協議会の支援実績>

⇒資金繰りに窮する企業への相談対応が増加。



<企業の声>

- コロナで返済が厳しくなった時に中小企業活性化協議会に相談し、月々の返済額の負担軽減を図った。今は売上も回復しており、返済額も徐々に戻すことができる。（酒類卸）

<<要望項目>>

- 資金繰り・収益力改善の早期相談に向けた事業者に対する支援施策の周知強化
- 中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の積極的な活用に向けた周知強化
- 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進
- 円滑な廃業と再チャレンジの早期決断に向けて、東京信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などのオール東京での支援強化（廃業の決断に必要な事業再生や再チャレンジも含めた全体像の提示、各種施策の周知）
- 経営難に直面している中小企業の相談に対応する「倒産防止特別相談事業」の拡充

V. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

<企業の声>

- 公的な支援施策に採択されたことで、対外的な信用力の向上に繋がった。（情報サービス業）

<<要望項目>>

社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

- 新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づく取り組みの着実な実行
- スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、「ファーストカスタマー」としての市場創出支援、公共調達への参入促進

経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

- 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- 再チャレンジを後押しする「リスタート・アントレプレナー支援事業」の強化

地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

- 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する予算の充実

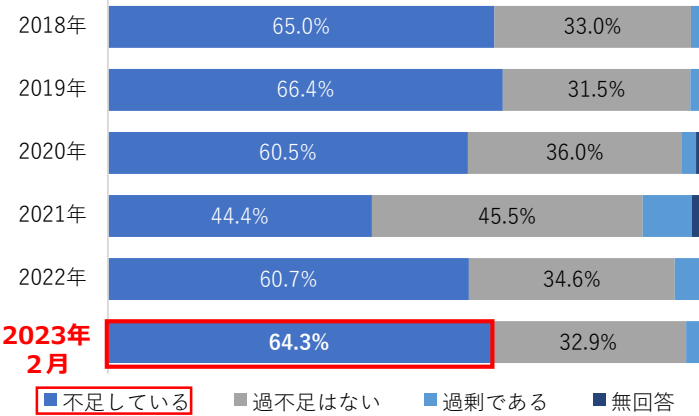
価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

- 事業承継税制の延長・恒久化に向けた後押し
- 地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保

中小企業経営の課題

< 人手不足の状況 >

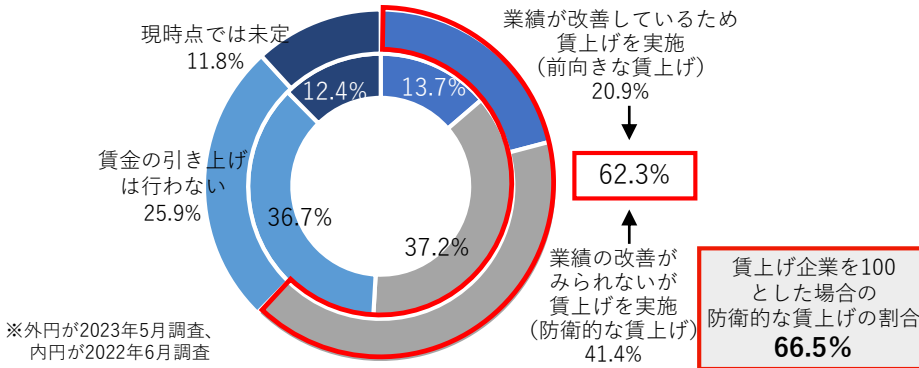
⇒ 過去調査で最高となった2019年の水準（66.4%）に迫り、人手不足が深刻化



出典：日本商工会議所・東京商工会議所「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」（2023年4月・回答企業数3,308社）

< 2023年度の所定内賃金の動向 >

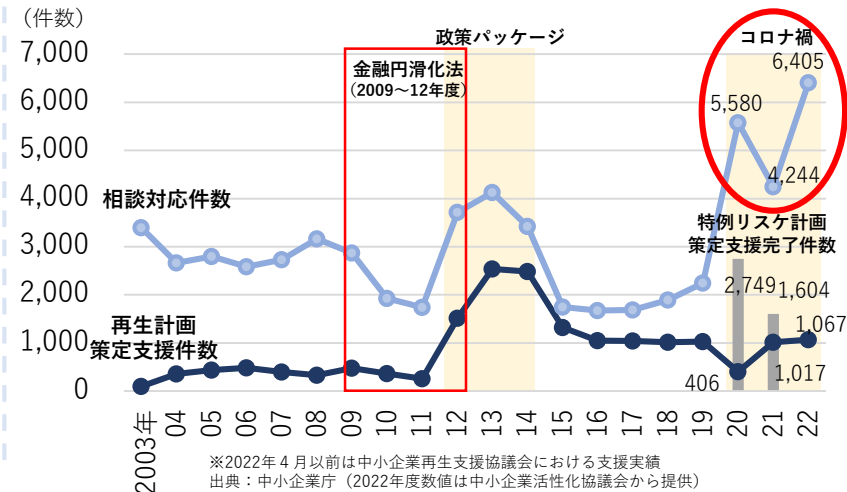
⇒ 賃上げ実施企業は6割を超すも、業績の回復が見られない中での賃上げが66.5%を占める



※外円が2023年5月調査、内円が2022年6月調査
※所定内賃金＝定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額の合計で、一時金（賞与）は含まない
出典：日本商工会議所「商工会議所LOBO調査」（2023年5月・回答企業数2,008社）

< 中小企業活性化協議会の支援実績 >

⇒ 資金繰りに窮する企業への相談対応が増加



全ての中小企業の経営環境整備に向けた「経営環境変化に対する最重要項目」と「中小企業経営に関わる要望項目」で構成

< 経営環境変化に対する最重要項目 >

取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上（自発的・持続的な賃上げの実現）

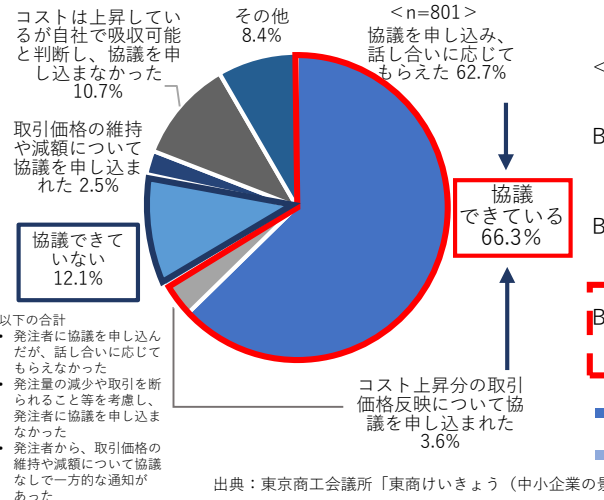
新 新規項目 下線 重点項目

< 企業の声 >

- 運賃の値上げ交渉をしたいが、荷主が対応してくれず協議すらできない。また、協議できたとしても取引停止や値下げ要請といった威圧的な対応を取る荷主もいる。（出版物運送）
- 同業他社の価格に消費者が敏感であるため、値上げが難しい。（生花販売）
- 原材料の価格転嫁はできたが、エネルギーコスト・労務費等は交渉の仕方が分からず価格転嫁ができない。（医療検査機器製造）

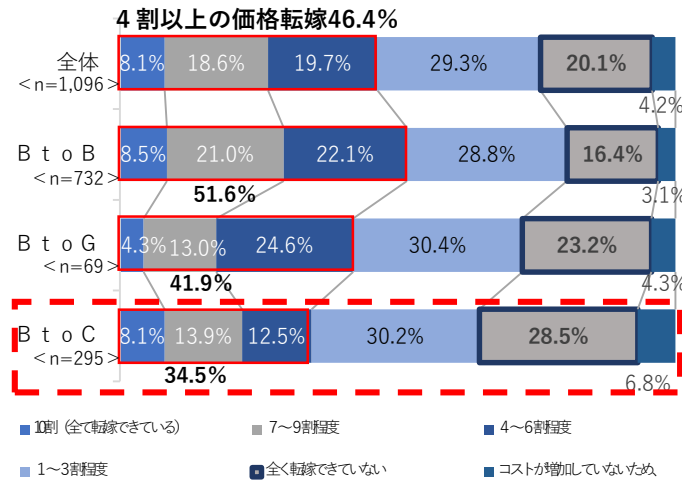
< 価格交渉の協議状況 >

⇒ 協議できている企業は66.3%存在する一方、協議できていない企業も約1割存在



< 価格転嫁の動向 >

⇒ BtoCほど価格転嫁が進んでいない



出典：東京商工会議所「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）2023年4～6月期」（2023年6月）

コスト増加分の価格転嫁にとどまらず、中小企業が生み出した付加価値をサプライチェーン全体で適切に配分するよう、取り組みを加速化させることが必要

1. 中小企業の成長原資確保と自発的・持続的な賃上げの実現に向けた円滑な価格転嫁と取引環境の整備

- 新 下請企業との公正取引や知財取引の適正化など「下請振興基準」の遵守に向けた国との連携による「下請振興法」の普及・啓発事業の展開
- 新 下請企業の価格交渉促進に向けて業種に応じた個社支援・指導の強化（下請企業対策の拡充、下請センター東京における普及啓発・相談対応の強化）
- 新 円滑な価格転嫁の実現に向けて中小企業が価格交渉時に活用できる支援ツールの作成
- 新 各種業界団体の下部組織における「自主行動計画」の策定、「自主行動計画」および「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の現場への浸透・徹底に向けた都内業界団体に対する働きかけ
- 新 業種特性を踏まえた価格転嫁の成功事例の収集・周知（「下請取引適正化推進員」との連携促進、活動実績の公表）
- 新 B to C事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値を含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施

2. パートナーシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

- 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（東京都からの委託事業における採択条件化、各種補助金・助成金への加点要素への追加等）
- 新 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場担当者への浸透に向けた周知活動の強化

< 中小企業経営に関わる要望項目 >

I. 自己変革に挑む中小企業の成長支援

1. 付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

< 企業の声 >

- ・ オープンイノベーションプラットフォームの支援で、スタートアップと連携して新規事業の実証実験を実施した。協業の過程で新たな技術を知ることができ、社内の人材育成にもつながった。（配電盤製造）

- 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実と支援策の実効性向上

- 新** イノベーション活動をけん引する人材を育成する「経営人財育成スクールNEXT」の周知強化（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化）

- 新** 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、支援に対する費用補助制度の創設

2. デジタルシフトの加速化とDX推進、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

- 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の活用促進、デジタル人材の中小企業とのマッチング支援（「DX人材リスクリリング支援事業」の周知徹底、「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングの強化）

- 新** DXを活用した企業の競争力強化、付加価値創出支援（「企業変革に向けたDX推進支援事業」の継続、好事例の横展開）

3. ゼロエミッション東京の実現に向けた中小企業における省エネ対策・技術開発の推進

- 排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入するうえでの専門家による各種省エネ対策の取り組み支援強化（「クール・ネット東京」の活用促進）

- 新** ゼロエミッションに資する製品の調達推進、販路拡大支援の強化（「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」の継続・強化 等）

4. 国際展開による中小企業の販路開拓と新たな市場開拓に向けた取り組みの支援強化

< 企業の声 >

- ・ スペインの販売会社を通じて同国でのEC販売を行い、昨年は1万4千足販売した。今後はヨーロッパ他国への展開も予定しており、さらなる拡大が見込まれる。（靴下製造）

- 新たに海外展開に取り組む企業のサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、越境EC活用、外国語サイトの構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）

- 新** 「Buy TOKYO推進活動支援事業」のハンズオン支援と費用補助の一体となったスキームを、都内中小企業が生み出す様々な製品・サービスの海外進出に対しても幅広く展開できるよう支援の拡大

- 新** 都内中小企業の新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続・強化（「東京ビジネスチャンスEXPO」の予算規模の拡充、民間展示会において東京パビリオンブースを設置することで幅広い分野の販路拡大を支援する制度の創設）

5. 中小企業の人材確保に向けた自己変革支援

- 「中小企業人材スキルアップ支援事業」の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナーや職場内コミュニケーション習得に関する講座などの助成対象追加）

- 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Webなどを活用した合同会社説明会、マッチング支援の充実、セミナーや好事例の周知等）

II. 「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

1. 収益力改善支援の強化と資金繰り支援の継続

- 新** 資金繰り・収益力改善の早期相談に向けた事業者に対する支援施策の周知強化（地域金融機関や東京信用保証協会による経営状況の把握、相談体制の強化、支援機関等との連携強化）

- 中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の積極的な活用に向けた周知強化

- 新** 「経営者保証改革プログラム」の事業者に対する周知強化、適切な対応の徹底に向けた働きかけ（制度融資において要件を充足する際、経営者保証の解除を事業者が選択できる環境の整備）

2. 事業再生・事業再編支援の強化と円滑な廃業による再チャレンジ支援

- 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進

- 新** 円滑な廃業と再チャレンジの早期決断に向けて、東京信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などのオール東京での支援強化（廃業の決断に必要な事業再生や再チャレンジも含めた全体像の提示、各種施策の周知）

- 新** 経営難に直面している中小企業の相談に対応する「倒産防止特別相談事業」の拡充

III. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

- 新** 新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づく取り組みの着実な実行

- 新** 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化

2. 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

- 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進

- 新** 再チャレンジを後押しする「リスタート・アントレプレナー支援事業」の強化

3. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

- 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する予算の充実

4. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

- 新** 事業承継税制の延長・恒久化に向けた後押し

- 新** 民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対しての補助対象化

- 地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保

IV. 世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

1. 国際競争力向上に向けた都市政策の推進

- 新** インフラを支える建設業・運送業の2024年問題への対応強化に向けた長時間労働の是正

2. 中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

- 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置の延長および拡充

3. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた支援

- 新** 地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化

民間ゼロゼロ融資の返済開始時期が
2023年7月～2024年4月に集中

< 企業の声 >

- ・ 金融機関からの紹介で中小企業活性化協議会に相談し、元本返済を猶予してもらった。（卸売業）

東京都の中小企業対策に関する重点要望

2023年7月13日
東京商工会議所

わが国経済は、社会経済活動の正常化により回復傾向にあるものの、国際情勢の悪化や為替変動などの急激な外部環境変化を背景に、先行きの不透明感が増している。足元では物価上昇に伴いコストが増加しており、原材料価格の高騰に対する価格転嫁は進捗しているものの、転嫁が一部にとどまっている企業や取引先との価格協議すらできない企業も存在するなど中小企業の経営に悪影響を及ぼしている。加えて、需要の回復に伴い中小企業の人手不足が深刻化しており、人材確保のため中小企業も賃上げ圧力が高まっている。今後、自発的かつ持続的な賃上げを実現するために、賃上げ原資の確保に向けた価格転嫁が不可欠である。適正価格での取引を社会経済全体に浸透させ、付加価値をサプライチェーン全体で適正に配分するため、取引適正化に向けた取り組みを強力に推進していくことが重要となっている。

社会経済全体がコロナ禍からの転換点を迎える中、中小企業が持続的な成長を遂げるためには、自己変革により付加価値を生み出すことが求められている。東京都におかれては、これまでも生産性向上のためデジタル関連施策を次々と措置いただき一定の効果がもたらされた。今後、一層の成長を実現するためには、イノベーション創出により都市課題の解決や成長分野への参入を強力に後押しすることに加えて、東京の発展に寄与するスタートアップの成長支援や企業のグローバル展開を後押しすることで、イノベーションの好循環が生まれる都市の実現を図られたい。

新型コロナウイルス関連融資の返済が本格化する中、業績回復を果たせない企業による倒産・廃業が増加傾向にある。地域に雇用をもたらす中小企業は地域経済の中核を担っている。事業継続の危機に直面している中小企業においては、収益力改善や事業再生など、状況に応じた早期の支援が重要である。あわせて、やむなく廃業を選択した経営者が再チャレンジに取り組むための支援の強化が必要である。わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられており、再チャレンジを許容する環境を整備することは、起業・創業を促進していく観点からも重要である。

コロナ以前から中小企業が抱えてきた慢性的な人手不足、事業承継等の課題は依然として残されている。東京都においては、中長期的な施策の方向性を示す「『未来の東京』戦略」および「東京都の中小企業振興ビジョン」と中小企業の現状を踏まえ、引き続き中小企業・小規模事業者の支援に強力に取り組まれない。特に、コロナで解決が後回しになった事業承継は、価値ある事業の喪失回避に向けて、喫緊の課題となっている。承継方法に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、国に対して資産承継対策の重要施策である事業承継税制特例措置の申請期限延長と税制の恒久化に向けた働きかけにも取り組まれない。

当商工会議所は、中小企業の生の声を迅速かつ継続的に収集し、要望活動を行ってきた。今後も中小企業の事業継続と持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

＜経営環境変化に対する最重要項目＞

取引適正化に向けた環境整備とパートナーシップ構築宣言の実効性向上

1. 中小企業の成長原資確保と自発的・持続的な賃上げの実現に向けた円滑な価格転嫁と取引環境の整備

新型コロナウイルスによる落ち込みから経済活力を取り戻しつつある一方で、原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の上昇により、中小企業のコストは増加し続けており、中小企業経営は依然として厳しい状況に直面している。加えて、中小企業も自発的・持続的な賃上げへの対応が求められているが、本年5月に日本商工会議所が公表した「商工会議所L O B O調査」によると、2023年度に「賃上げを実施予定」と回答した企業の6割は業績の改善が見られない中での賃上げを予定しており、企業からも、「人材確保のためやむなく初任給の賃上げを実施し、それに伴い全体の給与水準も引き上げた」などの声が寄せられている。労働分配率が7～8割と高止まりしている中小企業が、積極的な投資や賃上げを実現するためには、生産性向上と円滑な価格転嫁による原資の確保が不可欠である。とりわけ製造業においては、中小企業の実質労働生産性は大企業と同程度上昇しているが、価格転嫁力がマイナスとなっていることで名目付加価値額を押し下げており、サプライチェーン全体で生み出された付加価値を適正に配分することが求められている。

本年6月に当商工会議所が公表した「東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）」によると、価格協議・価格転嫁の動向について、「価格協議できている」企業は66.3%、「4割以上の価格転嫁が実現できた」企業も46.4%と、パートナーシップ構築宣言の普及促進や価格交渉促進月間の定期的な実施等による価格転嫁機運の醸成により一定の効果が見られる。しかしながら、企業からは、「取引を打ち切られることを恐れて価格協議すら実施できない」「価格協議を実施したものの、一方的に取引休止の通知を受けた」、「原材料などの価格上昇が続いており、価格転嫁が追い付かない」といった悲痛な声も数多く寄せられており、これまで以上に適正価格での取引に向けた円滑な価格転嫁の促進が重要となっている。このような中、国では、取引適正化に向けた取り組みを重点的に展開しているが、社会経済全体で価格協議を取引慣行として根付かせるためには、国・東京都が一体となり取り組みを加速することが必要である。価格協議の実施にあたって、受注者から「エネルギーコストや労務費等は交渉方法が分からない」といった声も寄せられていることから、東京都におかれては、「下請企業対策」の予算を拡充し、価格交渉のノウハウなどの受注者向けの情報提供や個社支援、交渉時に活用できるツール作成などにも取り組まれない。

各業界で固有の商習慣や幅広い下請構造を有している中においては、サプライチェーン全体での取引適正化の実現と付加価値向上に向けて、業界団体を通じた取り組みも重要である。個社の購買活動の指針となる「自主行動計画」の各業界団体の下部組織における策定・改訂や、「業種別ガイドライン」も含めた取引現場への浸透に向けた都内業界団体への働きかけ、下請取引適正化推進員による活動実績の公表や価格転嫁の成功事例の発信も取り組まれない。

B to Cの価格転嫁の実現にあたっては、最終消費者による負担が不可欠だが、値上げに対して消費者が敏感であることから、消費停滞を恐れて値上げに踏み切れない企業も少なくない。値上げを受け入れてもらうため、中小企業の生み出した付加価値を含めた適正価格に対して最終消

費者の理解が得られるよう、啓発活動にも取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 下請企業との公正取引や知財取引の適正化など「下請振興基準」の遵守に向けた国との連携による「下請振興法」の普及・啓発事業の展開（新）
- ② 下請企業の価格交渉促進に向けて業種に応じた個社支援・指導の強化（下請企業対策の拡充、下請センター東京における普及啓発・相談対応の強化）（新）
- ③ 円滑な価格転嫁の実現に向けて中小企業が価格交渉時に活用できる支援ツールの作成（新）
- ④ 各種業界団体の下部組織における「自主行動計画」の策定、「自主行動計画」および「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の現場への浸透・徹底に向けた都内業界団体に対する働きかけ（新）
- ⑤ 業種特性を踏まえた価格転嫁の成功事例の収集・周知（「下請取引適正化推進員」との連携促進、活動実績の公表）（新）
- ⑥ 大企業の「働き方改革」の影響に乗じた中小企業・小規模事業者に対する取引上のしわ寄せ防止（大企業への普及啓発や監視強化、下請センター東京における相談対応の強化）
- ⑦ B to C事業者の円滑な価格転嫁を実現するため、付加価値を含めた適正価格での提供に対する最終消費者の理解促進に向けた啓発活動の実施（新）

2. パートナーシップ構築宣言の推進と実効性向上に向けた取り組みの加速化

2020年6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄、規模、系列などを超えた連携や、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の遵守を目指す取り組みであり、本年7月時点で公表企業数は30,000社に迫っている。本宣言の宣言企業拡大によるサプライチェーン全体の共存共栄が実現するかどうかは、都内中小企業の今後の成長や事業継続の行方を左右する大きな課題であり、国だけの取り組みと捉えず、東京都においても本宣言の推進に向けた積極的な取り組みが期待される。

宣言企業が拡大する一方で、「独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査」において、多くの取引先に明示的な協議なき価格据置が確認された宣言企業が存在するなど、宣言の趣旨・内容が購買部門等の下請企業との接点となる部門や取引現場まで浸透していない実態が浮き彫りとなっている。中小企業からも「交渉の窓口となる現場担当者には浸透していない」といった声も上がっている。

このような中、経済三団体では本年1月に「パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請」を連名で取りまとめ、経営者自らが先頭に立ち宣言内容の実行と社内や取引先への周知・徹底を図ることで、宣言の実効性向上に万全を期するよう会員事業者等に働きかけている。また、現在全国28都道府県において、パートナーシップ構築宣言の拡大に向けて、宣言企業に対する助成金の加点措置、地方自治体や経済団体等による協定締結や共同宣言などの取り組みが実施されている。東京都におかれても実効性向上に向けた取り組みを強力に推進すべく、委託事業に対する宣言企業への優先発注制度や、各種助成金における加点要素への追加などについても検討、実施されたい。

【具体的要望内容】

- ① 取引適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」の強力な推進（東京都からの委託事業における採択条件化、各種補助金・助成金への加点要素への追加等）
- ② 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業が補助金・助成金の加点を申請する際、宣言の有無だけでなく、具体的な取り組みや実績を明記するなど、実効性を高めるための仕組みを創設
- ③ 「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業の現場担当者への浸透に向けた周知活動の強化（新）

＜中小企業経営に関わる要望項目＞

I. 自己変革に挑む中小企業の成長支援

1. 付加価値創出に向けたイノベーション活動への支援強化

（1）持続的な成長に向けた中小企業のイノベーション活動の支援強化

地政学リスクの高まりや物価高など不確実性の高い外部環境下では、従来型のビジネスモデルの見直しを迫られている企業も存在し、環境変化に柔軟に対応しながらイノベーション活動に取り組むことの重要性が高まっている。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。また、開発フェーズごとの助成制度のほか、支援施設の運営、社会実装促進事業など、網羅的な支援も措置されている。革新的なイノベーションは、不確実性が高く、事前調査（F/S）段階から販路開拓に至るまでの切れ目のない支援の充実が不可欠である。引き続き、企画検討段階（いわゆるゼロイチ）から、事業化、中小企業が直面する社会実装の壁を乗り越え、成長を実現するまでの支援に取り組まれない。

「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」は、補助上限1億円という手厚い支援により、先端技術を活用して変革に取り組む、持続的発展を目指す中小企業を強力に後押ししている。今後成長分野へも目を向ける必要があり、引き続き競争力強化やDX推進に向けた事業展開につながるよう、本事業の継続、ならびに中小企業の革新的な挑戦に対する支援メニューの充実に取り組まれない。

企業のイノベーション活動は、東京が抱える社会課題の解決を進めていくためにも不可欠な取り組みである。東京都は、都市課題を解決する成長産業分野の開発支援テーマと技術・製品開発動向などを示した「イノベーションマップ」に基づき、各取り組みに対する支援施策を打ち出している。社会課題が多様化する中において、都内中小企業のさまざまなアイデアや取り組みを都市課題の解決につなげるため、「イノベーションマップ」に示す分野での事前調査（F/S）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化や、多様なアイデアの発掘に資する「多段階選抜方式」の導入を検討されたい。

成長分野での革新的なイノベーション活動により、東京の成長をけん引する企業が存在する中、東京の地域資源や東京独自の課題に着目した新たな取り組みに対する後押しも、地域経済の活性化や東京の産業活性化には欠かせない。地域志向の中小企業の持続的な成長と、東京の魅力向上にもつながる「TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業」の予算拡充と好事例の横展開に取り組まれない。

(2) 自己変革の促進に向けた新たな取り組みの後押し

イノベーション活動によって、顕著な成果を創出した事例が生まれる一方で、その必要性は認識しつつも目の前の事業活動に翻弄され後回しとなる中小企業も数多く存在する。中小企業が限られた経営資源を有効活用して、イノベーション活動に取り組むためには、アイデアを事業計画へ具現化させる企画段階の取り組みが重要となる。企画段階では、自社の立ち位置と未来の課題を把握し、社内外のさまざまな情報を通じたアイデア検討や、そのアイデアを自社の事業に落とし込む取り組みが必要である。イノベーション創出に向けて、市場ニーズや異業種の取り組みの情報収集に資する企業間の交流機会の拡大や、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の充実などに取り組まれない。加えて、イノベーション活動の計画策定・事前準備にあたっては、「新事業活動」の現状の課題や目標を明確にし、中期的な「経営目標」の達成に向け策定する経営計画である「経営革新計画」の活用促進に向けて、計画策定メリットの周知強化や計画実施時の資金調達における金利優遇措置拡大などに取り組まれない。

中小企業が継続的に新たな取り組みに挑戦するため、変化に強く柔軟性の高いイノベーション人材を育成し、「再現性・持続可能性」のある組織づくりを行うことも事業の継続、成長を遂げる上でのポイントとなる。イノベーションを生み出す担い手の育成のため、社内の新規事業担当者を対象とした、課題設定・解決方法の構想や、イノベーション創出プロセスを習得できる外部プログラムによる支援を図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 新製品・新サービスの研究開発から商品化・事業化、販路開拓まで、切れ目のない支援メニューの充実と支援策の実効性向上（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合化支援事業、市場開拓助成事業などの採択数拡充、ものづくりイノベーション企業創出道場や成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業の継続、拡充、各種支援策の周知強化と活用促進等）
- ② 「イノベーションマップ」に基づく取り組みに対する支援強化および利用促進、予算拡充（事前調査（F/S）段階から案件化調査、ビジネス化段階まで段階別の支援強化、「多段階選抜方式」の導入）
- ③ 中小企業の競争力強化やDXなど、イノベーション推進につながる「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の継続・拡充
- ④ IoTやAI、RPA、ロボットなど急速に進展する技術革新への対応に向けた支援強化（生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業の継続、東京都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用
- ⑤ 社会課題の解決、取引条件の優位性獲得および企業イメージ向上につながるSDGs経営の推進（中小企業SDGs経営推進事業の継続）
- ⑥ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の対象分野の拡充、トライアル発注認定制度の認定件数拡充や認定事業者に対するフォローアップを通じた新製品・新サービスの市場展開に関する支援
- ⑦ 製品やサービスの競争力強化に資する、デザイン活用によるブランディング支援（専門家によ

- る相談対応、中小企業とデザイナーとのマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進)
- ⑧ 女性の社会進出・高齢化などの社会変化に伴い一層ニーズの高まるフェムテックや医療・ヘルスケアなどの成長分野へ参入しようとする中小企業の後押し（「女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業」、「高齢者向け新ビジネス創出支援事業」の継続・拡充）（新）
 - ⑨ 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータカタログサイトの活用に向けた基本的な情報提供を含む内容充実・活用支援・活用事例の周知等）
 - ⑩ 東京の魅力向上、東京独自の課題解決につながる「T O K Y O地域資源等を活用したイノベーション創出事業」の予算拡充、好事例の横展開（新）
 - ⑪ イノベーションの企画段階で、アイデアの方向性策定につながる、企業間の交流機会の拡大、実績豊富な経営者・専門家による伴走支援の強化（新）
 - ⑫ イノベーション活動をけん引する人材を育成する「経営人財育成スクールN E X T」の周知強化（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化）（新）
 - ⑬ 経営革新計画策定メリットの周知強化、承認企業に対する東京都制度融資の金利優遇幅の拡大（新）
 - ⑭ 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組(2022年度実績)

- 東商ものづくりゼミナール:7日間開催、11名参加
- 新製品開発セミナー:37名参加
- 中小ものづくり企業を支援すべく、自社の名刺代わりとなる独自の製品開発に挑戦する事例をまとめた「中小ものづくり企業必見！自社製品開発のすすめ」ページを公開(2023年3月)
- 中小ものづくり企業のIT、IoTの活用を支援すべく好事例を紹介する「スマートものづくり実践事例集(ウェブ版)」への事例の追加(計43社掲載)
- イノベーション創出のプロセスを学ぶ「東商イノベーションスクール」の開催(全6講座、延べ210名参加)
- 「中小企業のイノベーション創出事例集」への事例追加(計17社掲載)(2023年3月)

(3) オープンイノベーションの促進と環境整備

中小企業がイノベーションアイデアを実現し成果を創出するためには、不足する経営資源や技術力、開発力を補い、開発スピードを加速させる他社や他機関との協業、いわゆるオープンイノベーションの取り組みが有効である。当商工会議所では、全国53の大学や研究機関と連携し、産学公連携プラットフォーム事業を展開しているほか、オープンイノベーションプラットフォームと連携し、中小企業やスタートアップにおけるオープンイノベーションの取り組みを後押ししている。

東京都におかれても、オープンイノベーション促進に向けた中小企業のマッチング支援や、産学連携をはじめとするオープンイノベーションの取り組みに対する費用補助などに取り組まれたたい。また、企業同士や企業とスタートアップ、企業と自治体などを結ぶオープンイノベーションプラットフォームは、連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供しており、こうした支援の活用もイノベーション創出に向けた選択肢のひとつとなる。プラットフォームを活用した支援や、スタートアップとの協業により新規事業開発に取り組む「アク

セラレータープログラム」の費用補助事業創設など、実効性向上に向けたオープンイノベーション支援にも取り組まれない。オープンイノベーションはマッチングから実証実験の取り組み、事業化などの段階を経て、成果につながるものであり、短期間での成果創出は難しい。よって支援施策の創設にあたっては、単年度ではなく、中長期にわたる制度設計についても検討されたい。

【具体的要望内容】

- ① 既存の取引関係や企業規模を超えた、企業間や産学公連携によるオープンイノベーションの推進（民間団体などと連携した産学公のマッチング支援、東京都立大学や東京都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化するため一定期間無償開放し事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
- ② 連携相手の開拓から協業の実行、成果創出に至るまでの一連の支援を提供するオープンイノベーションプラットフォームを活用した支援強化、支援に対する費用補助制度の創設（新）
- ③ オープンイノベーションのマッチングから、実証実験、事業化、成果創出までの中長期にわたるハンズオン支援制度の創設（新）
- ④ イノベーション創出に向けて、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の費用補助など支援強化、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設

※東商の取組(2022年度実績)

○産学公連携相談窓口(大学や公的研究機関の持つ知見、相談機能を広く活用できるよう企業からの相談の橋渡しを行う)
:33件受付、うち11件が共同研究・委託研究へ進展(相談件数累計211件、うち70件が共同研究・委託研究へ進展)

2. デジタルシフトの加速化とDX推進、サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

(1) 中小企業におけるデジタルシフトの加速化とDX推進

安価で使いやすいクラウドサービスの普及と、コロナ禍における感染防止を目的としたテレワークの実施や非接触のビジネスモデル構築などにより、中小企業においてもデジタルツールの導入が進んでいる。当商工会議所が本年7月に公表した「中小企業のデジタルシフト・DX実態調査」によると、ITを「導入」している企業は前回調査(2021年2月公表)より増加し、約80%となった。しかし、内訳を見ると「ITを活用して社内業務を効率化している(守りのIT活用)」(43.6%)や「ITを差別化や競争力強化に活用している(攻めのIT活用)」(6.7%)など、ITを「活用」できている企業はあわせて約半数にとどまっており、「導入」したものの「活用」に至らない約30%の企業が、攻めのIT活用に向けて活用レベルを上げることが必要となっている。

令和5年度予算で措置された「中小企業デジタルツール導入促進支援事業」では、生産性向上に向けた課題の把握をはじめ、IT導入前の専門家相談支援が可能となるなど、ニーズに合わせて迅速に対応されている。補助事業の実効性向上に向けて、事業実施により収集される好事例と失敗事例の分析を踏まえた上で、ニーズの変化に対して迅速に反映されたい。

IT活用における課題として、「IT導入の旗振り役が務まるような人材がない」、「従業員がITを使いこなせない」といったデジタル人材の不足に対する回答が上位を占めている。今後デジタル人材への期待は高まるものの、経済産業省の調査では、2030年には最大で79万人が不足

すると見込んでいる。中小企業にとって、デジタル人材の確保は困難を極める中、継続的にITを活用して社内の生産性向上を実現するため、社内の人材育成が急務である。従業員のITリテラシー向上に向け、「DX人材リスクリソング支援事業」などを通じたDX人材育成支援を強化されたい。加えて、デジタル人材の確保に向けて、「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングにも取り組まれたい。

2001年のIT基本法の制定以来、20年ぶりの見直しとなるデジタル改革関連法を機として、国においてはデジタル庁の創設、東京都においてもデジタルサービス局を設置し、行政のデジタルシフトに向けた動きが進んでいる。各種申請や手続き、決済などのデジタル化を通じて、中小企業の手間・コストの削減や利便性の向上など、具体的なメリットを享受・実感できるよう、2021年に策定された「東京デジタルファースト推進計画」により、行政のデジタルシフトの加速に取り組まれたい。また、デジタルガバメントの推進にあたっては、取り残される中小企業・小規模事業者が生まれることがないよう十分な支援策、サポート体制の強化についてもあわせて検討されたい。

(2) サイバーセキュリティ対策強化に向けた支援

中小企業におけるIT活用・デジタルシフトの進展に伴い、企業や民間団体、官公庁など、特定の組織を狙う「標的型攻撃」や、身代金要求型不正プログラム「ランサムウェア」などサイバー被害が増加し、中小企業にとって大きなリスクとなっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とするテレワークの普及によって、企業規模に関わらずサイバーリスクが増大するなど、中小企業・小規模事業者においてもその対策が急務となっている。

しかし、企業からは「ITの知識がないため何かあった時のセキュリティ対応は難しい」といった声や、「費用負担が大きい」といった声が上がっている。中小企業の規模や業態などに応じたサイバーセキュリティ対策の事例を示すなど、具体的な情報発信の強化と、引き続き専門家によるセキュリティマネジメントの支援や、導入費用に対する補助制度の継続に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

- ① ITツール導入・活用に向けた伴走型支援の継続と実効性向上に向けた対応の強化（「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」の継続・周知強化、好事例・失敗事例の分析結果に基づいた制度見直し）（新）
- ② 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援の活用促進（「DX人材リスクリソング支援事業」の周知徹底）
- ③ デジタル人材の中小企業とのマッチング支援（「デジタル人材育成支援事業」の利用者と中小企業とのマッチングの強化）
- ④ IT実装に向けたITベンダーと中小企業とのマッチング支援
- ⑤ IT活用の好事例および他の企業の教訓となる失敗事例の発信や身の丈に合う実践事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援（新）
- ⑥ 補助金・助成金などに関する申請書類・報告書類の簡素化やオンライン手続推進、行政サービスにおけるIT活用および「はんこレス」の拡大など、「スマート東京」の早期実現に向けたデジタルガバメントの推進

- ⑦ D Xを活用した企業の競争力強化、付加価値創出支援（「企業変革に向けたD X推進支援事業」の継続、好事例の横展開）（新）
- ⑧ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援の継続（「中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業」や「中小企業における危機管理対策促進事業」の継続）

※東商の取組(2022年度実績)

- IT活用に関するオンラインセミナーの実施による情報提供:88回、延べ4,231回視聴
- 「東商サイバーセキュリティコンソーシアム」による中小企業向けサイバーセキュリティ支援サービスの提供や情報提供(セミナー・相談会)の実施
- 標的型攻撃メール訓練:103社・811名を対象に実施

3. ゼロエミッション東京の実現に向けた中小企業における省エネ対策・技術開発の推進

2050年のゼロエミッション実現に向けて、サプライチェーン全体で脱炭素を目指す動きが加速しており、中小企業にも脱炭素化に向けた経営が求められている。

東京都では、昨年9月に「東京都環境基本計画」を改訂し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロエミッション東京の実現、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフの実現という高い目標を掲げて、「3+1」の戦略に基づいた取り組みを実施されている。またエネルギー危機を背景に、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす(H)・創る(T)・蓄める(T)のキーワードからなる「HTT」の取り組みにおいて、「HTT・ゼロエミッション推進協議会」を通じて課題の共有や対策を進めている。当商工会議所としても、「HTT」の周知に加え、中小企業のカーボンニュートラルへの取り組みを後押しする、「知る」「測る」「減らす」運動について、今後とも連携して推進していく所存である。

当商工会議所が昨年12月に公表した「経営課題に関するアンケート調査」では、脱炭素に向けた取り組みを「既に実施している」企業は16.7%であった一方、「取り組みたいが何をすべきかわからない」が29.3%となり、企業からも「取引先から排出量削減を求められるが、何が脱炭素につながるか整理ができていない」といった声が寄せられている。東京都におかれては、ゼロエミッション東京の実現に向けた好事例の収集・公表、省エネセミナー開催などによる情報発信を通じて、中小企業の理解促進に取り組まれない。また、排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などに対する補助・助成の継続・拡充、専門家による省エネ対策取り組み支援など、中小企業の取り組みを後押しする支援の強化に取り組まれない。

そのような中、脱炭素に向けた動きをチャンスと捉え、成長を実現している企業も存在しており、廃材処分費の削減のため、材料メーカーと共同で、再利用が可能な材料開発に成功した事例や、サステナブル製品を開発し、自社ブランドとして展開する事例も生まれている。サプライチェーンで大企業とつながる中小企業においては、大企業や取引先金融機関のサポートも受けながら、将来を見据えてグリーン分野における中小企業の技術開発やイノベーション促進も期待される所である。ゼロエミッション東京の実現に向けて、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業(ゼロエミッション強化区分)」「ゼロエミッション東京の実現に向けたイノベーション促進事

業」などを通じた技術開発支援と、ゼロエミッション製品の販路拡大支援も強化されたい。

【具体的要望内容】

- ① 排出量削減につながる省エネ設備の導入や、エネルギー使用量などの見える化促進に向けた計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入するうえでの専門家による各種省エネ対策の取り組み支援強化（「クール・ネット東京」の活用促進）
- ② 「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（ゼロエミッション強化区分）」、「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」など、競争力強化に向けた取り組みや、省エネに向けた設備投資を後押しする施策の強化、拡充
- ③ 「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」において、都外の工場などの自社所有物件への設備投資も対象とするなど、対象範囲や経費の拡大
- ④ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信
- ⑤ ゼロエミッション東京の実現に資する中小企業の技術開発に対する支援（「ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業」の継続・強化）
- ⑥ ゼロエミッションに資する製品の調達推進、販路拡大支援の強化（「ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業」の継続・強化、東京都トライアル発注認定制度を通じたPR強化）（新）

※東商の取組(2022年度実績)

- 「東商環境アクションプラン」にもとづく環境関連イベント:56回開催、3,365名参加
- 環境・エネルギーに関する都・区との連携(共催・後援等):19回実施

4. 国際展開による中小企業の販路開拓と新たな市場開拓に向けた取り組みの支援強化

(1) 中小企業の国際展開に対する支援

わが国の経営環境は、人口減少による国内市場縮小の懸念や、足下の地政学リスクの高まり、原材料価格高騰や急激な為替の変動など、不透明感が高まっている。そうした中で、中小企業が成長を実現するためには新市場の開拓が必要不可欠であり、海外市場への進出も有効な選択肢である。しかし、2022年版中小企業白書によると、一定規模以上の中小企業であっても、海外直接投資の割合は15.0%、直接輸出企業の割合は21.5%に留まっている。

東京都では「中小企業海外展開支援事業」において、中小企業の国際展開に向けた現地情報の収集からプラン策定支援、ビジネスマッチングや越境EC出品などの販路開拓支援、輸出拡大支援など、網羅的に企業の取り組みをサポートしている。今後も、中小企業の国際展開の取り組みから成果創出までの切れ目のない支援の強化を図られたい。

国内市場の縮小や環境変化を見据えて、足元では初めて国際展開に取り組む企業の相談が増加しており、進出先を検討する段階も含めた相談ニーズが高まっている。国際展開の手法が多様化する中で、企業からは「国際展開に興味があるが、自社にどのようなチャンスや選択肢が考えられるのか、またそれぞれの選択肢における具体的な取り組み方について知りたい」といった声が上がっている。中小企業の取り組みにつながる情報発信や海外展開プラン策定支援はもちろん、「Buy TOKYO推進活動支援事業」のような、ハンズオン支援と経費補助が一体となったスキームを都内中小企業の生み出した製品・サービスの海外進出に対しても幅広く展開するなど、

多くの企業の挑戦を促し、国際展開の裾野を広げるための支援についても、引き続き取り組まれない。

【具体的要望内容】

1. 海外ビジネスへの挑戦を後押しする支援の充実

- ① 国際展開のきっかけ・着手につながる、様々な国際展開手法に関する好事例の横展開（新）
- ② 新たに国際展開に取り組む企業のサポート強化（事前調査、戦略支援から、進出支援、マッチング、越境EC活用、外国語サイトの構築に至るまで、取り組みから成果創出までの切れ目のない支援強化）

2. 越境ECの推進

- ③ 国際展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援（越境EC出品支援事業の継続および複数回の募集による支援機会の拡充）

3. 海外販路開拓の加速に向けた環境整備

- ④ 「Buy TOKYO推進活動支援事業」のハンズオン支援と費用補助が一体となったスキームを、都内中小企業が生み出す様々な製品・サービスの海外進出に対しても幅広く展開できるよう支援の拡大（新）
- ⑤ WEBサイトの多言語対応などに向けた支援の強化
- ⑥ 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「市場開拓助成事業」や「海外展開総合支援事業（海外展示会出展等支援）」の利用促進、予算拡充・対象経費拡大）、海外の現地企業とのマッチング強化

※東商の取組(2022年度実績)

- 中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数36社、アドバイザーによる支援件数4社9件
 - 海外展開セミナー:23回開催、延べ1,388名参加(公的機関との協力事業等を含む)
 - 海外展開窓口相談件数:341社485件
 - 政府への提言「地政学リスク、ウィズコロナ時代における中小企業の海外ビジネス促進に向けて」を作成・公表し、政府への働きかけを実施
 - 越境EC/海外販売の基礎知識に関するガイドブックの作成・公表
 - 海外ビジネスガイドブックの改訂
 - 中小企業等アウトリーチ事業(※):セミナー6回開催、延べ444名参加。個別相談11社実施。
- (※)経済産業省の委託事業。安全保障貿易への意識の啓発、体制整備の支援を目的にセミナーや相談会等を実施。

(2) 国内販路開拓支援の強化

本年度より東京都の新型コロナウイルス感染症対応緊急融資・借換制度や国の感染症対応融資（ゼロゼロ融資）の据置期間が終了し、多くの中小企業・小規模事業者で返済が始まる。借入の返済原資を確保し、中小企業・小規模事業者が事業を継続するためには、売上を引き上げ、収益を確保していく必要がある。コロナ禍を機に大きく変わっている事業者や消費者のニーズへの対応をし、中小・小規模事業者が持続的な成長を果たすためには、トップライン（売上）を伸ばさせる販路拡大支援の重要性がかつてないほど高まっている。

コロナ禍が収束したことで、B to Bにおける新規の受発注の商談や展示会については、オンラインからリアルへの回帰が鮮明である。特に、新規顧客開拓においては、オンライン面談では

製品・商品を理解しづらく、また、面談相手の雰囲気や信頼を得ることが難しいことから、受注側・発注側双方ともにリアル面談のメリットが再認識されている。当商工会議所と東京ビックサイトが主催する「東京ビジネスチャンスEXPO」は、独自技術や新製品・新サービスを保有する都内中小企業と首都圏外の事業者が一同に会することで、東京と地方双方の事業者や首都圏のバイヤーと商談が出来る機会となっており、新たな販路開拓を実現する場として大いに有効であるとの声があがっている。原材料価格の高騰やゼロゼロ融資の返済開始といった苦境の中でも新たな製品・サービスを開発し、新たな販路を開拓することで、トップラインを引き上げようと努力する中小企業を支援するため、「東京ビジネスチャンスEXPO」の継続的かつ予算措置の拡充を求める。

一方で、経済産業省の調査によると、EC市場は2021年には20兆円（B to C市場）を超えるなど、新型コロナウイルス感染拡大以前から拡大が続いている。中小企業においてもECを活用し「新たにB to C向けのサイトを構築し売上につながっている」、「B to C向けの商品を見て技術力を評価いただいた企業から問い合わせがあり、B to Bの販路開拓にもつながっている」といった声が上がっており、B to C市場における販路開拓の有効な手段として、中小企業における取り組みの拡大が期待される。中小企業にとってECサイト構築や利用料、出品料などの費用負担は大きいと、地域経済団体などとも連携しながら支援を継続されたい。

今後、インバウンド消費の拡大が予想されている。東京都発の製品やサービスを効果的に発信できるよう、海外からのバイヤー来訪の多い、ギフト・ショーやFOODEX JAPAN等の国内展示会における東京パビリオンブースの設置や、東京都産品を訪日旅行客向けにPRできる東京のアンテナショップの開設等の支援を強化されたい。

【具体的要望内容】

- ① 都内中小企業の新たな販路開拓に資する展示会・商談会に係る支援の継続・強化（「東京ビジネスチャンスEXPO」の予算規模の拡充、民間展示会において東京パビリオンブースを設置することで幅広い分野の販路拡大を支援する制度の創設）（新）
- ② 中小企業の販路開拓に資する支援事業の強化、拡充（「目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業」による支援強化、「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」を経て展示会出展助成を受けた事業者が、経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど事業の拡充）
- ③ 展示会出展助成などの販路開拓支援の実効性を高めるための、マーケティング・ブランディング戦略構築段階から成果創出に至るまでの、専門家・専門人材による一貫した支援強化（新）
- ④ 「販路開拓におけるDXサポート事業」によるデジタルマーケティング、営業DX支援の推進と、中小企業の理解促進に向けた好事例の横展開（新）
- ⑤ ECサイト構築・運用やECモール出店に係る幅広い支援の実施（メディア活用販路開拓支援事業、ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業の継続）
- ⑥ 都内企業の新規商品開発を強力に後押しし、都内企業と地方企業とのネットワーク強化に有効な「地域連携型商談機会創出事業」の継続・強化
- ⑦ インバウンド消費増大に向けて、「Buy TOKYO推進活動支援事業」等における東京都の産品のアンテナショップの開設

※東商の取組(2022年度実績)

○中小企業活力向上プロジェクトアドバンス

経営分析支援企業 912 社、アシストコース支援企業 152 社、アドバンスコース支援企業 77 社

○東京ビジネスチャンスEXPO 出展者 297 社、出展地域商工会議所7団体、来場者数 延べ 12,719 名(オンライン含む)

○商談会:11 回開催、商談件数 2,661 件

○ビジネス交流会:13 回開催(内リアル 10 回、オンライン3回)、延べ 650 名参加 (本部主催分)

○展示会出展支援:2回実施、49 社

○展示会:2回実施、322 社出展

○地域連携型商談機会創出事業:3か所で開催、商談件数 648 件

5. 中小企業の人材確保に向けた自己変革支援

(1) 中小企業の自己変革を支える人材育成と魅力ある職場環境の整備

中小企業の人手不足感はコロナ禍からの経済回復に伴い、深刻な状況となる中、物価上昇により実質賃金が低下し、企業に対する賃上げ圧力がかつてないほど高まっている。自発的かつ持続的な賃上げの実現には、中小企業の自己変革による生産性向上の実現とともに、取引適正化などの取り組みを通じた賃上げ原資の確保が不可欠である。

人手不足への対応として、求職者に選ばれるための魅力ある職場環境の整備も求められている。本年3月に日本・東京商工会議所が公表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」によると、求職者に対して魅力ある企業・職場となるための取り組みとして、「賃上げの実施、募集賃金の引上げ」(66.3%)、「福利厚生の実施」(38.2%)に続き、4割弱(36.4%)の企業が「人材育成・研修制度の充実」に取り組んでいる。一方で、従業員への研修にあたっては、時間・人材・ノウハウの面で課題を抱える中小企業の人材育成を力強く後押しする必要がある。東京都におかれては、企業のニーズを踏まえた都立職業能力開発センターの機能拡充など、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援に取り組まれない。

個々の企業が新たな事業展開や技術開発に挑むに際し、必要な知識・技術を従業員が学び身に付けることで、デジタルやグリーンなどの成長分野に対するイノベーション活動により付加価値創出につながるといった、「付加価値向上と賃金上昇の好循環」が生み出されることが重要である。東京都におかれては「中小企業人材スキルアップ支援事業」を継続することで、企業が従業員に対して意欲的に人材育成に取り組むことができるよう環境を整備されたい。

従業員の健康を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」は企業の生産性向上・価値向上につながる経営手法として広がりを見せている。実際に、健康経営の取り組みと企業収益の間には正の相関があることが示唆されており、さらなる普及促進に努めることが重要である。新型コロナウイルスが5類に分類され、感染症対策は多くの企業で自主的な対応が求められることから、具体的な取り組み内容について周知・強化するとともに、企業の感染症対策の実践に向けた支援を充実されたい。

【具体的要望内容】

- ① 自己変革に向けた人材育成に取り組む企業や、自己啓発、能力向上に対する支援施策の着実な実施、都立職業能力開発センターなどの機能拡充(生産性向上やデジタル化に資する人材育成支援メニューの充実、オンライン化、夜間など柔軟な受講時間の設定等、従業員が参加しやすい講座運営、現場訓練・オーダーメイド講習における受講時間などの充実)

- ② 「中小企業人材スキルアップ支援事業」の継続および支援対象講座拡充（「社内型・民間派遣型スキルアップ助成金」におけるビジネスマナーや職場内コミュニケーション習得に関する講座などの助成対象追加）
- ③ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化
- ④ 社内のデジタル化推進の中核となる人材育成に対する支援（「DX人材リスクリソリング支援事業」による支援強化）（再掲）
- ⑤ 魅力ある職場づくりと賃上げの促進に向けた「エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業」の継続（新）
- ⑥ 健康経営に取り組む中小企業に対する専門家を活用した支援の継続

（２）新たな挑戦や生産性向上を支える人材の確保や多様な人材活躍に対する支援

本年４月に日本商工会議所が公表した「商工会議所 LOBO 調査」によると、2022 年度に採用募集を行った企業のうち、半数以上が必要人数を充足できず、人材確保は喫緊の課題となっている。中小企業が必要な人材を採用・確保できるよう、雇用吸収力の高い介護、建設など人手不足業種に加え、今後の雇用の拡大が期待される成長分野への労働移動を円滑に進めることが重要である。東京都では、雇用創出を含む成長分野への雇用支援として「成長産業人材雇用支援事業」を実施し、成長産業が見込まれる業種でのトライアル就労を通じて、正社員就職を後押ししている。今後も求職者に対する支援を強化するとともに、積極的に人材確保を図る企業・採用側に対しても採用・定着促進助成の支給などによる支援を強化されたい。

人口減少という構造的課題が存在する中において、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題であり、今後企業がイノベーション活動に取り組む上でも、若年層・女性・外国人材といった多様な人材の活躍が一層求められている。中小企業・小規模事業者においては、「多様な採用手法に対応できず、学生などへのPRが不十分である」などの不安の声が上がっている一方、採用対象の拡大や採用活動のオンライン化など人材確保に向けて変革に取り組む好事例も見受けられる。採用活動に積極的に取り組む中小企業を支援するべく、オンラインによる合同会社説明会の開催など、多様な人材とのマッチングの機会を提供されたい。若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校等を対象としたインターンシップ受入支援にも取り組まされたい。あわせて、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。

女性活躍推進法の改正に伴い、中小企業に対する事業主行動計画の策定が義務化され、女性のさらなる労働参画と活躍の実現に向けた取り組みが求められている。とりわけ女性管理職の割合が低水準にとどまる中においては、女性活躍推進に向けて、女性が安心して働き、キャリアを構築できるよう、柔軟で働きやすい環境を整備し、キャリア形成への意欲向上やキャリアアップの支援を図ることが重要である。また、少子化対策の視点からも、男性も含む育児休業の取得促進など、家庭と仕事の両立がしやすい環境整備についての支援は極めて重要である。

新たな外国人材受入れ制度創設を機に、外国人材に対する期待と関心はこれまでになく高まっ

ている。一方で、これまで外国人材を受入れたことのない中小企業からは、「準備や相談窓口が分からず活用に至らない、活躍してもらうために不可欠である既存の従業員の理解や受入れ体制の整備をどのようにすべきか分からない」といった声も上がっている。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングに加え、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化し、中小企業における外国人材の活躍推進を後押しされたい。

【具体的要望内容】

- ① 「成長産業人材雇用支援事業」等成長分野をはじめとした求職者支援強化と、積極的に人材確保を図る企業に対する採用・定着促進助成などの支援強化（新）
- ② 中小企業の多様な人材確保に対する支援（Webなどを活用した合同会社説明会、マッチング支援の充実、セミナーや好事例の周知等）
- ③ 事業継続に向けた取り組みが急務である中小企業の即戦力となる、中途人材採用に対する支援（キャリア人材の採用活動への費用面での支援）
- ④ 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）、企業・学校への周知、コーディネーター機能の強化、受入企業へのインセンティブ付与、表彰制度の創設等
- ⑤ デジタル人材の確保に向けた支援の強化、中小企業への就業促進（「DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業」、「デジタル人材確保・就職促進事業」の充実、デジタル人材育成支援事業利用者とのマッチング機会の提供）（新）
- ⑥ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（保育施設の質と量の充実、多様化する保育ニーズへの対応等）
- ⑦ 中小企業の女性活躍推進に向けた行動計画策定・実行に対する伴走型支援の拡充（「女性従業員のキャリアアップ応援事業」によるフォローアップコンサルティングの支援対象企業数拡大と着実な実行支援）
- ⑧ 男性の育児休業取得促進に向けた支援の充実（育児・介護休業法の周知促進、「男性育業もっと応援事業」の利用促進、代替要員確保に向けたマッチングなどの支援強化）（新）
- ⑨ 外国人材（留学生、高度人材等）と中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
- ⑩ 日本語教育や地域コミュニティでの共生社会実現など、生活面を含む定着支援の充実（中小企業の外国人社員に対する研修など支援事業の拡充、地域との交流イベントの実施）

※東商の取組(2022年度実績)

- 中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商ジョブサイト」の運営：
新卒・留学生・既卒 191 件、中途・第二新卒 536 件の求人情報掲載
- 東商主催合同会社説明会「東商ジョブフェア」:1回開催、参加企業 26 社、来場者 153 名
- 会員企業と学校法人との就職情報交換会:3回開催、参加企業延べ 742 社、参加学校法人延べ 237 校、面談数 8,082 件
- 東商リレーションプログラム(大学1・2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)
:参加企業 38 社、参加大学延べ 30 校、参加学生延べ 219 名
- 都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業:185 社、連携高校 3 校
- 上記取り組み等による人材確保数:143 名
- 研修事業:289 回開催、総受講者数 8,284 名

- 感染症対応力向上プロジェクトを通じた企業への感染症対策支援:80 社
- 健康経営や職場における健康づくりに対する専門家派遣を通じた企業支援:73 社(延べ 352 回)
- 企業の成長戦略としての女性活躍の取組普及(事例集「Wのキセキ」の作成・周知、シンポジウムの開催)
- 東京都の雇用就業施策に関する要望(7月、提出先:東京都)

Ⅱ. 「事業継続」「事業再生」「円滑な廃業による再チャレンジ」に向けた支援の強化

1. 収益力改善支援の強化と資金繰り支援の継続

コロナ禍における無利子・無担保融資など、手厚い資金繰り支援により倒産件数は抑制され、中小企業の事業継続を支えた一方で、過剰債務を抱える中小企業の事業継続が大きな課題となっている。昨年12月に当商工会議所が公表した「経営課題に関するアンケート」では、債務過剰感を抱える中小企業は約4割にのぼっている。また、新型コロナウイルス関連融資の返済に関して、現在据置期間中の企業のうち37.3%が「今後も据置期間の延長等をする予定」と回答している。民間ゼロゼロ融資の返済開始がピークを迎える中、コロナ禍からの業績回復が果たせず、原材料・エネルギー価格高騰による影響も受ける企業が、苦境に立たされたまま返済開始となることで、倒産・廃業件数の急増と価値ある事業の喪失につながる懸念される。そのため、休業・廃業に至る前に、モラルハザードには十分注意しつつ、中小企業金融の出口戦略を施す必要がある。

相談現場においても「コロナ融資の返済開始が迫るタイミングで相談に来るケースが多いが、そのほとんどで債務負担が重く、本業の収益性も低い」という声が上がっている。資金繰りに窮する企業においては、収益力改善も課題となっており、早期に経営改善に着手することが不可欠となっていることから、地域金融機関から経営が厳しい取引先中小企業に対して相談窓口などの各種支援施策の周知強化に取り組まれない。また、民間ゼロゼロ融資においては、信用保証制度を利用した制度融資であることから、地域金融機関のみならず、東京信用保証協会と一緒に支援にあたれるよう、働きかけを実施されたい。

また、当商工会議所としても、収益力改善支援の強化に向けて地域持続化支援事業(拠点事業)や23支部において支援をしていく所存であるが、支援ニーズに対して迅速かつ円滑な取り組みにつなげるため、「中小企業活性化協議会」による「早期経営改善計画策定支援事業」の周知、利用促進を図られたい。加えて、「経営改善計画策定支援事業」を通じて経営改善計画を策定する事業者には実情に応じた対応が必要であり、東京信用保証協会に対して、保証債務について最大限柔軟にリスケジュールに応じるよう、東京都から要請を図るべきである。

また、リスケジュールを受けた企業が業績回復を果たせるよう、東京信用保証協会をはじめとした公的機関や地域金融機関において、金融支援に加え、中小企業支援機関の支援も組み合わせながら業態転換や事業転換を含めた本業支援の強化も図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 資金繰り・収益力改善の早期相談に向けた事業者に対する支援施策の周知強化(地域金融機関や東京信用保証協会による経営状況の把握、相談体制の強化、支援機関等との連携強化)(新)
- ② 中小企業活性化協議会による「収益力改善支援」の積極的な活用に向けた周知強化
- ③ 経済情勢を見極めつつ、「早期経営改善計画策定支援事業」および「経営改善計画策定支援事業(通常枠)」を利用して経営改善計画を策定した事業者においては、保証債務の条件変更に対応

するなど、“事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応”を行うよう、東京信用保証協会に対して引き続き要請

- ④ 「経営者保証改革プログラム」の事業者に対する周知強化、適切な対応の徹底に向けた働きかけ（制度融資において要件を充足する際、経営者保証の解除を事業者が選択できる環境の整備）（新）
- ⑤ 動産・債権担保融資（A B L）制度利用促進のためのP R展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大
- ⑥ 原材料価格高騰やサプライチェーンの棄損に対応するための、迅速な資金繰り支援の実施

2. 事業再生・事業再編支援の強化と円滑な廃業による再チャレンジ支援

新型コロナウイルスの影響から業績回復が果たせず、事業再生の検討や廃業を選択する事業者が増加している。2021年の倒産件数、休廃業・解散件数は、コロナ禍での資金繰り支援に支えられ前年を大幅に下回っていたが、新型コロナ関連融資が順次終了する中で、2022年の倒産件数、休廃業・解散件数は増加に転じている。日本経済の活力維持、価値ある事業の喪失を避けるためにも、事業再生支援や事業譲渡などによる価値ある事業の引継ぎ支援が一段と重要となっている。また、事業再生・承継・引継ぎが極めて困難な事業者が自らの選択により廃業することも、経営者自身の早期再チャレンジにつなげる上では必要となっている。

昨年3月に策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」によって、民間専門家による円滑な私的整理手続きが可能となっており、支援の裾野拡大が期待されている。東京都におかれても、本ガイドラインの周知や、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進に取り組まれることで、事業者のフェーズに応じた支援の強化を図られたい。また、事業継続危機にある事業者が廃業する場合においても、事業再生や事業再編などの支援スキームの全体像を事業者が把握した上で、傷が深くなる前に意思決定がなされるよう、各種施策の周知を図られたい。

わが国では、経営者保証により、企業の倒産時には経営者自身も自己破産に追い込まれ、再チャレンジが困難な状況になるという問題が存在している。このような状況下においては、経営環境が厳しい経営者が自身も自己破産となることを恐れて、金融機関や支援機関などへの相談をためらうことで事業再生の着手が遅れることが予想される。事業再生が極めて困難な事業者に対して、経済合理性など一定の要件を満たした場合に、一定の残存資産を残して保証債務の免除を認める「経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）」の推進が必要である。「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」とあわせて、東京都から東京信用保証協会に対して引き続き積極的な活用を要請すべきである。

廃業を検討する事業者が、廃業時のコストや廃業後の自身の生活不安を背景に廃業を躊躇し、決断が遅れることも少なくない。「倒産防止特別相談事業」では、事業者とともに課題整理と対応策を検討した上で、廃業も含めて事業継続の方向性を決定することができることから、破産・倒産危機回避に一定の効果をもたらしている。今後さらなる支援ニーズの増加に向けて体制強化に向けた予算拡充に取り組まれたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業の私的整理手法はもとより、有事に至る前の中小企業と金融機関双方の取り組みについても記載している「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知促進、中小企業活性化協議会による再生支援の周知・利用促進
- ② 中小企業活性化協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」などに則った準則型私的整理に基づく弁済計画について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を行うよう、東京信用保証協会に対して要請（ゼロ弁済での債務整理計画の積極的な活用等）
- ③ 東京信用保証協会が再生ファンドへ求償権の不等価譲渡を行う際の手続き円滑化のため、東京都の事前承認手続きの簡略化（新）
- ④ 廃業による「価値ある事業」の喪失回避に向けた、中小企業・小規模事業者のM&Aの理解と取り組みの促進
- ⑤ M&Aに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進
- ⑥ 円滑な廃業と再チャレンジの早期決断に向けて、東京信用保証協会をはじめとした公的機関、地域金融機関などのオール東京での支援強化（廃業の決断に必要な事業再生や再チャレンジも含めた全体像の提示、各種施策の周知）（新）
- ⑦ 経営難に直面している中小企業の相談に対応する「倒産防止特別相談事業」の拡充（新）

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに応じた支援の強化

1. 社会課題解決、革新的なイノベーション創出の担い手として期待されるスタートアップの支援

わが国は、少子高齢化や自然災害、環境・エネルギー問題といった多くの社会課題に直面している。また中小企業においても、慢性的な人手不足、デジタル化を始めたとした生産性向上への対応、事業承継問題など、構造的・本質的な課題を多く抱えている。こうした様々な社会課題や企業が抱える課題の解決、国民生活における利便性向上につながる革新的なイノベーションの担い手として、将来をけん引するスタートアップの創出や成長促進に官民をあげて取り組むことが求められている。

こうした中、昨年11月に新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」が取りまとめられたことは歓迎したい。目標に明記された、世界を見据える東京発ユニコーン創出のみならず、ターゲットとする市場の中で急激な成長を目指す様々な規模のスタートアップに目を向け、そうしたスタートアップの声も踏まえた、実効性のある予算や支援施策の措置に取り組まれない。また、本戦略に明記された起業の裾野拡大、起業数5年で10倍の目標達成に向け、新規創業のみならず大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出に対する支援も重要となる。こうした取り組みを後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（GEMStartup TOKYO）」による支援強化、独立後の新規事業開発活動に対する補助事業の創設などに取り組まれない。

スタートアップの中でも、大企業との連携のみならず、主に中小企業などを想定顧客として、企業の課題解決やイノベーション創出に資するサービスを展開するスタートアップも一定数存在する。当商工会議所では、こうしたサービスを展開するスタートアップと中小企業とのマッチングに取り組むことで、スタートアップの成長促進とあわせて、サービスを活用した中小企業の経

営課題解決、イノベーション促進を目的とした事業を展開している。大企業との連携のみならず、中小企業との連携やオープンイノベーション促進についても、スタートアップの成長促進に向けた議論の対象とし、支援施策を講じられたい。

【具体的要望内容】

- ① 新たなスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づく取り組みの着実な実行（新）
- ② スタートアップの成長促進に向け、ユニコーン創出のみならず、様々な成長志向を持つスタートアップに目を向けた議論の実施と、実態をふまえた予算・支援施策の措置（新）
- ③ 起業の裾野拡大に向けた、大企業からの独立、いわゆるカーブアウトスタートアップ創出を後押しする「新事業発掘プロジェクト事業（GEMStartup TOKYO）」による支援強化、補助制度創設（新）
- ④ 中小企業の課題解決、生産性向上に資する製品・サービスを展開するスタートアップと、中小企業の協業、オープンイノベーション促進に向けた支援強化（「中小企業DX推進に係るスタートアップ支援事業」の推進（新））
- ⑤ 革新的なイノベーション創出に対する、事前調査段階から事業化、社会実装、成果創出に至るまでの切れ目のない支援メニューの充実
- ⑥ スタートアップの多様なアイデアを発掘するための「多段階選抜方式」の導入促進
- ⑦ スタートアップの実績、信用蓄積につながる、実証実験事業などを通じた行政による支援強化、“ファーストカスタマー”としての市場創出支援、公共調達への参入促進
- ⑧ 成果創出までに時間を要するハードウェアベンチャー育成、都内ものづくり産業の活性化に向け、「ものづくりベンチャー育成事業」の継続的な実施
- ⑨ スタートアップ育成に向けた、中長期のハンズオン支援事業の創設
- ⑩ 革新的な製品・サービスの事業化に向け、中小企業がスタートアップと実証実験に取り組む際の補助制度創設、アクセラレータープログラムの費用補助事業の創設（再掲）
- ⑪ 海外VCの誘致、国内スタートアップ情報の発信など、スタートアップの資金調達環境の整備促進、グローバルイベントなどの積極開催
- ⑫ これまでにない革新的なイノベーション創出の妨げとなっている規制に関する情報収集の仕組化、国に対する迅速な提案（新）

2. 経済活力の維持、向上に向けた起業・創業の促進

わが国の企業数は1986年以降年々減少傾向にあり、2006年から2016年の10年間で約60万社が減少している。また、コロナの影響などによる過剰債務問題、足元のエネルギー・原材料価格高騰、人手不足といった課題を背景に、今後中小企業においてさらなる倒産・廃業件数の増加が懸念される。わが国経済の持続的な成長を実現するためには、起業・創業を促進し、企業数の減少に歯止めをかけることが不可欠である。

起業・創業の促進にあたっては、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍の数が低水準であることが課題として挙げられる。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業

予定者や創業初期企業に対する支援強化とともに、起業に対する機運の醸成に取り組む必要がある。東京都においては、「高校生起業家養成プログラム」や、「小中学校向け起業家教育推進事業」の継続実施に取り組んでおり、若年層のアントレプレナーシップ（起業家精神）醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。これらの教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向けの相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

アントレプレナーシップ醸成にあたって、わが国では、一度でも事業で失敗すると社会的な信頼が失われるリスクが大きいことが課題の一つとしてあげられる。実際、当商工会議所が大学と連携して実施する「起業家講演」の学生へのアンケートでも、起業・創業に対するイメージについて「リスクが高い」と回答する割合は高い。今後、倒産・廃業の増加が懸念される中で、再起を目指す起業家の後押しに取り組む「リスタート・アントレプレナー支援事業」は、失敗を恐れず挑戦する経営者の後押しにつながり、「何度でも挑戦できるTOKYO」の実現に資するものである。失敗の経験をアドバンテージとして成長を遂げる企業を後押しするため、本事業を通じた支援強化と再チャレンジをリスクとする機運の醸成に取り組まれない。

創業初期企業が創業後5年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援も重要である。経営体力が乏しい創業初期企業に対して、事業計画の見直し・策定支援や、創業助成事業による支援、資金調達支援、ファンドによる迅速な支援など、事業継続や事業拡大に向けた支援を創設、強化されたい。また、販路に乏しい創業企業と既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、マッチング支援を行うなど、経営の安定化に向けた後押しを継続するとともに、外部環境に影響されることなく安定的に創業支援に関する予算を確保することにより、粘り強く創業支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 新たな地域経済の担い手にもなる起業・創業の促進に向け、特に初等中等教育などの年代も含めた、起業家教育の強力な推進
- ② 創業間もない企業や、新型コロナウイルス感染拡大により開業を控えていた創業予定者に対する迅速な支援（「創業助成事業」の予算枠拡充）
- ③ 再チャレンジを後押しする「リスタート・アントレプレナー支援事業」の強化（新）
- ④ 創業期の「死の谷」や急激な事業拡大局面を乗り越えるための支援強化（経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給、事業計画の見直し・策定支援等）
- ⑤ 創業支援に関する安定的な予算の確保（新）
- ⑥ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
- ⑦ 事業性評価に着目した新たな資金調達手段（事業成長担保権）の活用検討（新）

※東商の取組(2022年度実績)

- 創業窓口相談:2,835件(個別・専門相談)
- 創業ゼミナール:2回開講、各7日間延べ40名参加/2003年11月から開講、延べ卒業生数1,305名
- 創業テーマ別セミナー:年2回開催、延べ41名参加
- 大学における起業家講演:4大学で4回開催
- 2022年度版開業ガイドブックの制作・発行
- 東商アイデアピッチ:参加者66名、登壇者9名(創業5年未満の方を対象とした地域課題の解決に資するビジネスアイデア)

アピッチを東商として初めて開催。

○スタートアップ×中堅・中小企業マッチングイベント:参加者 44 名、登壇者 8 社(ハイブリッド形式のピッチイベント)

3. 地域経済を支える中小企業・小規模事業者に対する支援継続、強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期的な経済活動の停滞、地政学的リスクの高まりなどによる原材料・エネルギー価格高騰の影響を受け、中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境に直面している。従来から課題となっている人手不足や生産性向上、事業承継といった、構造的・本質的な経営課題への対応とあわせて、昨今の不確実性が高い状況下においては、外部環境の変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められている。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、こうした複合的な経営課題の解決に向け、きめ細かな支援を強化する必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、23 支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間 10 万件を超える経営相談に対応し、深刻な経営状況に直面する中小企業・小規模事業者に対し、各種支援施策の活用支援などを実施している。また、中小企業施策の普及のほか経営課題の克服に向けた講習会を開催し、その参加者数は年間延べ 1 万 3 千人に上っている。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添い、課題の整理から解決まで支援する経営指導員の人材確保が必要不可欠である。新型コロナウイルス感染拡大以降、事業者による支援施策活用や資金繰りなどに関する相談が急増する中で、東京都の各種支援施策の充実により都内事業者への支援を継続することができた。外部環境変化が著しい中、引き続き公的支援の強化が求められ、現場で支援を行う相談体制の強化もあわせて行う必要があることから、商工会議所に対する小規模企業対策予算の充実に努められたい。また、地域持続化支援事業(拠点事業)では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や事業の磨き上げなど、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のための高度な支援を行っており、相談者の満足度も高い。令和 5 年度においては、昨今の経営環境を踏まえて、事業転換と円滑な承継を支援する新たな拠点を設置されたことを歓迎したい。引き続き、事業継続や複合的な経営課題解決に向けた支援を行うべく、本事業の周知強化、また安定的な予算確保を求める。

「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」は、事業者自身に気づきを与え、支援機関・専門家と連携、協力しながら、潜在的な課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして大変有効な施策である。中小企業・小規模事業者の経営力向上と自己変革に向けた新たな取り組みを後押しすべく、引き続き、同事業の実施、拡充を図られたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

- ① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する予算の充実

- ② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新、収益力改善）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保
- ③ 「中小企業活力向上プロジェクトアドバンス」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用、支援を受けて事業計画書を作成した事業者に対する支援施策の充実（各種支援施策への加点要素化等）
- ④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2022年度実績)

- 指導件数:巡回指導(対象企業数)10,280社 実績 26,811件 / 窓口指導(対象企業数):20,180社 実績 78,372件
 集団指導(講習会): 576回開催、13,356名参加 / エキスパートバンク事業:273社、実績 631件
- 東商における経営改善普及事業予算等:約 21 億円(内、東京都補助約 18 億円)
- ビジネスサポートデスク相談件数:8,698件

(2) インボイス制度の円滑な導入へ向けた周知・申告支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の制度開始が迫り、中小企業にも対応が求められる中、「取引先の多くが登録しておらず、今後の取引に影響が出てくる」など導入後の混乱を懸念する声も聞かれている。制度導入後の事業者の混乱を防ぐべく、国とともに、インボイス制度の普及・周知を主体的・積極的に取り組まれない。とりわけ、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等を活用した広報を徹底的に行うべきである。

また、業界団体、士業団体等の協力も仰ぎながら、知識習得、課税転換判断、申告手続等といった免税事業者等への支援により、制度導入後の事業者の混乱を防ぐべきである。

【具体的要望内容】

- ① インボイス制度ならびに消費税制度自体の事業者への普及・周知（免税事業者の周知に向けた広報媒体の活用）（新）
- ② 税理士等の専門家との連携による、相談体制の構築（新）

4. 価値ある事業の円滑な承継や事業再編に向けた支援

中小企業経営者の平均年齢は依然として上昇を続けている。このまま事業承継がなされずに、経営者の高齢化が進むと、いずれは廃業を選択せざるをえない。休廃業を選択する企業のうち半数以上は直近の業績が黒字であり、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」が失われる恐れがある。また、休廃業する企業の直近の業績の黒字割合はコロナ以降減少しており、早期に事業承継対策を行う必要性が高まっている。

当商工会議所の調査では、事業継続の意思があるものの、後継者を決めていない事業者が3割以上にのぼっている。近年、東京都の事業承継支援施策は充実し中小企業の事業承継は以前に比べれば進んでいるものの、まだ十分ではなく、より一層の対策が必要である。中小企業の事業承継をさらに進めるためにも、早期着手に向けた「気づき」を促し、「決断」を後押しする取り組みが重要となっている。

事業承継の本質は、経営者交代を機にその時代に合った感覚で自社の事業内容を外部環境の変

化に適合させる「事業ドメイン」を再構築することにある。コロナ禍においては若い経営者ほど、新商品・新サービスの開発や、ECなど新たな販売チャネルの構築といった新事業展開を行っており、昨今の急激な事業環境の変化への対応にも事業承継は良い影響を及ぼすものと考えられる。東京都では「事業承継・再生支援事業」の中で、後継者育成に向け、事業承継塾・後継者イノベーションスクールを実施し、また、「躍進的な事業推進のための設備投資事業」では後継者チャレンジ枠を措置するなど、後継者に焦点を当てた支援を行っているが、後継者の育成面と後継者の新たな取り組みへの支援について、引き続き積極的な支援を図られたい。

抜本拡充された事業承継税制（特例措置）は、相続・贈与時に事業承継に係るキャッシュアウトがゼロになるなど、中小企業・小規模事業者にとって大きなメリットのある制度である。また、特例措置では、複数の株主から最大3名までの後継者を指名可能となったほか、従業員の雇用維持要件の緩和など、より使い勝手の良い制度となっている。しかし、適用期限は2027年12月末までとなっており、さらに事業承継税制を利用する際の前提となる「特例承継計画」の提出期限は2024年3月末に迫っている。当商工会議所へはタイミングが合わず利用したくてもできない事業者の声も多く寄せられている。国に対しては期限が迫っている事業承継税制の「特例承継計画」提出期限の延長ならびに特例措置が期限を迎えるタイミングで一般措置を特例措置並みに拡充することを要望するが、東京都におかれても上記要望に対しての後押しをお願いしたい。なお、東京都では産業労働局内の事業承継税制担当より、特例承継計画の認定窓口を運用し、制度の詳細な解説や相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も引き続き事業承継税制の正しい理解を促進するとともに、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関なども巻き込んだ事業承継税制などの中小企業の事業承継対策を強力に推進されたい。

従業員承継においては、主に金融支援を受け株式を買い取るケースが多い。金融支援については日本政策金融公庫や信用保証制度などを活用し、また、後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けて公的な事業承継支援ファンドや投資育成会社なども活用することで円滑な従業員承継を進めるべきである。

近年、後継者不在企業に対しての有効な選択肢として第三者承継（M&A）への注目度が高まり、中小企業・小規模事業者におけるM&A市場は急速に拡大してきた。それに伴い、「中小M&Aガイドライン」「中小PMIガイドライン」の策定、「M&A支援機関登録制度」の創設など、M&Aを後押しする支援の充実と公正な中小M&Aマーケットの形成へ向けた環境整備も進んだ。一方で、M&Aに対しては、未だに「乗っ取り」「リストラ」「敵対的」などネガティブなイメージを持つ経営者や、「会社の規模が小さく自社がM&Aの対象になるとは思っておらず、M&Aを検討したことがない」という経営者も多く存在している。中小企業・小規模事業者がM&Aによる事業承継を選択するためにも、M&Aによって廃業を回避し、雇用や地域のサービスが維持された事例などを通して、中小M&Aへの意識醸成を図る必要がある。また、実行支援においては、東京都の「企業再編促進支援事業」などの積極的な活用を促し、中小M&Aの推進を図るべきである。

【具体的要望内容】

- ① 後継者への経営権の移行や株式の譲渡にかかる時間を考慮した事業承継計画の策定推進（新）

- ② 事業承継対策の第一歩である自社株式の評価促進（「事業承継支援助成金」を活用した自社株評価の促進）
- ③ 事業承継・世代交代を機に企業が再成長を果たした事例の発信
- ④ 地域金融機関と中小企業が一体となって事業承継対策に取り組むことに寄与する「地域金融機関による事業承継促進事業」の継続
- ⑤ 事業承継をはじめ地域の事業者の事業継続に資する地域持続化支援事業（拠点事業「ビジネスサポートデスク」）の安定的・継続的な予算確保
- ⑥ 民間事業者等が行う後継者育成講座等の費用に対する補助対象化（新）
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底
- ⑧ 経営者保証を不要する「事業承継特別保証制度」（信用保証制度）の周知、活用促進（新）
- ⑨ 事業承継税制の延長・恒久化に向けた後押し
 - ・事業承継税制特例措置の申請期限の延長（2024年3月末⇒2027年12月末まで）
 - ・事業承継税制一般措置の拡充（2028年1月から）
（対象株式制限の撤廃、雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合100%への引上げ等）
- ⑩ 事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進
- ⑪ 事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実（新）
- ⑫ 後継者（経営陣）の安定した経営の確保に向けた公的な事業承継支援ファンドや東京中小企業投資育成株式会社の活用促進
- ⑬ 中小企業がM&Aにより廃業を回避し、事業の成長や従業員の雇用・地域のサービスが維持された事例の発信
- ⑭ 東京都がM&Aプラットフォームと連携し譲渡側の中小企業のM&Aマッチングを支援する「企業再編促進支援事業」の継続、活用促進（新）
- ⑮ M&Aに係る費用を補助する「事業承継支援助成金」の周知・利用促進（再掲）
- ⑯ 中小企業のPMIを支援する「経営統合支援事業」の周知、活用促進（新）

※東商の取組(2022年度実績)

- 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7月、提出先:東京都知事等)
- ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:746社2,262件
- 事業承継診断の実施:診断企47社(社長60歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断)
- 東京都事業承継・引継ぎ支援センター 新規相談企業数973社、成約件数78件
- 事業承継セミナー:44回開催、延べ823名参加

IV. 世界に輝く都市の実現に向けた環境整備

1. 国際競争力向上に向けた都市政策の推進

森記念財団都市戦略研究所が2022年12月に発表した「世界都市ランキング」によると、東京は世界都市ランキングの総合評価で、ロンドン・ニューヨークに次ぐ第3位であるが、第4位のパリとは僅差であり、来年五輪を控えたパリに3位の座を奪われる可能性も指摘されている。詳細を見ると、環境分野の評価が13位となっており、都市を評価する6分野のなかで一番低い評

価分野となっている。GX に向けた取り組みは、都市の国際競争力の重要な評価指標であり、さらなる取り組みが求められている。東京都においては、2050 年に温室効果ガス排出実質ゼロに向けて「ゼロエミッション東京戦略 2020Update&Report」を発表し、2030 年までに温室効果ガス排出量を半減させる目標を掲げている。東京都の温室効果ガス排出量を部門別にみると、オフィスや商業施設等の業務部門の排出量が全体の 36.3%、住宅部門が 28.5%、運輸部門が 14.5%と、3 部門で約 8 割を占めており、東京においては、これら 3 部門からの排出を抑制することが肝要である。

また、文化・交流分野においては、コロナ禍からの外国人訪問者数回復の遅れもあり、東京はロンドン・ニューヨーク・パリに劣後している。東京に刻まれた歴史文化を再認識し、文化と事業を組み合わせることで、まちに新たな付加価値を生み出し、東京の都市力をさらに向上させることが重要である。東京が持つ「文化の力」を最大限活かすために、各地で取り組みが進んでいる「歴史まちづくり法」の活用等を強力に後押しされたい。

他方で、都市の再生や機能強化を担う建設業・運送業は大きな課題に直面している。2024 年 4 月から建設事業・自動車運転業務への「時間外労働の上限規制適用」がはじまる。長時間労働（時間外労働）是正のためには、事業者はあらゆる方策を組み合わせる必要があると迫られている。

その方策のひとつとして、建設業においては、適正な工期設定による時間外労働時間削減が挙げられる。東京都の発注工事は時間外労働の上限規制に配慮した工期設定となっているが、区市町村の発注工事は配慮が十分でないケースも多く、区市町村による適正な工期設定を促す取り組みを推進されたい。また、運送業においては、物流生産性向上による時間外労働時間削減に向けて、荷役設備や倉庫設備、納品（パース）予約、求貨、求車サービス等の設備・システム導入を促進すべきである。また、着荷主事業者が荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握ができるシステムの導入等への支援も重要である。

【具体的要望内容】

- ① 官民を挙げた GX の取り組み強化（断熱改修・エネルギーマネジメントシステム整備等の政策の総動員、キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の強化にあたり事業者の理解を得るための取り組み、ZEB・ZEH 建築のメリットの周知啓発と補助金の新設・拡充、ZEH 補助金申請の簡素化、EV 車・FCV 車（燃料電池自動車）の普及のため EV 充電設備整備、水素ステーションの整備促進、EV 車・FCV 車導入費の支援による早期実装化・普及促進）（新）
- ② 社会インフラを利用した再生エネ設備等の整備促進（港湾・空港・道路等のインフラ施設におけるカーボンニュートラルのさらなる推進、公共空間等を利用した再生エネ設備の設置）
- ③ 国際文化都市東京に向けた街なみ・景観整備（東京における歴史まちづくり法の活用や、歴史を活かしたまちづくり支援制度の拡充、都内に点在する歴史的建造物を活用した文化区域の形成）（新）
- ④ 公開空地等の利活用の推進（公開空地の面積要件の緩和、有料の公益的イベントの日数制限の緩和等）（新）
- ⑤ ウォークブルなまちの整備（パーソナルモビリティ（自転車、キックボード等）走行帯の整備、歩行者とパーソナルモビリティが快適に共存できるモデルエリアの設置）（新）
- ⑥ インフラを支える建設業・運送業の 2024 年問題への対応強化に向けた長時間労働の是正（建

設業における区市町村の適正工期設定を促す取り組みの推進、物流効率化に資する設備等の導入促進) (新)

※東商の取組(2022年度実績)

- 「首都・東京の国際競争力強化に向けた都市政策等に関する要望」(6月、提出先:東京都知事等)
- 「東京都の防災・減災対策に関する重点要望」(10月、提出先:東京都知事等)
- 「カーボンニュートラル実現に向けた建設業・不動産業への期待」講演会開催、29名参加
- 「グリーン社会の実現に向けた交通運輸分野の取り組みと支援施策について」講演会開催、31名参加
- 「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施:回答企業1,102社

2. 中小企業の事業継続と生産性向上に資する税制措置および納税環境の整備

本年発表された都内の公示価格は、社会経済活動の回復を背景に2年連続で上昇した。コスト増により厳しい環境下にある中小企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充、恒久化を検討すべきである。また、企業の前向きな投資活動を促進するため、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

中小企業の業務効率化を推進する上では、都税や公金の電子納税の普及、9都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書などの帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。あわせて、個人住民税の現年課税化が検討されているが、税額計算等に係る数多くの事務作業が発生し、企業に過度な納税負担の増加を招くことから導入には反対である。

【具体的要望内容】

- ① 商業地などに係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置(負担水準の65%、税額の1.1倍)の延長および拡充(負担水準の60%までの引下げ)、小規模非住宅用地に係る2割減免措置の拡充(減免割合の引上げ)および恒久化
- ② 企業活動の拡大を阻害する法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
- ③ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
- ④ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一に向けた取り組み促進
- ⑤ 事業者の納税負担を増加させる個人住民税の現年課税化の導入見送り(新)

3. ツーリズム産業の基幹産業化に向けた支援

コロナ禍からの回復に伴い、世界的に観光需要が急速に戻りつつある中で、国内外の人流は今後ますます活発化することが見込まれる。こうした状況のなか、国は観光を通じた国内外との交流人口の拡大が成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとして、「第4次観光立国推進基本計画」を策定し、インバウンド消費額を早期に5兆円まで回復させるとしており、幅広い裾野を持つツーリズム産業の基幹産業化に向けた施策強化が求められる。

まず、体験型・テーマ別ツーリズムのコンテンツ開発やツアー造成、スポーツイベントの開催・誘致等の他、地域に根差した伝統芸能・祭り、地場産業や文化芸術資源等と連携したイベントなど、多様なコンテンツ開発を支援し、地域住民と訪問者の積極的な交流や街の賑わい創出、地域

の活性化に向けた取り組みを促進されたい。

東京都では、「江戸東京きらりプロジェクト」として、「Old meets NEW」をコンセプトに、伝統を未来につなぐものづくりや、意欲に溢れる取り組みを厳選して、衣食住のジャンルごとに銘品を紹介している。今後も本取り組みを継続的に実施し、プロジェクトのさらなる認知度向上と海外に向けたプロモーション強化を図られたい。

2025年の大阪・関西万博をはじめ、MICEを含めた各種国際イベントの開催により、インバウンド誘客と観光消費拡大に取り組む機運を高めていく必要がある。東京都においては、重要イベントを起爆剤とした本格的な国内外の交流回復を着実に取り込むため、東京の国際競争力強化に向けた都市型観光の戦略的な促進を図られたい。

また、コロナ禍で非常に大きな影響を受けたツーリズム産業においては、従前からの人手不足が深刻化しており、オーバーツーリズムの要因となっている。持続的発展を促すため、人材確保に加えて、生産性向上・資金繰り改善なども含めた幅広い支援が必要である。

【具体的要望内容】

- ① 地場産業や歴史・文化・芸術・スポーツ資源との連携による交流促進と情報発信の強化（新）
- ② 高品質な製品・伝統工芸品などのブランド化・銘品化（新）
- ③ シビックプライド※（郷土愛）醸成に向けた文化教育拡充
- ④ 質の高い商品・サービス提供を維持するための人材確保・育成支援および生産性向上支援
- ⑤ ツーリズム産業全体の取引適正化に向けた取り組み支援（新）

※「シビックプライド」は(株)読売広告社の登録商標

※東商の取組(2022年度実績)

- 「江戸・東京の魅力再発見 TOKYOショーケース」開催(2回)
- 観光情報デジタルブック「東京三昧カレンダー」発刊(3か月ごとに発刊)
- 「変わらぬ文化と技術がいまに息づく甲州街道・内藤新宿」視察会:参加者 19名
- 「歴史と文化芸術で五感をみたく秋の日光街道・千住宿」視察会:参加者 19名
- 「渋谷栄一デジタルスタンプラリー」実施:参加者 1,908名
- 「ツーリズムEXPOジャパン2022」出展
- オンラインセミナー「ビジネスチャンスを見逃さないためのインバウンド戦略最前線」:参加者 95名
- 「わが国の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望」(4月、提出先:国土交通省等)
- 「東京の観光復活に向けた産業・地域振興に関する重点要望」(7月、提出先:東京都知事等)

以上

2023年度第9号
2023年7月13日
第760回常議員会決議

令和5年12月6日

令和6年度 東京都予算への要望

東京都知事
小池百合子様

東京都商店街連合会
会長 山田 昇
東京都商店街振興組合連合会
理事長 山田 昇

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より私どもの業界に対しまして、暖かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、商店街は、地域経済の活力の維持や都民生活の向上において重要な役割を果たしていますが、多くの商店街において少子高齢化の進展に伴う深刻な後継者不足や大型店の進出、デジタル化への対応等、社会経済的な変化に加え、インボイス制度の導入等様々な要因により深刻さを増しており、さらに原材料費等の高騰により厳しい対応を求められています。

これまでも、商店街においては、いわゆる「エキナカ」や郊外型商業施設などの大型店との競合やインターネット通販等の急拡大、一方で、商店街の業種構成がかつての物販店から飲食・サービス業中心へとシフトしつつあるなど、大きな構造変化を迫られてきたところです。

私どもは、自ら直面する困難な課題解決のための創意・工夫や自助努力を積み重ねる一方、現実的かつ具体的な提案を各方面に対して行い、関係行政機関等との連携を一層強化していくことが必要不可欠であると考えています。

こうした社会経済状況の中で商店街の諸課題への対応に永年に渡り取り組まれております小池知事に敬意を表するとともに、どうか、都内商店街が置かれている現状をご理解していただき、令和6年度の東京都予算等に私達の願いを反映させるべく、下記の事案にご配慮賜りますよう、よろしく申し上げます。

記

1. コロナ後における商店街支援の継続・強化について

「商店街チャレンジ戦略支援事業（新・元気を出せ！商店街事業）」をはじめとした、これまでの商店街振興事業につきましては、東京都からのご支援をいただき、イベント事業を中心にすべての面でより強化され、より良い事業として構築されてきました。

今後アフターコロナにおいては、これらの事業は財政状況が厳しい商店街にとって、活性化を図るうえでの大きな後押しとなり、地域経済・社会に潤いと活気をもたらすとともに、地域における安全・安心な街づくりに大きく貢献しておりますので、引き続きご支援をお願いします。

商店街や会員事業者を取り巻く商店街運営について、会費等の集金事務や地域・行政などとの連絡・調整および各種申請書類作成、さらにインボイス制度や電子帳簿保存法への対応など設備投資や外部専門家への依頼など負担が大きくなっています。商店街及び会員事業者が効率的に事業を実施できるよう、商店街事務局組織の強化に資する人材の育成並びに組織の維持運営に対する支援をお願いいたします。

昨今の物価高等が続くなか、消費を拡大し、経済の活性化を図るため、令和3年度・令和4年度に取り組んでいただいた東京都生活応援事業について継続した実施をお願いいたします。その実施にあたっては、強い消費刺激作用があり、短期間で小規模事業者をはじめ地域経済への波及効果が出るよう、商品券へのプレミアム付与とキャッシュレス決済を行う際へのプレミアム付与について支援をお願いいたします。

2. 世界陸上2025開催を契機とした商店街の観光活用について

東京2020オリンピック・パラリンピックはコロナ禍において無事に終了しましたが、2年後の2025年に東京で世界陸上が開催されます。

こうした国際イベントは、多くの観光客に東京の魅力をアピールし、千客万来の「観光立国」を実現する絶好の機会となります。

インバウンド需要に対応するため、都市の顔である商店街の観光インフラ整備に向けて様々なご支援をお願いいたします。

3. 商店街の女性活躍推進について

高齢化と人口減少の中、商店街活性化の新たな担い手の発掘・商店街での新規起業者の育成等、新しい商店街の魅力創造が求められています。そのため私どもは、女性が積極的に活動できるような環境を整えていく必要があると考えています。つきましては、商店街や商店街の連合会等の女性部組織の育成や活動への負担軽減策、女性が商店街で働きやすい環境の構築、商店街空き店舗への新規出店者への優遇措置等、手厚いご支援をお願いいたします。